

観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

～ともに取り組み・参加する 資源循環のまち かんおんじ～

令和3年3月

観 音 寺 市

(用語解説について)

本文中に「*」を示した用語については、資料編「4 用語集」に解説を掲載しています。

ごあいさつ

本市のごみ処理につきましては、平成23年3月に「観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、3R運動の推進など環境への負荷が少ない循環型社会を目指し、ごみの減量化や資源化に努めるとともに、排出されたごみの適正な処理と処分を行ってきました。



近年、地球温暖化をはじめとする気候変動による地球環境問題への対策が急務となっている中、我が国は、循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画に沿って、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成が必要であるとしています。

そのような中、本市では前計画の計画期間終了に伴い、社会情勢の変化やごみの適正処理に関する課題を踏まえたうえで計画を見直し、令和3年度から今後10年間のごみ処理の基本となる新たな「観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

新たな計画では、廃棄物処理行政に係るさまざまな問題や課題について、総合的な見地から検討を行い、市民・事業者・行政の3者協働による3Rの推進、環境負荷の少ない適正なごみ処理システムの構築を方針に掲げ取り組んでまいります。

持続可能な循環型社会の構築は、行政のみで実現できるものではありません。本市では、本計画の基本理念を「ともに取り組み・参加する 資源循環のまち かんおんじ」と定め、市民の皆様及び事業者の方々と引き続き連携し、協働しながら諸施策を推進してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました観音寺市廃棄物減量等推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様方に心から感謝を申し上げますと共に、本市の廃棄物処理施策の取り組みに今後一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

観音寺市長 白川 晴司

目 次

第1章 基本計画策定の趣旨	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 計画の期間	3
第2章 観音寺市の概要	4
2.1 位置・概要	4
2.2 気象	5
2.3 人口・世帯数の推移	6
2.4 産業	7
(1) 事業所数及び従業者数の推移	7
(2) 工業及び商業の推移	7
2.5 土地利用	9
2.6 行財政状況	10
第3章 ごみ処理の現状と課題	11
3.1 ごみ処理の現状	11
(1) ごみ処理の流れ	11
(2) 分別区分と収集方法	12
(3) ごみ排出量の推移	13
(4) 焼却処理量等の推移	20
(5) 可燃ごみの性状	21
(6) 資源化の推移	22
(7) 最終処分量の推移	24
(8) ごみ処理施設の状況	26
(9) ごみ処理経費の推移	27
(10) ごみ減量化・再生利用に係る補助制度	30
3.2 ごみ処理の評価とごみ処理方式の検証	31
(1) 国の目標値を基準とした評価	31
(2) 香川県目標値を基準とした評価	32
(3) 全国の類似都市との比較による評価	34
(4) 類似都市の平均値を基準としたレーダーチャートによる評価	39
(5) 前計画及び環境基本計画の目標値を基準とした評価	41
(6) ごみ処理方式の検証	41
3.3 ごみ処理の課題	43
(1) リデュース・リユースの課題	43
(2) 資源化の課題	43
(3) 収集・運搬の課題	43

(4) 処理・処分の課題.....	44
(5) 市民・事業者・行政等の連携.....	44
(6) その他の課題.....	45
第4章 予測と目標.....	46
4.1 将来人口の推計.....	46
4.2 ごみ排出量等の予測手法.....	47
4.3 現状のまま推移した場合のごみ排出量等の予測.....	48
4.4 減量化等の目標達成後の予測結果.....	51
(1) 目標達成に向けての予測の考え方.....	51
(2) 減量化等の目標達成後の予測結果.....	52
4.5 数値目標.....	54
(1) ごみ排出量の削減目標.....	54
(2) リサイクル率の目標.....	56
(3) 最終処分率の目標.....	56
(4) 数値目標のまとめ.....	57
第5章 ごみ処理の基本理念と基本方針.....	58
5.1 基本理念.....	58
5.2 基本方針.....	58
5.3 市民・事業者・行政の役割.....	59
(1) 市民の役割.....	59
(2) 事業者の役割.....	59
(3) 行政の役割.....	59
第6章 ごみ処理基本計画の施策体系.....	60
6.1 特徴的な類似都市の施策等.....	60
(1) ごみ減量化における優良類似都市の抽出方法.....	60
(2) ごみ減量化優良都市の抽出結果.....	61
(3) ごみ減量化優良都市の施策分析の考え方.....	63
(4) ごみ減量化優良都市の施策分析結果.....	64
6.2 本市の施策体系.....	65
(1) ごみ処理基本計画の施策体系.....	65
(2) 基本方針1【ごみ発生抑制の推進】.....	67
(3) 基本方針2【適正な資源循環利用の推進】.....	68
(4) 基本方針3【適正な処理・処分の推進】.....	69
第7章 収集運搬、中間処理、最終処分体制.....	71
7.1 収集運搬体制.....	71
(1) ごみ排出量等の見通し.....	71
(2) 収集・運搬体制.....	72
(3) その他.....	73

7.2 中間処理体制.....	74
(1) 中間処理施設.....	74
(2) 中間処理量の見通し.....	75
7.3 最終処分体制.....	76
(1) 最終処分場.....	76
(2) 最終処分量の見通し.....	76
7.4 その他関連する事項.....	76
第8章 ごみ処理基本計画の推進体制.....	77
8.1 推進体制.....	77
8.2 計画の進行管理.....	77
8.3 市民への情報提供.....	78

参考資料

第1章 基本計画策定の趣旨

第1章 基本計画策定の趣旨

1.1 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画*は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律137号）（以下「廃棄物処理法*」という）第6条第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものである。計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会情勢、一般廃棄物*の発生の見込み、地域の開発計画、市民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分に検討する必要があるとされており、「ごみ処理基本計画策定指針*」（環境省、平成28年9月）において、目標年次を10年から15年先において、概ね5年ごとに計画を改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、計画の見直しを行うことが適切であるとされている。

観音寺市（以下「本市」という）においては、平成23年3月に「観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定して以降、市民、事業者、行政の協働のもと、環境負荷を減らし、次世代に良好な環境を残すための取り組みを進めてきた。

一方、国においては、「質にも着目した循環型社会*の形成」を基本に、SDGs*（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）の概念を取り込んで、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げて、平成30年6月に「第4次循環型社会形成推進基本計画*」を閣議決定した。また、この計画を踏まえて「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針」（環境省、平成28年1月、以下「廃棄物処理基本方針*」という）を改定する予定となっている。

以上のことを踏まえ、本市の一般廃棄物（ごみ）処理についての現状を十分に把握し、長期的な視野に立って、環境負荷低減の見地から検討を重ねるとともに、各種関連計画との整合を図りながら、「観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改訂（以下「本計画」という）を行うものとする。

1.2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法*第6条第1項の規定に基づき策定するものである。対象とする廃棄物*は一般廃棄物*であり、一般的には「ごみ処理基本計画*」、「生活排水処理基本計画*」で構成されるが、本計画はこのうち「ごみ処理基本計画*」を策定するものとする。

なお、本計画の策定にあたっては、第2次観音寺市総合振興計画（平成30年3月）、第2次観音寺市環境基本計画*（平成31年3月）及び関連法令・計画等との整合・調和を図るとともに、ごみの排出抑制及び発生から最終処分*までの適正処理を総合的・計画的に進めるために、必要な基本的事項を定める。

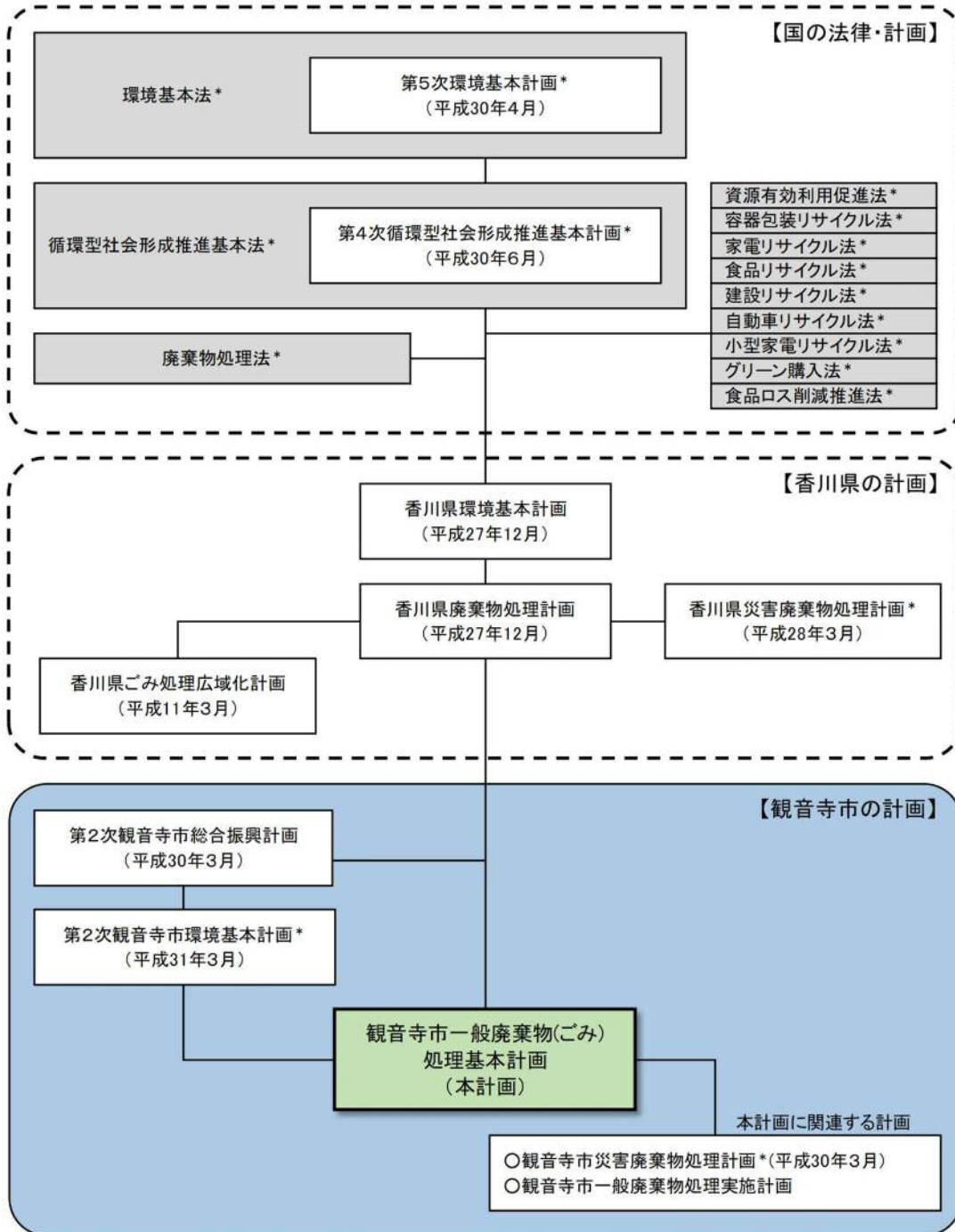


図 1.2.1 関係法令・計画等との関係

1.3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、中間目標年度を令和7年度とする。

また、本計画は、国の「ごみ処理基本計画策定指針*」に基づき、概ね5年毎に見直しを行うこととするが、国における廃棄物行政の動向や社会経済情勢の変化などにより、本計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合も適宜見直すこととする。

表 1.3.1 計画の期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
第2次観音寺市総合振興計画 (平成30年度～令和9年度)										次期・観音寺市総合振興計画(予定)		
第2次観音寺市環境基本計画* (令和元年度～令和9年度)										次期・観音寺市環境基本計画(予定)		
		←→	開始	←→			中間 目標	←→				最終 目標
		計画 策定 期間	計画期間(令和3年度～令和12年度)									
			計画 開始 年度					中間 目標 年度				

第2章 観音寺市の概要

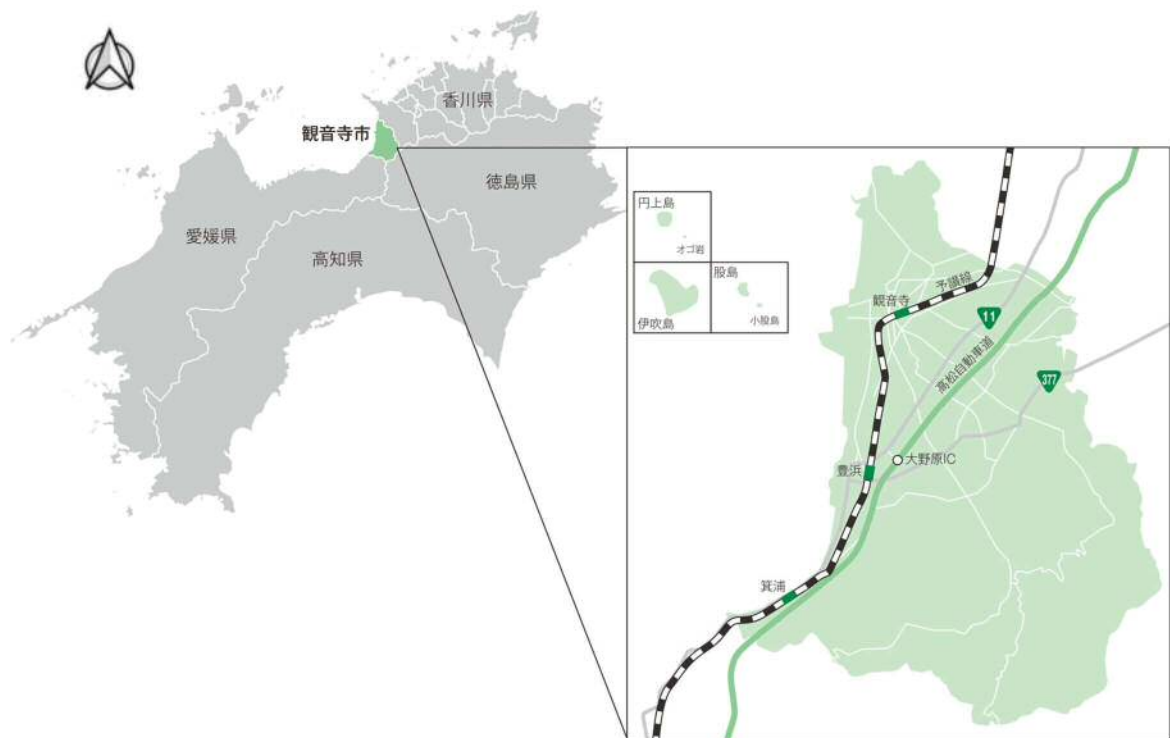
第2章 観音寺市の概要

2.1 位置・概要

本市は、香川県の西南部（北緯 34°08′、東経 133°40′）に位置し、総面積は 117.83km² で西は瀬戸内海の燧灘に面し、沖合に伊吹島などの島しょを有している。また、南東部は徳島県、南西部は愛媛県と接しており南部は高知県にも近く、四国4県の県庁所在地には車で約1時間と、四国のほぼ中央部に位置している。

市内の主要幹線道路としては、国道11号と国道377号が北東から南西に通る、国道11号と並行する高松自動車道には、大野原インターチェンジを介して接続している。これら3つの道路に加えてJR予讃線が通り、市内には観音寺駅、豊浜駅、箕浦駅の3つの駅を有している。

南部には、四国八十八箇所第66番札所「雲辺寺」を有する讃岐山脈の雲辺寺山、金見山など、標高500～1,000m級の山々が連なっている。市の中央部には三豊平野が広がり、香川県最大の流域面積を持つ財田川や柞田川などの河川が東部から西部に向かって流れている。市内にはため池が多数点在し、地勢の大きな特色となっている。



出典：第2次観音寺市総合振興計画(観音寺市、平成30年3月)

図 2.1.1 本市の位置

2.2 気象

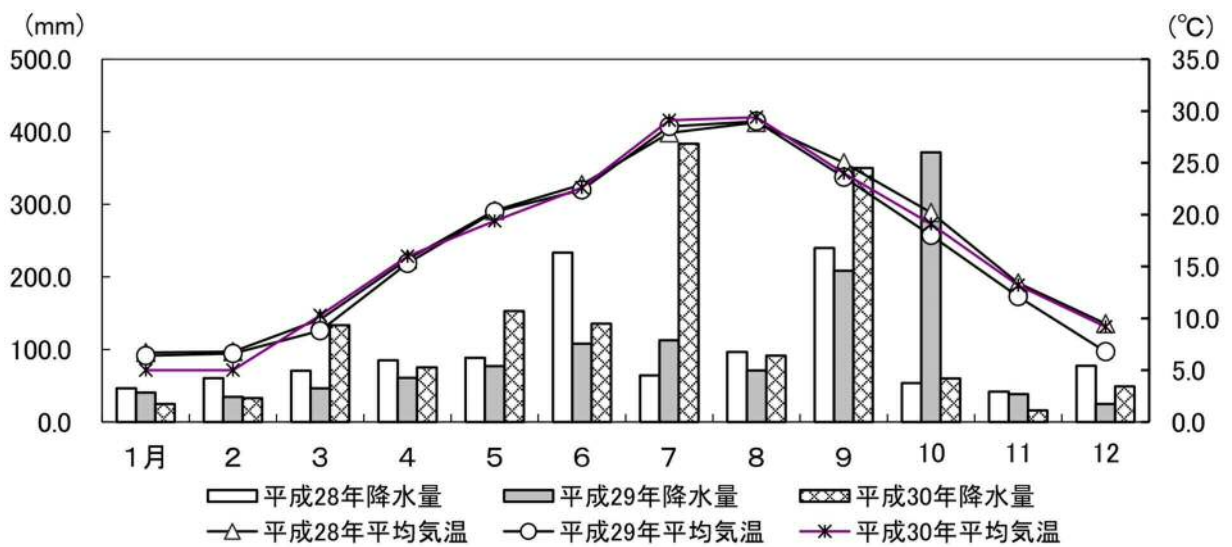
本市の気候は、年間を通して雨が少ない瀬戸内式気候に属し、夏の季節風は四国山地、冬の季節風は中国山地によって遮られることから、台風や大雪の被害が比較的少ないことが特徴である。

本市の年間平均気温は16.4℃で年間を通して温暖であり、住みやすい地域である。年間平均降水量は約1,200mmであり、梅雨期と台風時に集中し、冬季は平野部において小雨となる。

表 2.2.1 気象概要

年	区分	気温(℃)			年間降水量(mm)
		平均	最高	最低	
平成26年		15.1	37.7	-4.3	1,034.5
平成27年		16.5	35.6	-1.0	1,133.5
平成28年		17.3	35.7	-1.9	1,158.5
平成29年		16.5	37.2	-1.2	1,194.5
平成30年		16.8	37.6	-3.7	1,505.5
5ヶ年平均		16.4	36.8	-2.4	1,205.3

出典：令和元年度版 統計かんおんじ
注)気温の最高、最低はその年の極値



出典：令和元年度版 統計かんおんじ

図 2.2.1 月別降水量及び気温

2.3 人口・世帯数の推移

本市の人口及び世帯数の推移を図 2.3.1 に示す。令和元年 10 月 1 日において、人口は 60,071 人、世帯数は 25,241 世帯である。過去の推移を見ると、人口は若干の減少傾向を、世帯数は微増傾向をそれぞれたどっており、世帯構成人員は減少傾向にある。

年齢 3 区分の人口構成でみると、10 人に 1 人が年少（14 歳以下）、6 人が生産年齢（15～64 歳）、3 人が老年（65 歳以上）という状況になっており、高齢化が徐々に進んできている。

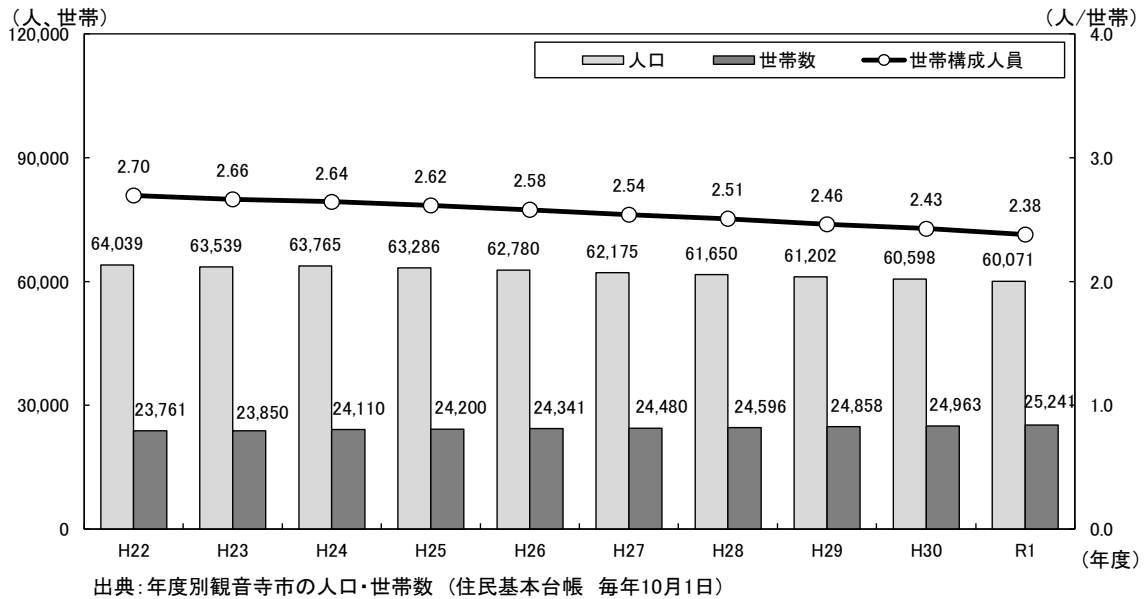


図 2.3.1 人口及び世帯数の推移

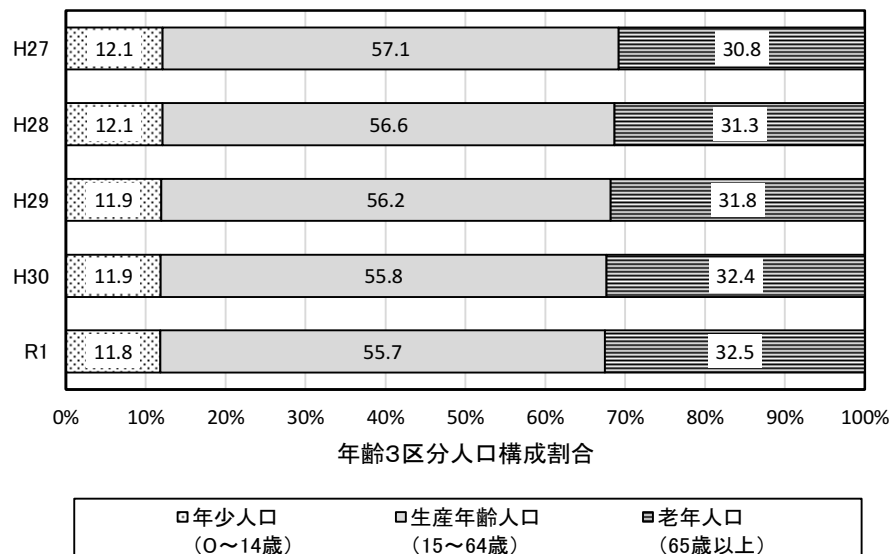
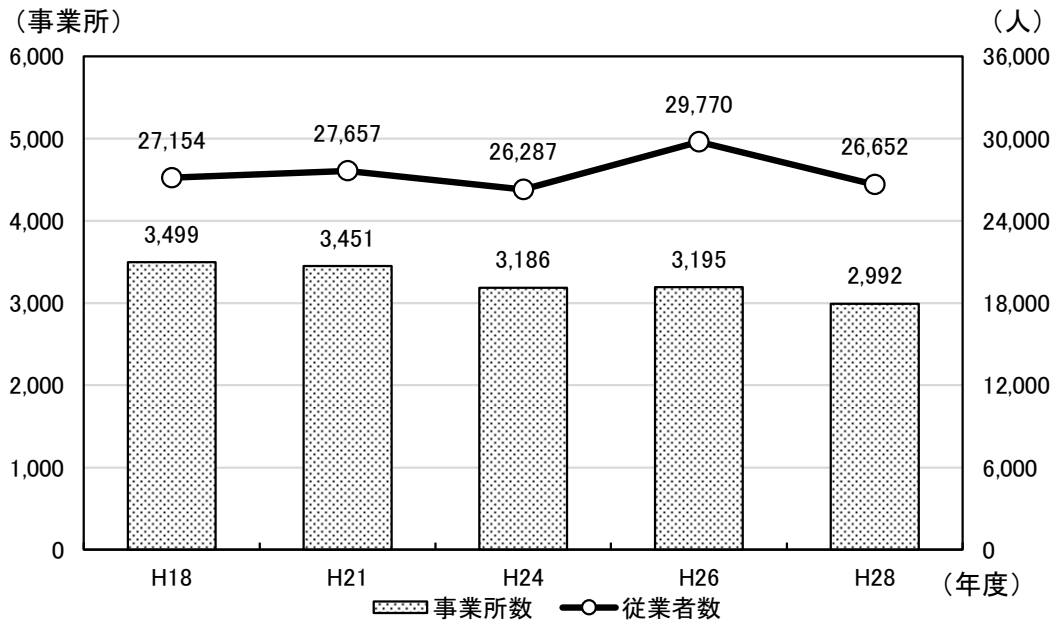


図 2.3.2 年齢 3 区分人口構成の推移

2.4 産業

(1) 事業所数及び従業者数の推移

本市の事業所数及び従業者数の推移は、図 2.4.1 に示すとおりである。平成 18 年度から事業所数については減少傾向にあるが、従業者数は概ね横ばい傾向にある。



出典1)事業所・企業統計調査結果(平成18年)

出典2)経済センサス(平成21年、平成24年、平成26年、平成28年)

注)事業所とは民営事業所を指す、事業内容等不詳の事業所は含まない。

図 2.4.1 事業所数及び従業者数の推移

(2) 工業及び商業の推移

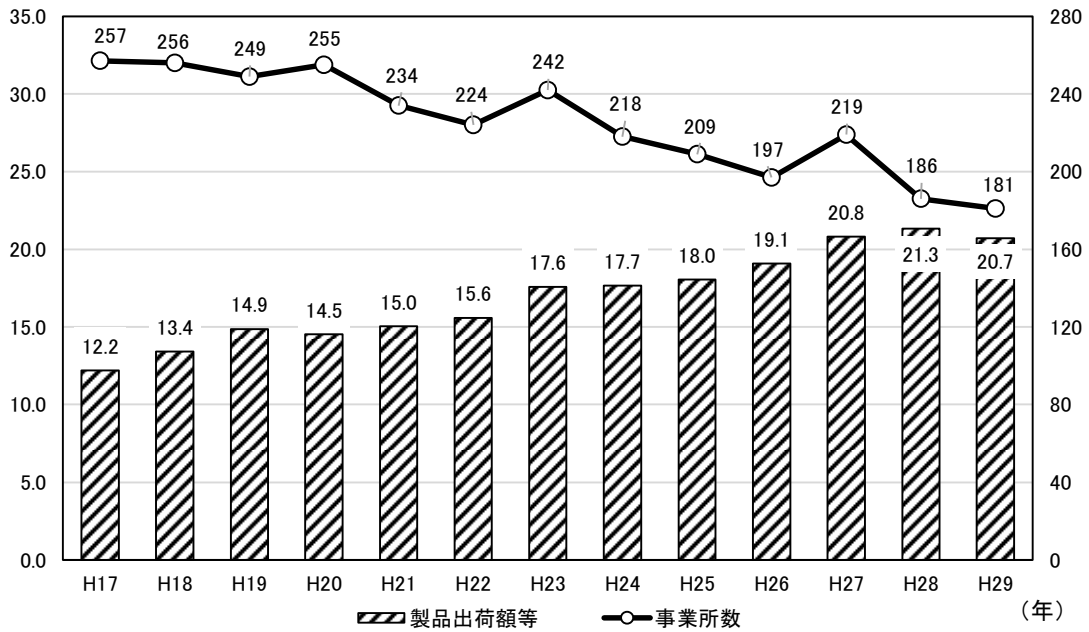
工業においては、図 2.4.2 に示すとおり、事業所数は平成 17 年以降減少傾向にあり、製造品出荷額等については平成 17 年以降継続して増加傾向にあるが、平成 29 年は前年より減少している。

商業においては、図 2.4.3 に示すとおり、卸売業は商品販売額が平成 19 年以降平成 26 年まで増加傾向にあったが、平成 28 年には減少している。事業所数も平成 26 年まで継続して減少していたが、下げ止まっている。

小売業については、商品販売額が平成 24 年まで減少傾向にあったが、平成 26 年以降増加傾向に転じている。事業所数は卸売業と同様に平成 26 年まで継続して減少していたが、下げ止まっている。

製品出荷額等
(百億円)

事業所数



出典:工業統計調査

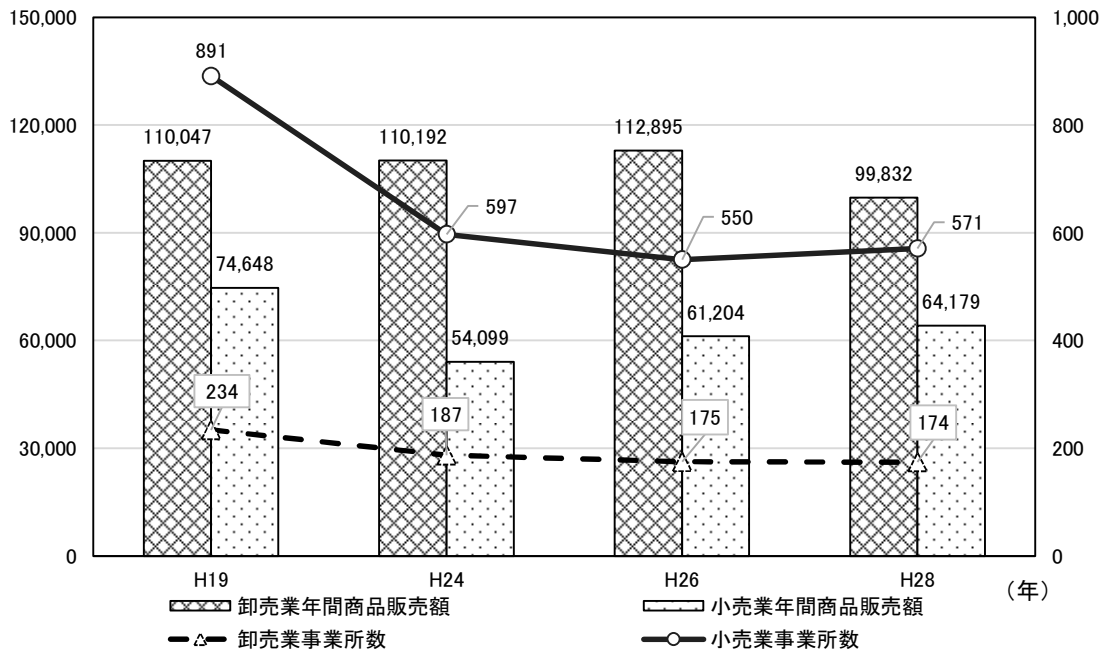
出典:平成24年経済センサス(H23実績)、平成28年経済センサス(H27実績)

注)各年12月31日現在(平成28年、平成29年は6月1日現在)

図 2.4.2 工業の推移

年間商品販売額
(百万円)

事業所数



出典:商業統計調査(平成19年、平成26年)

出典:経済センサス(平成24年、平成28年)

図 2.4.3 商業の推移

2.5 土地利用

本市における土地利用の状況は、表 2.5.1 及び図 2.5.1 に示すとおり、山林が最も多く約 22%を占めている。次に田が約 20%、宅地が約 12%となっている。

また、本市の都市計画区域は、令和2年4月1日現在、観音寺都市計画区域（1,707ha）と豊浜都市計画区域（265ha）の2つが存在する。観音寺都市計画区域では市街化区域及び市街化調整区域の線引きは行われておらず、用途地域、風致地区、臨港地域の指定を行っている。豊浜都市計画区域も同様に市街化区域及び市街化調整区域の線引きは行われておらず、臨港地域の指定を行っている。

表 2.5.1 土地利用の推移

単位: km²

区分	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総面積
平成29年	24.0	8.6	13.5	0.2	25.4	0.1	3.6	42.4	117.8
平成30年	24.0	8.6	13.5	0.2	25.4	0.1	3.6	42.4	117.8
令和元年	23.9	8.6	13.6	0.2	25.3	0.1	3.6	42.5	117.8

出典: 令和元年度版 統計かんおんじ

(各年1月1日現在)

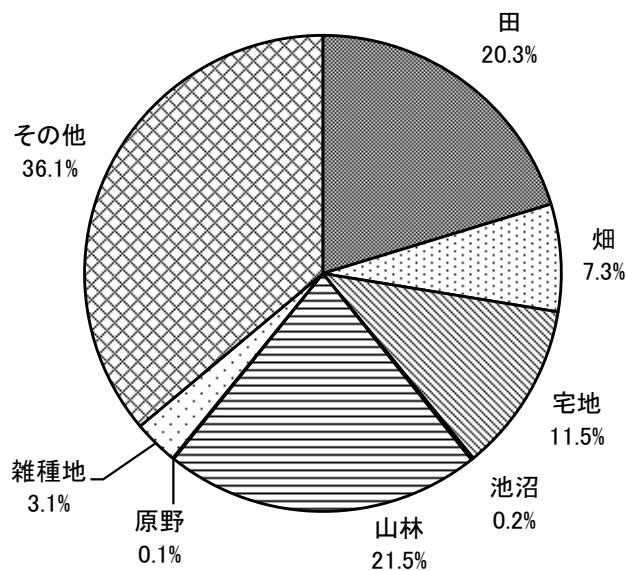


図 2.5.1 土地利用状況 (令和元年現在)

2.6 行財政状況

本市の一般会計決算額（歳出）は、表 2.6.1 及び図 2.6.1 に示すとおりである。民生費が全体の約 36% を占めており、次いで総務費約 17%、公債費約 13%、教育費約 11%、衛生費約 9% の順になっている。

表 2.6.1 一般会計決算額（歳出）

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総額	26,393	28,783	24,673	25,601	25,882
議会費	262	235	234	233	231
総務費	3,124	2,751	2,391	2,732	4,287
民生費	8,507	8,552	8,599	8,491	9,213
衛生費	2,522	2,451	2,397	2,433	2,316
労働費	30	30	30	30	30
農林水産業費	947	915	1,391	1,634	1,165
商工費	636	562	572	506	510
土木費	1,855	1,648	1,606	1,741	1,777
消防費	1,162	939	1,184	979	255
教育費	4,150	7,513	3,115	3,493	2,711
災害復旧費	50	50	5	51	19
公債費	3,122	3,118	3,094	3,218	3,348
諸支出金	27	19	54	60	20
予備費	0	0	0	0	0

出典：観音寺市ホームページ（決算状況）

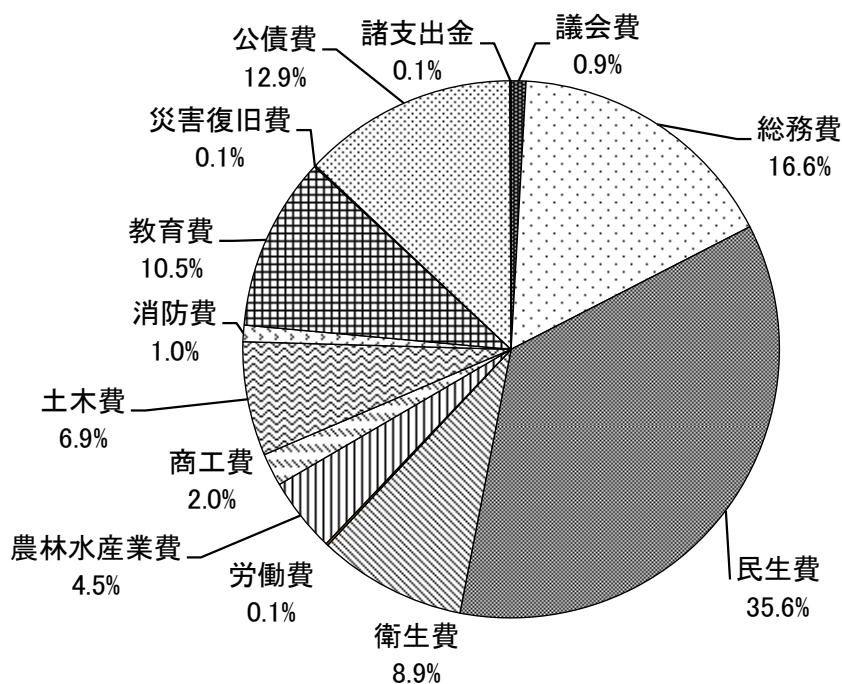


図 2.6.1 一般会計決算額（令和元年度）

第3章 ごみ処理の現状と課題

第3章 ごみ処理の現状と課題

3.1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の流れ

本市で発生するごみのうち、本計画で対象とするごみは、家庭から排出される家庭系ごみ*及び事業所から排出される産業廃棄物*を除く事業系ごみ*とする。

ごみ処理フローは、図 3.1.1 に示すとおり、中間処理施設で焼却処理、メタン発酵処理*、固形燃料化処理を行い、資源化、最終処分*されるものと、資源ごみ・集団回収*のように資源化施設で資源化するものがある。

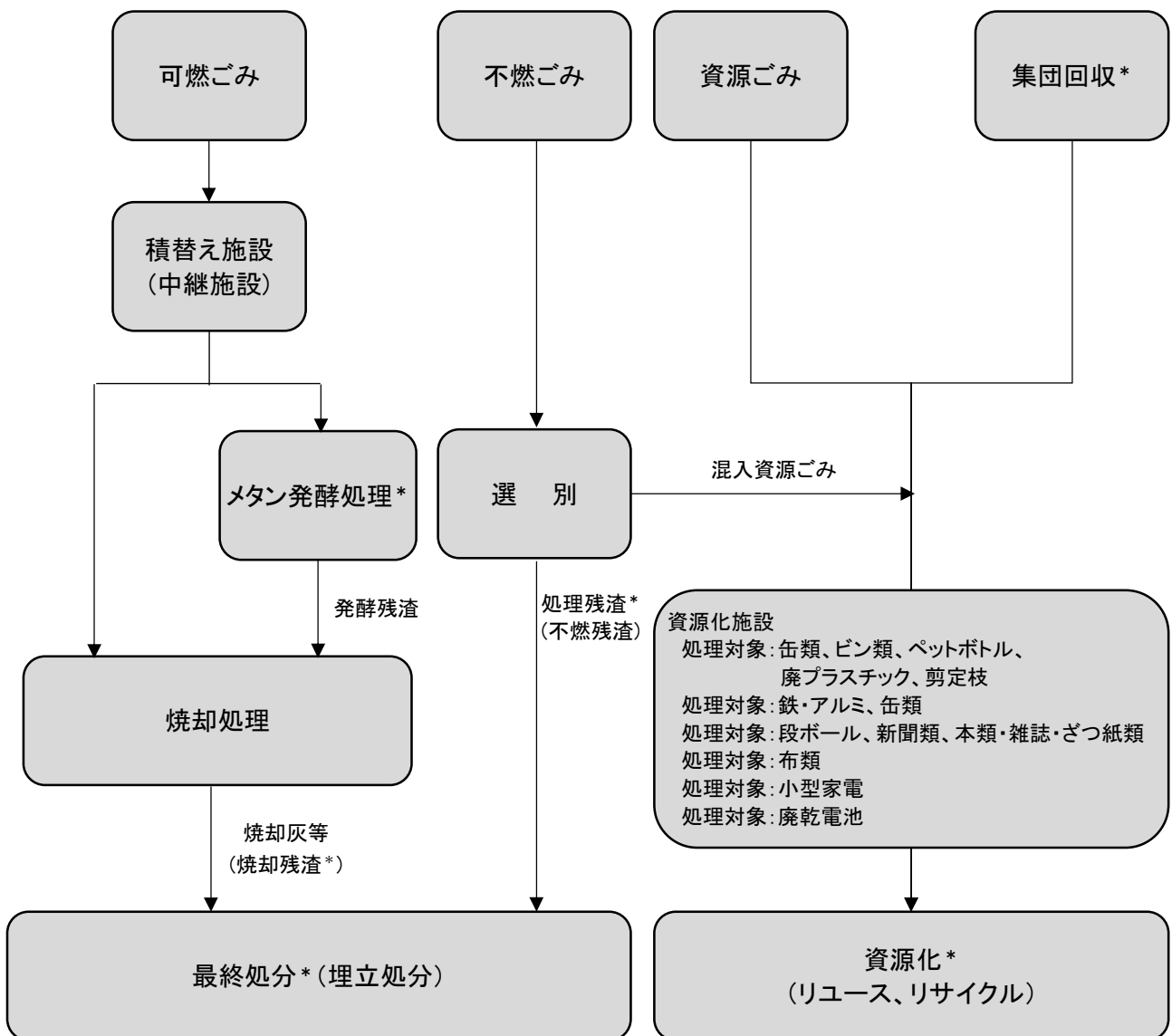


図 3.1.1 ごみ処理の流れ

表 3.1.1 処理主体

区分		観音寺地区	大野原地区	豊浜地区
収集・運搬	可燃ごみ	委託		
	不燃ごみ	委託		
	資源ごみ	一部委託	委託	
中間処理*		委託		
最終処分*		委託		

出典: 令和2年度一般廃棄物処理計画(観音寺市)

(2) 分別区分と収集方法

本市における家庭系ごみ*の分別区分と収集方式は、表 3.1.2 に示すとおりである。可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの一部（布類等）については、本市の指定袋による排出を行っており、基本的にはステーション方式での収集を行っている。

表 3.1.2 家庭系ごみの分別区分と収集方法等

分別区分		指定容器	収集方法	収集頻度		
大分類(3種)	小分類(14分類)					
1 可燃ごみ	1 可燃ごみ	指定袋(乳白色(白色)半透明)	ステーション方式 持込み方式	2回/週		
2 不燃ごみ	2 不燃ごみ	指定袋(無色透明)		ステーション方式 持込み方式	2回/月	
3 資源ごみ	3 廃プラスチック類	キャリー	ステーション方式 持込み方式			2回/月
	4 缶類					
	5 ビン類					
	6 ペットボトル					
	7 段ボール	ひもで十字に縛る				
	8 新聞類					
	9 本類・雑誌・ざつ紙類	キャリー			2回/月	
	10 鉄類					
	11 布類	指定袋(無色透明)			2回/月	
	12 剪定枝	ひもで縛る			2回/週	
	13 小型家電	キャリー・回収ボックス			2回/月	
	14 廃乾電池	キャリー・回収ボックス			地域の指定ボックス	随時

出典1) 令和2年度一般廃棄物処理計画(観音寺市)

出典2) 観音寺市ホームページ

(3) ごみ排出量の推移

1) ごみ総排出量の推移

ア 年間ごみ総排出量

本市のごみ総排出量*の推移は、図 3.1.2 及び表 3.1.3 に示すとおりである。ごみ総排出量*は、平成 25 年度 18,095t/年をピークに減少傾向にあり、令和元年度 16,619t/年となっている。

ごみ総排出量*の約 8 割を占めている家庭系ごみ*は、平成 23 年度 15,132t/年から減少傾向にあり、事業系ごみ*は平成 28 年度に一度減少したが、平成 29 年度以降、増加傾向にある。また、集団回収*は平成 22 年度以降減少傾向にあり、令和元年度は平成 22 年度の半分程度となっている。

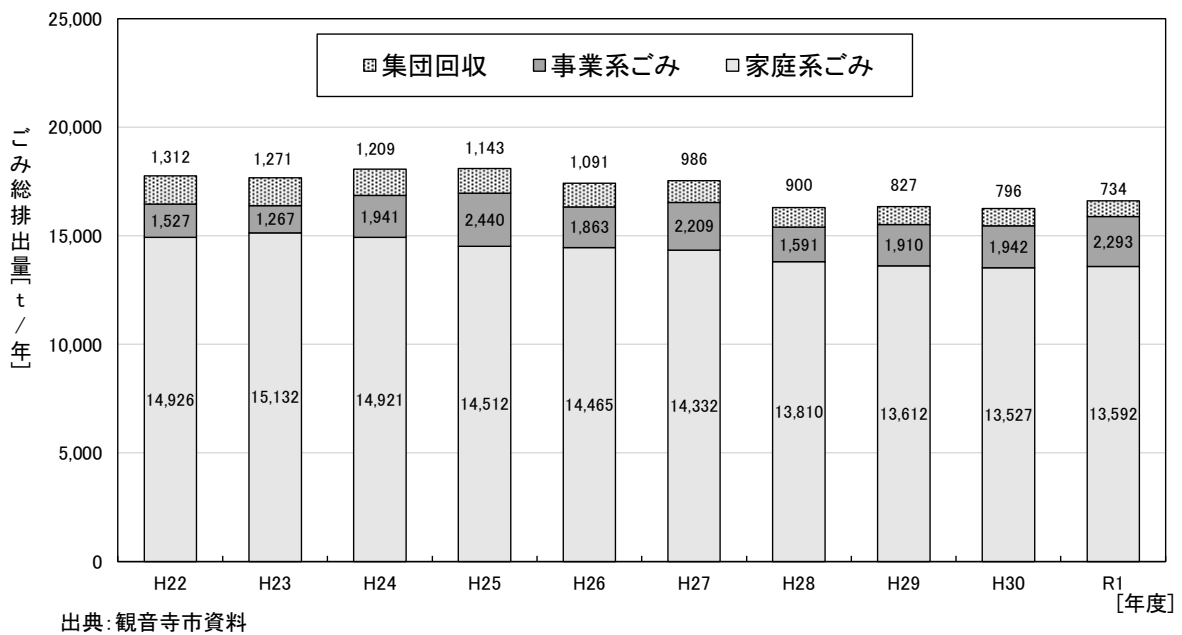


図 3.1.2 排出形態別ごみ総排出量の推移

表 3.1.3 排出形態別ごみ総排出量の推移

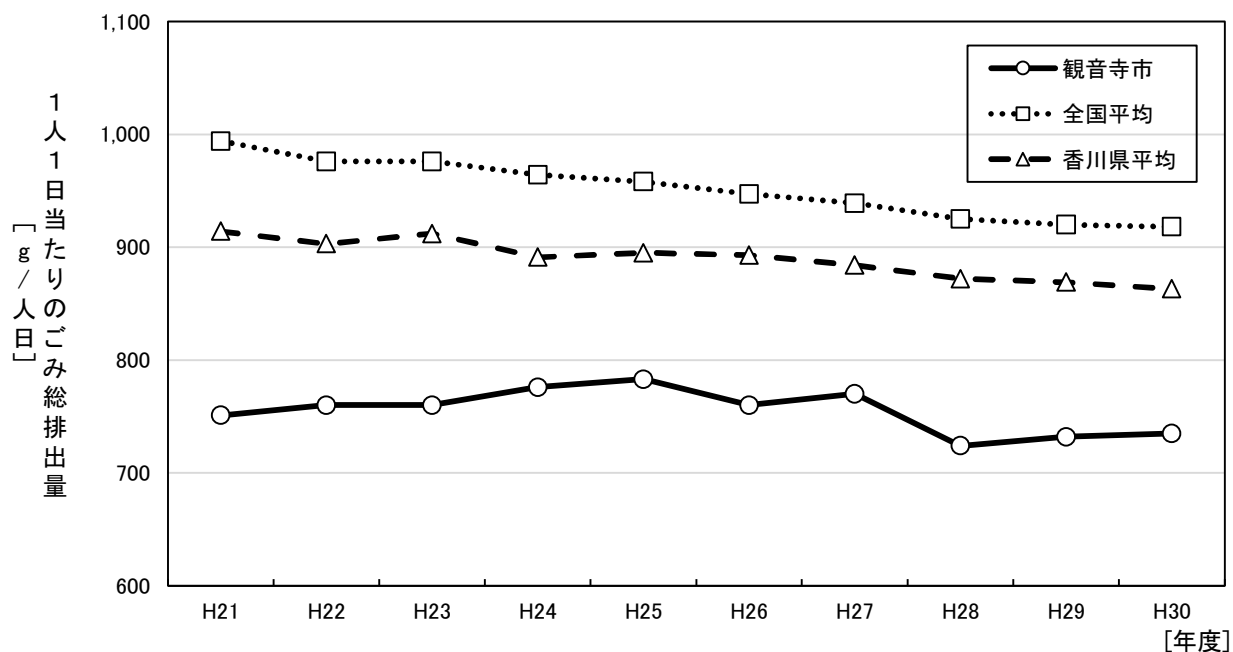
[年度]	単位:t/年									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
家庭系ごみ*	14,926	15,132	14,921	14,512	14,465	14,332	13,810	13,612	13,527	13,592
事業系ごみ*	1,527	1,267	1,941	2,440	1,863	2,209	1,591	1,910	1,942	2,293
集団回収*	1,312	1,271	1,209	1,143	1,091	986	900	827	796	734
ごみ総排出量*	17,765	17,670	18,071	18,095	17,419	17,527	16,301	16,349	16,265	16,619

出典: 観音寺市資料

イ 1人1日当たりごみ総排出量の全国平均等との比較

本市の1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較は、図 3.1.3 及び表 3.1.4 に示すとおりである。

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は、全国平均及び香川県平均より少なく、平成28年度以降724～735gである。



出典1)観音寺市:観音寺市資料

出典2)全国及び香川県:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.1.3 1人1日当たりごみ総排出量の全国平均等との比較

表 3.1.4 1人1日当たりごみ総排出量の全国平均等との比較

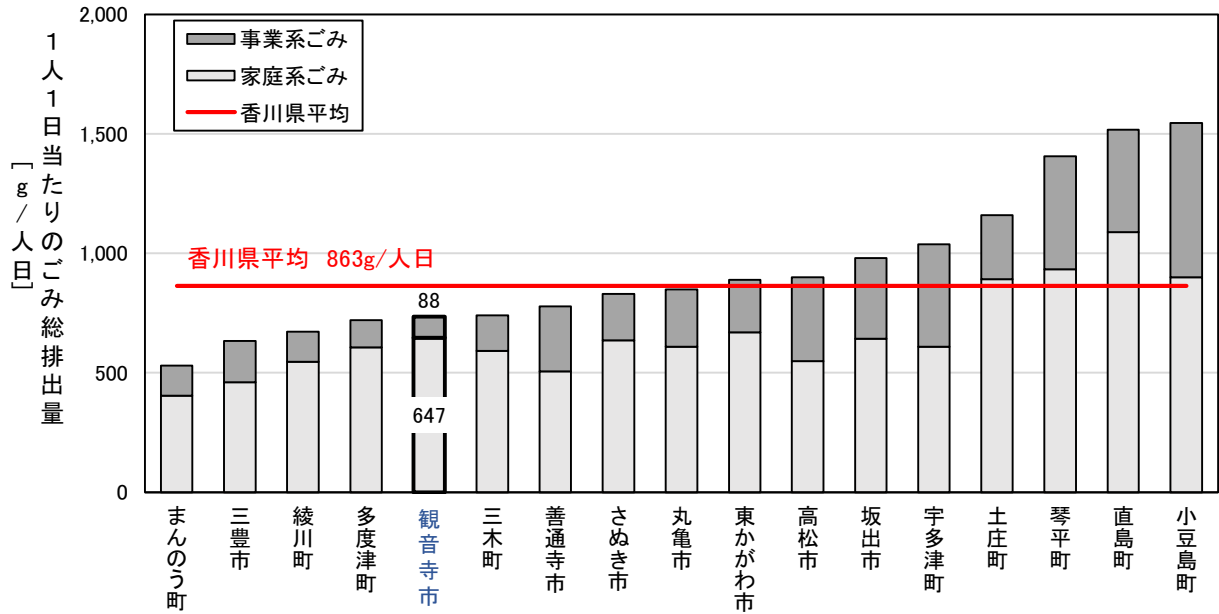
[年度]	単位:g/人日									
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
観音寺市	751	760	760	776	783	760	770	724	732	735
全国平均	994	976	976	964	958	947	939	925	920	918
香川県平均	914	903	912	891	895	893	884	872	869	863

出典1)観音寺市:観音寺市資料

出典2)全国及び香川県:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

ウ 1人1日当たりごみ総排出量の県内の自治体との平成30年度の比較

香川県内の自治体における1人1日当たりのごみ総排出量は、図3.1.4及び表3.1.5に示すとおり、香川県内の17市町の中で5番目に少なくなっている。



出典1)観音寺市:観音寺市資料
出典2)観音寺市以外:平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.1.4 香川県内の自治体における1人1日当たりごみ総排出量

表 3.1.5 香川県内の自治体における1人1日当たりごみ総排出量

順位	自治体名	1人1日当たりのごみ総排出量* [g/人日]	順位	自治体名	1人1日当たりのごみ総排出量* [g/人日]
1	まんのう町	530	11	高松市	900
2	三豊市	633	12	坂出市	981
3	綾川町	671	13	宇多津町	1,038
4	多度津町	721	14	土庄町	1,160
5	観音寺市	735	15	琴平町	1,406
6	三木町	741	16	直島町	1,517
7	善通寺市	778	17	小豆島町	1,546
8	さぬき市	831	-	県内平均値	863
9	丸亀市	850			
10	東かがわ市	888			

出典1)観音寺市:観音寺市資料
出典2)観音寺市以外:平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

2) 家庭系ごみ排出量の推移

ア ごみ種類別家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみ排出量の推移は、図 3.1.5 及び表 3.1.6 に示すとおりであり、平成 23 年度以降減少傾向にある。また、ごみ種類別では、可燃ごみ及び資源ごみは減少傾向にあるが、不燃ごみは大きな変化はなく約 1,300t/年前後で推移している。

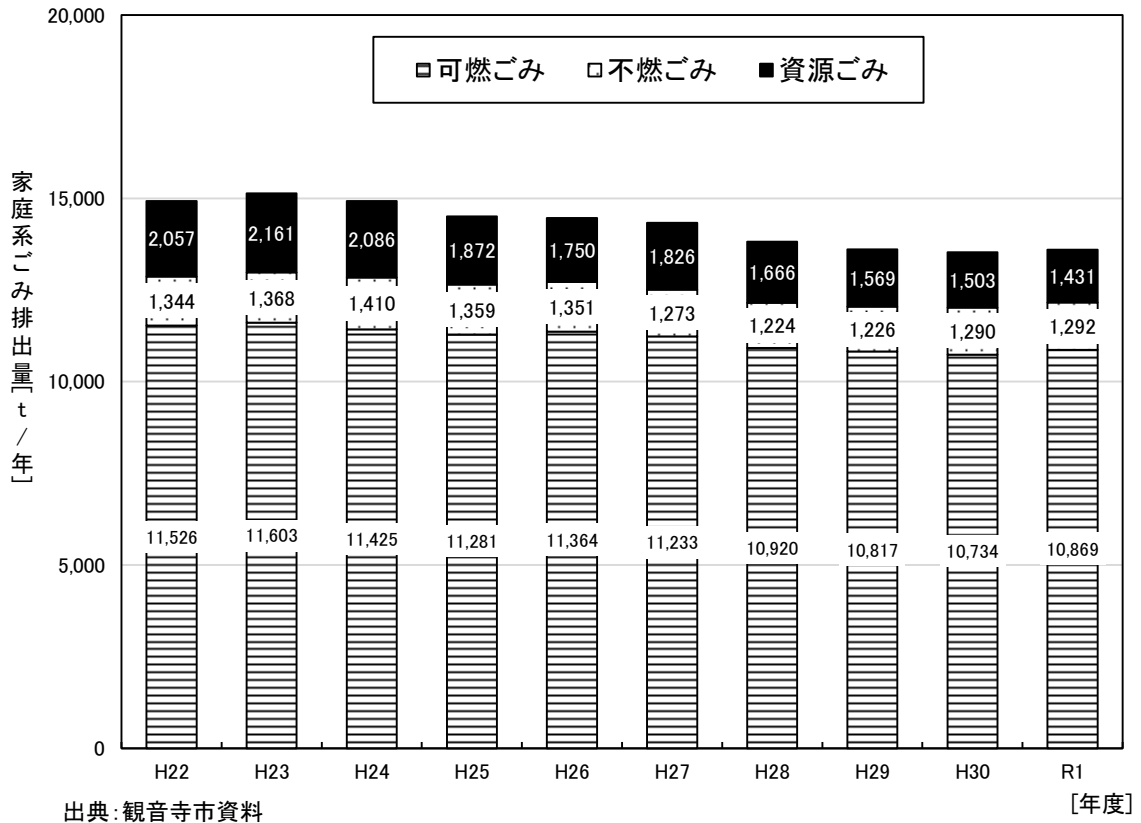


図 3.1.5 ごみ種類別家庭系ごみ排出量の推移

表 3.1.6 ごみ種類別家庭系ごみ排出量の推移

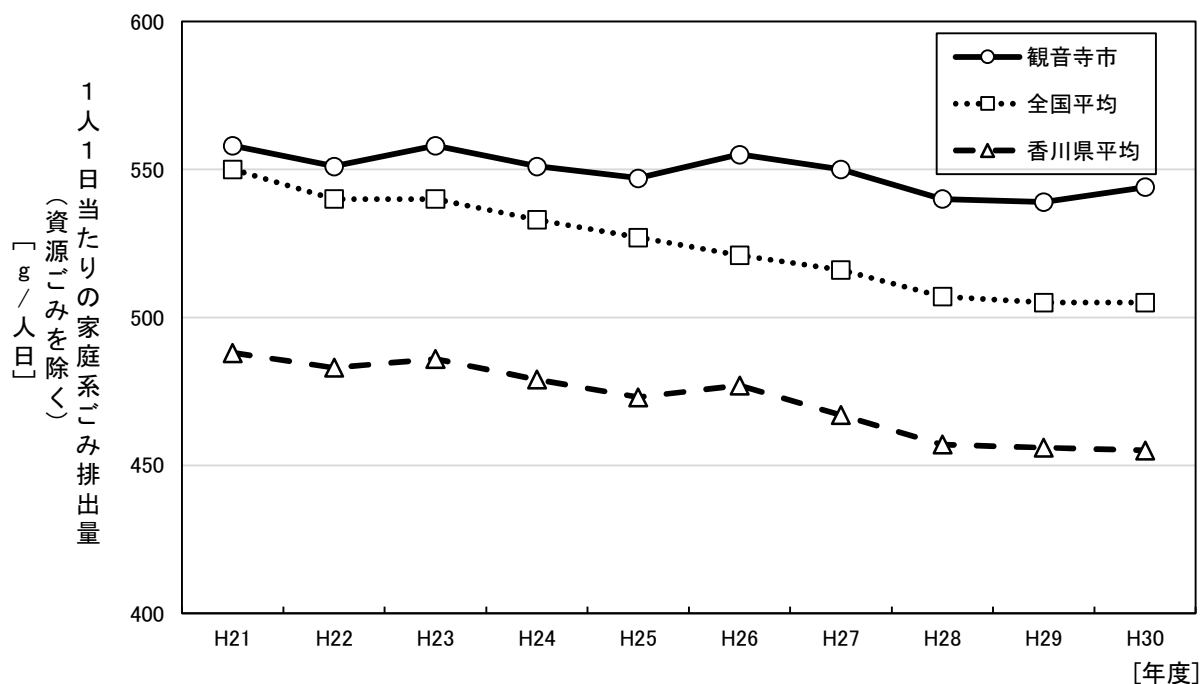
[年度]	単位:t/年									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
可燃ごみ	11,526	11,603	11,425	11,281	11,364	11,233	10,920	10,817	10,734	10,869
不燃ごみ	1,344	1,368	1,410	1,359	1,351	1,273	1,224	1,226	1,290	1,292
資源ごみ	2,057	2,161	2,086	1,872	1,750	1,826	1,666	1,569	1,503	1,431
家庭系ごみ排出量	14,926	15,132	14,921	14,512	14,465	14,332	13,810	13,612	13,527	13,592

出典: 観音寺市資料

イ 資源ごみを除く家庭系ごみ排出量の推移

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)と全国平均等との比較は、図 3.1.6 及び表 3.1.7 に示すとおりである。

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)は、全国平均及び香川県平均より多い状況となっており、平成28年度以降540~544gである。



出典1)観音寺市:観音寺市資料

出典2)全国及び香川県:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.1.6 1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)の全国平均等との比較

表 3.1.7 1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)の全国平均等との比較

単位:g/人日

[年度]	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
観音寺市	558	551	558	551	547	555	550	540	539	544
全国平均	550	540	540	533	527	521	516	507	505	505
香川県平均	488	483	486	479	473	477	467	457	456	455

出典1)観音寺市:観音寺市資料

出典2)全国及び香川県:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注)家庭系ごみ*は資源ごみを除く

3) 事業系ごみ排出量の推移

ア 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみ排出量の推移は、図 3.1.7 及び表 3.1.8 に示すとおりである。本市では、事業系ごみ*は可燃ごみについてのみ処理を行っており、平成 25 年度をピークとして減少傾向にあったが、平成 29 年度以降増加傾向にある。

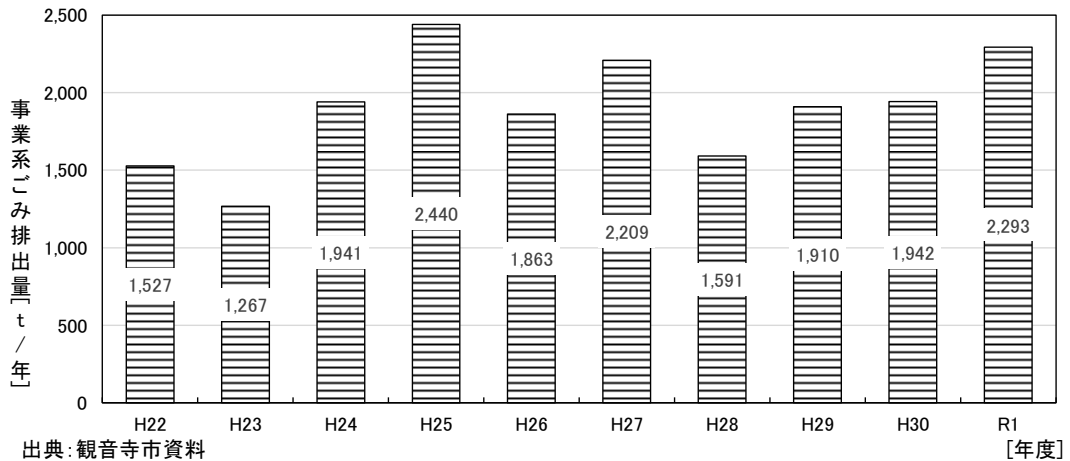


図 3.1.7 事業系ごみ排出量の推移

表 3.1.8 事業系ごみ排出量の推移

単位: t/年

[年度]	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
事業系ごみ排出量	1,527	1,267	1,941	2,440	1,863	2,209	1,591	1,910	1,942	2,293

出典: 観音寺市資料

イ 1日当たり事業系ごみ排出量

本市の1日当たりの事業系ごみ排出量の推移は、図 3.1.8 に示すとおりである。1日当たりの事業系ごみ排出量は、平成 25 年度まで増加傾向でそれ以降は減少していたが、平成 29 年度から増加傾向にあり、令和元年度 6.3t/日となっている。

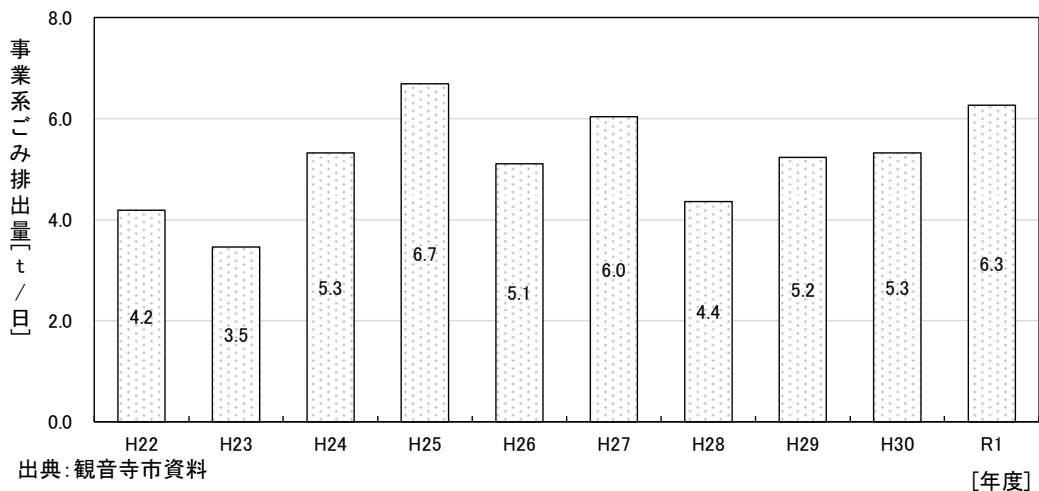
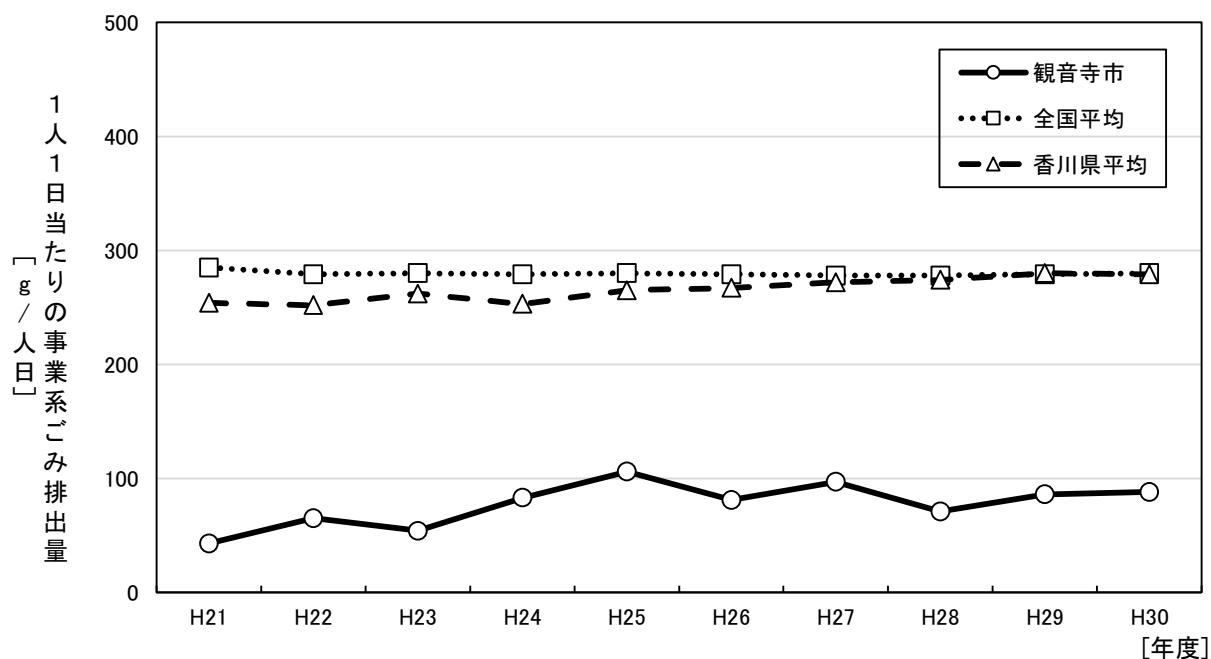


図 3.1.8 1日当たり事業系ごみ排出量の推移

ウ 1人1日当たり事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

本市の1人1日当たりの事業系ごみ排出量と全国平均等との比較は、図 3.1.9 及び表 3.1.9 に示すとおりである。

本市の1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、全国平均及び香川県平均の1/3以下と少ない状況となっており、平成29年度以降86～88gである。



出典1)観音寺市:観音寺市資料

出典2)全国及び香川県:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.1.9 1人1日当たり事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

表 3.1.9 1人1日当たり事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

単位:g/人日

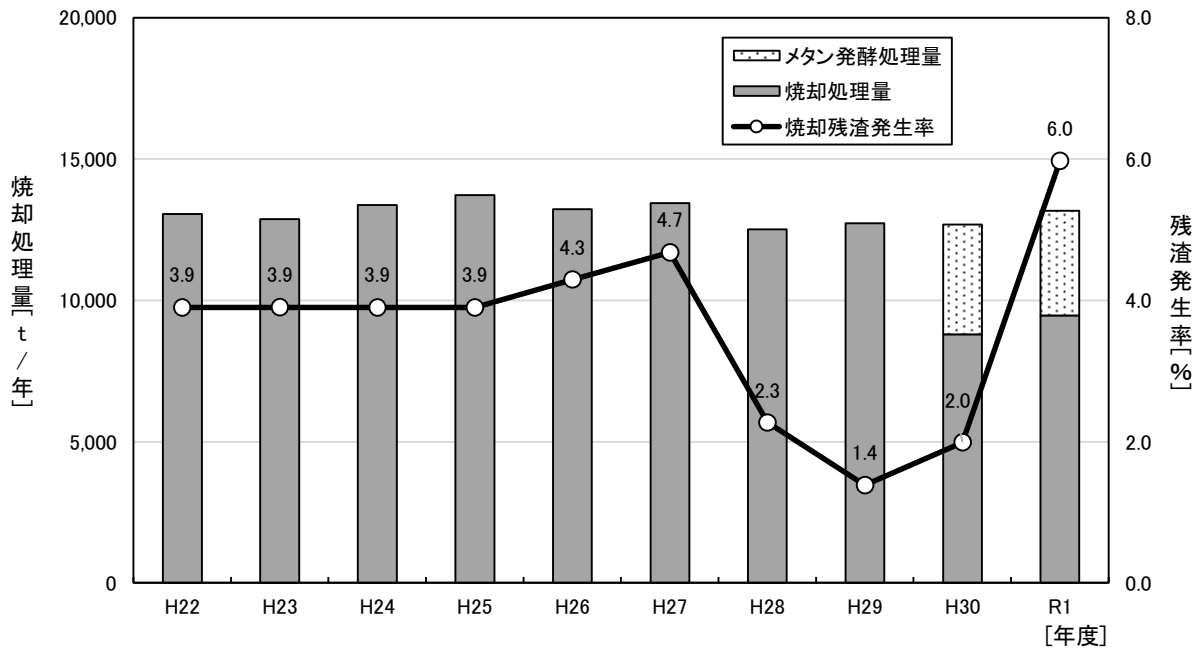
[年度]	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
観音寺市	43	65	54	83	106	81	97	71	86	88
全国平均	285	279	280	279	280	279	278	278	279	280
香川県平均	254	252	262	253	265	267	272	274	280	279

出典1)観音寺市:観音寺市資料

出典2)全国及び香川県:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

(4) 焼却処理量等の推移

本市の焼却処理量等の推移は、図 3.1.10 及び表 3.1.10 に示すとおりである。
 本市の可燃ごみは、民間委託により焼却処理またはメタン発酵処理*（平成 30 年度以降）を行っている。残渣発生率は、平成 28 年度以降減少傾向にあったが、令和元年度は 6.0% となっている。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.1.10 焼却処理量等の推移

表 3.1.10 焼却処理量等の推移

[年度]	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
焼却処理量 [t/年]	13,053	12,870	13,366	13,721	13,227	13,442	12,511	12,727	8,796	9,475
メタン発酵処理量 [t/年]	0	0	0	0	0	0	0	0	3,880	3,687
上記計(焼却+メタン発酵) [t/年]	13,053	12,870	13,366	13,721	13,227	13,442	12,511	12,727	12,676	13,162
焼却残渣量 [t/年]	509	502	521	535	568	629	284	176	175	566
焼却残渣発生率 [%]	3.9	3.9	3.9	3.9	4.3	4.7	2.3	1.4	2.0	6.0

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

(5) 可燃ごみの性状

可燃ごみの性状は、表 3.1.11 に示すとおりである。

ごみ組成については、紙・布類が最も多く、約 43% を占めている。次いで、厨芥類約 30%、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類約 16% となっている。

低位発熱量*は約 5,200kJ/kg 程度となっている。また、三成分*については、水分が約 67%、可燃分が約 28% を占めている。

表 3.1.11 可燃ごみの性状 (令和元年 12 月)

単位: %

		焼却施設組成分析結果
可燃ごみ	紙・布類	43.36
	ビニール・ゴム、合成樹脂、皮革類	15.54
	木、竹、わら類	7.94
	厨芥類	29.50
	不燃物類	0.18
	その他	3.48
		100.00
水分率(実測)		67.3
生ごみ可燃分		28.4
生ごみ灰分		4.3
低位発熱量		5,190kJ/kg

出典: 観音寺市資料

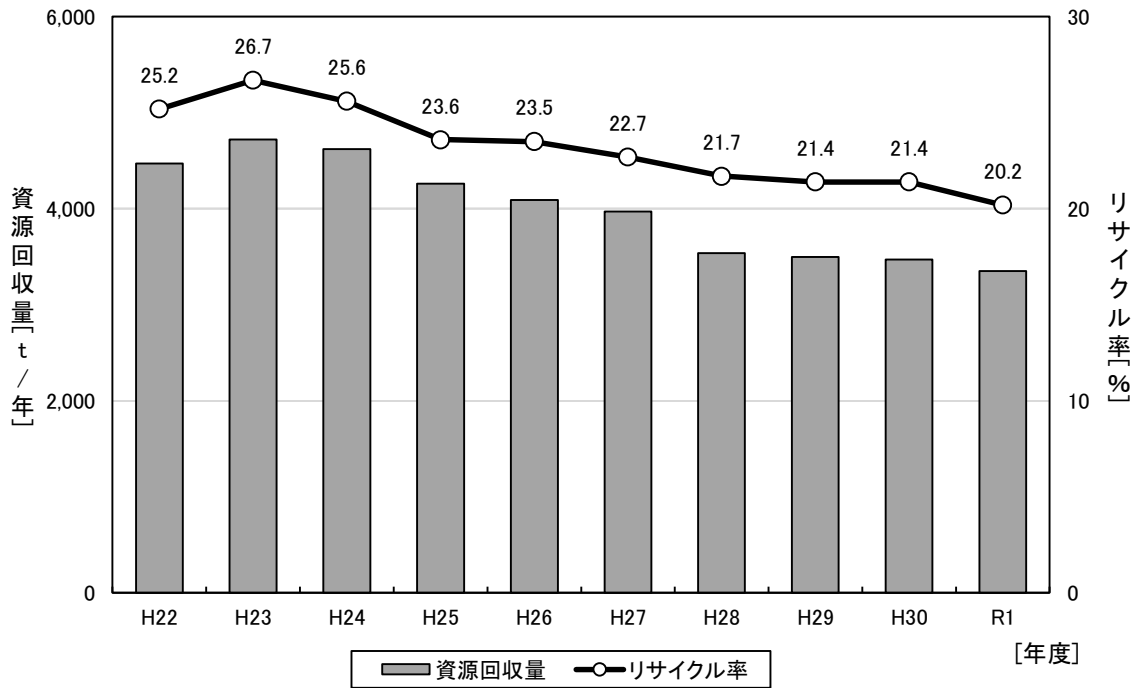
注)低位発熱量*: 可燃ごみの燃焼時に発生するエネルギー(発熱量)を表示する際の条件を示すもので、可燃ごみの燃焼によって生成された水分が奪う熱量を除いたもの。

(6) 資源化の推移

1) 資源化の実績

本市の資源回収量及びリサイクル率*の推移は、図 3.1.1.1 及び表 3.1.1.2 に示すとおりである。

資源回収量及びリサイクル率*は、いずれも平成 24 年度以降全体的に減少傾向にあり、令和元年度のリサイクル率*は 20.2%となっている。



出典: 観音寺市資料

図 3.1.1.1 資源回収量及びリサイクル率の推移

表 3.1.1.2 資源回収量及びリサイクル率の推移

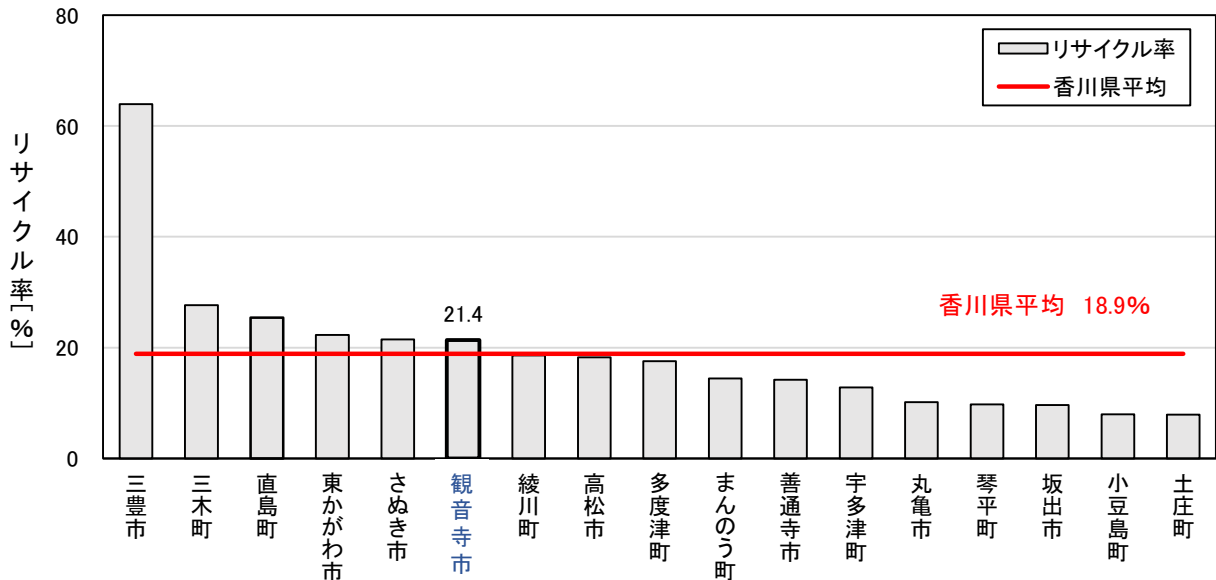
[年度]	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ総排出量* [t/年]	17,765	17,670	18,071	18,095	17,419	17,527	16,301	16,349	16,265	16,619
資源回収量[t/年]	4,473	4,722	4,620	4,264	4,092	3,973	3,536	3,496	3,473	3,352
資源ごみ収集量	2,057	2,161	2,086	1,872	1,750	1,826	1,666	1,569	1,503	1,431
不燃ごみからのRPF原料回収量	1,104	1,290	1,325	1,249	1,251	1,161	970	1,100	1,174	1,187
集団回収量	1,312	1,271	1,209	1,143	1,091	986	900	827	796	734
リサイクル率* [%]	25.2	26.7	25.6	23.6	23.5	22.7	21.7	21.4	21.4	20.2

出典: 観音寺市資料

2) リサイクル率の県内自治体との平成30年度の比較

香川県内の自治体におけるリサイクル率*は、図 3.1.12 及び表 3.1.13 に示すとおりである。

本市の平成30年度のリサイクル率*は21.4%で、香川県内の17市町の中で高い方から6番目となっている。



出典1)観音寺市:観音寺市資料

出典2)観音寺市以外:平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.1.12 香川県内の自治体におけるリサイクル率

表 3.1.13 香川県内の自治体におけるリサイクル率

順位	自治体名	リサイクル率* [%]	順位	自治体名	リサイクル率* [%]
1	三豊市	64.0	11	善通寺市	14.2
2	三木町	27.7	12	宇多津町	12.8
3	直島町	25.4	13	丸亀市	10.2
4	東かがわ市	22.3	14	琴平町	9.7
5	さぬき市	21.5	15	坂出市	9.6
6	観音寺市	21.4	16	小豆島町	7.9
7	綾川町	18.6	17	土庄町	7.9
8	高松市	18.3	-	県内平均値	18.9
9	多度津町	17.5			
10	まんのう町	14.5			

出典1)観音寺市:観音寺市資料

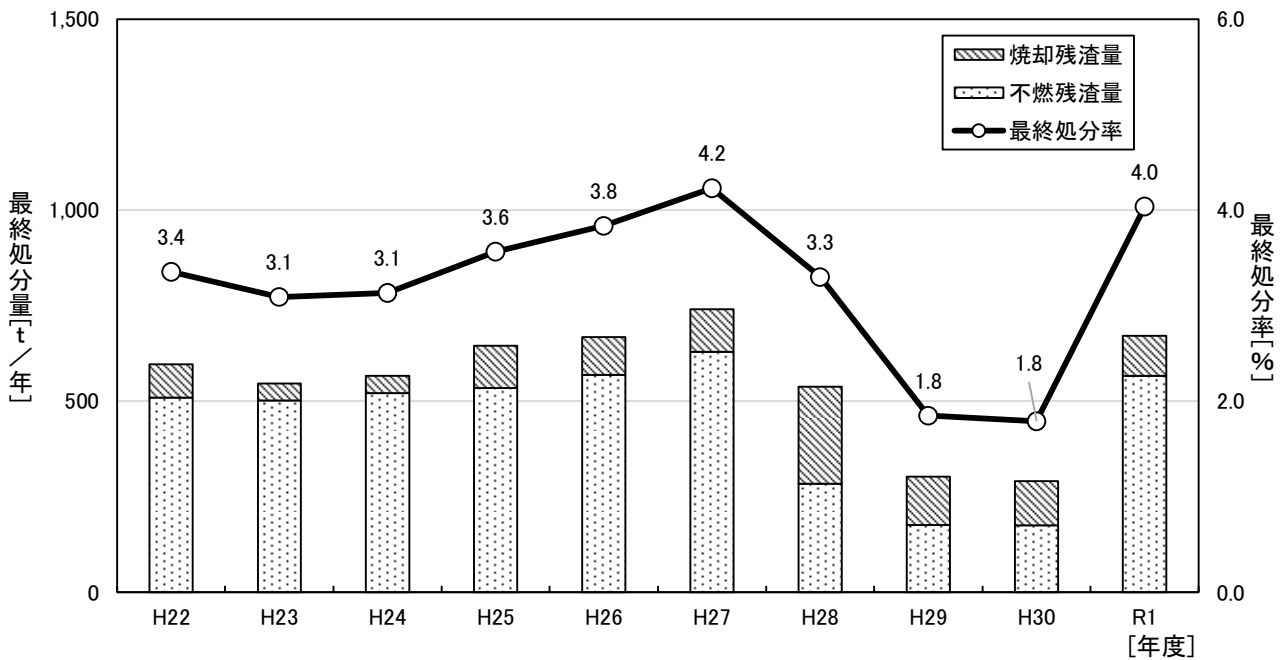
出典2)観音寺市以外:平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

(7) 最終処分量の推移

1) 最終処分量等

本市の最終処分量及び最終処分率*の推移は、図 3.1.13 及び表 3.1.14 に示すとおりである。

最終処分量及び最終処分率*は、平成 28 年度以降減少していたが、令和元年度は増加し、最終処分量は 671t/年となっている。また、最終処分率*は 4.0%となっている。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、観音寺市資料

図 3.1.13 最終処分量及び最終処分率の推移

表 3.1.14 最終処分量及び最終処分率の推移

[年度]	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ごみ総排出量* [t/年]	17,765	17,670	18,071	18,095	17,419	17,527	16,301	16,349	16,265	16,619
最終処分量 [t/年]	596	546	566	645	668	741	538	302	291	671
不燃残渣量	509	502	521	535	568	629	284	176	175	566
焼却残渣量	87	44	45	110	100	112	254	126	116	105
最終処分率* [%]	3.4	3.1	3.1	3.6	3.8	4.2	3.3	1.8	1.8	4.0

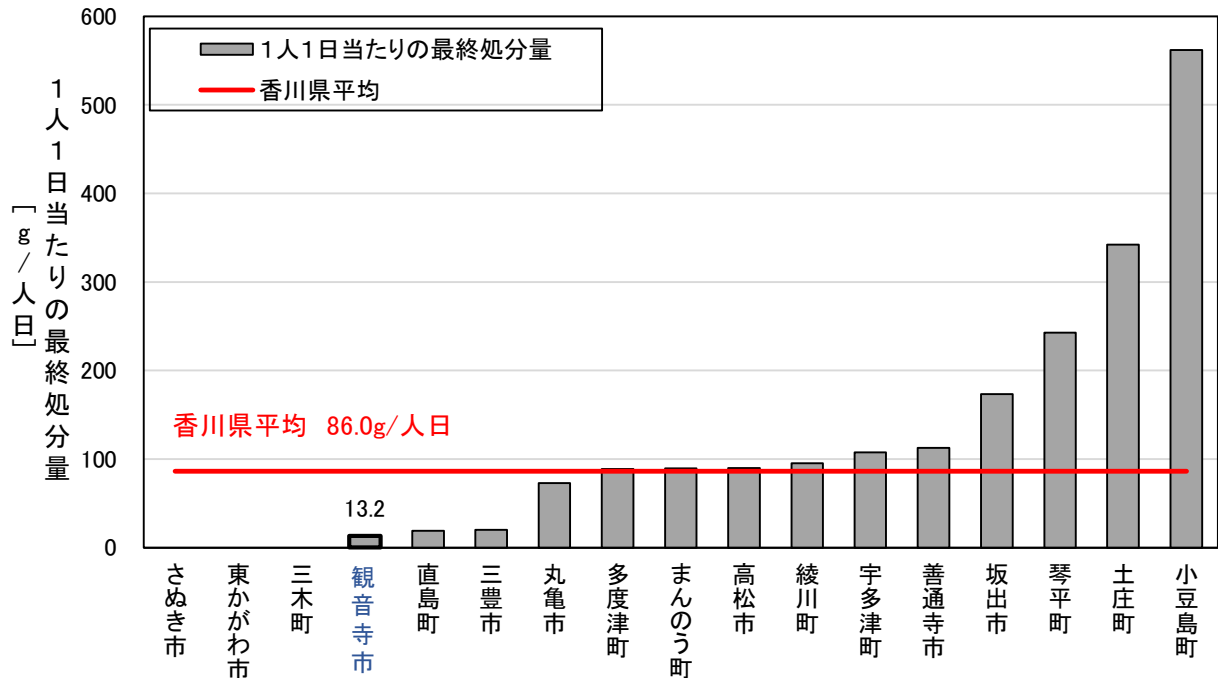
出典1)ごみ総排出量*：観音寺市資料

出典2)最終処分量：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

2) 最終処分量の県内自治体との平成30年度の比較

香川県内の自治体における1人1日当たりの最終処分量は、図 3.1.14 及び表 3.1.15 に示すとおりである。

本市の1人1日当たりの最終処分量は13.2g/人日で、香川県内の17市町の中で少ない方から4番目となっている。



出典)平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.1.14 香川県内の自治体における1人1日当たり最終処分量

表 3.1.15 香川県内の自治体における1人1日当たり最終処分量

順位	自治体名	1人1日当たりの最終処分量 [g/人日]	順位	自治体名	1人1日当たりの最終処分量 [g/人日]
1	さぬき市	0.0	11	綾川町	95.2
2	東かがわ市	0.0	12	宇多津町	107.4
3	三木町	0.0	13	善通寺市	112.5
4	観音寺市	13.2	14	坂出市	173.4
5	直島町	18.5	15	琴平町	242.7
6	三豊市	19.8	16	土庄町	342.1
7	丸亀市	72.7	17	小豆島町	562.3
8	多度津町	88.8	-	県内平均値	86.0
9	まんのう町	89.1			
10	高松市	89.7			

出典)平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

(8) ごみ処理施設の状況

本市に係るごみ処理施設の状況及び設置位置は、表 3.1.16 及び図 3.1.15 に示すとおりである。

本市では排出されるごみの処理を効率的かつ経済的に処理するため、全ての処理を民間委託している。可燃ごみは、民間処理施設において焼却またはメタン発酵処理*を行い、不燃ごみ及び資源ごみ(廃プラスチック類)についても民間処理施設で固形燃料(RPF*)化している。

また、資源ごみ及び集団回収*についても、民間施設において資源化*を行い、焼却灰などの処理残渣*は民間の最終処分場において埋立処分を行っている。

表 3.1.16 本市に係るごみ処理施設の概要

区分	施設名称または事業者名	処理対象廃棄物
積替え施設 (中継施設)	観音寺市家庭系一般廃棄物 積替え施設(可燃ごみ)	家庭系可燃ごみ
焼却施設*	株式会社富士クリーン 中間処理施設&リサイクルセンター	可燃ごみ
メタン発酵施設		
固形燃料化施設	株式会社パブリック	不燃ごみ(プラスチック類) 資源ごみ(廃プラスチック類)
資源化施設	認定事業者	小型家電
	観音寺市外資源化業者	廃乾電池
	観音寺市内資源化業者	金属類(鉄、アルミ、缶類)、ビン類、ペットボトル、剪定枝、紙類(新聞類、本類、雑誌、ざつ紙類)
最終処分場	観音寺市大野原一般廃棄物 最終処分場	—
	株式会社富士クリーン 中間処理施設&リサイクルセンター	焼却灰、処理残渣*等

出典1)令和2年度一般廃棄物処理計画(観音寺市)

出典2)資源化施設:各社ホームページ



図 3.1.15 本市に係るごみ処理施設の設置位置

(9) ごみ処理経費の推移

1) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移は、図 3.1.16 及び表 3.1.17 に示すとおりである。ごみ処理施設の建設・改良費を含むごみ処理経費は、令和元年度で年間約 7 億円となっており、一般会計決算額（歳出）に占める割合は 2.7% である。また、1 人当たりの処理及び維持管理費は、年間約 10 千円/人程度で推移している。

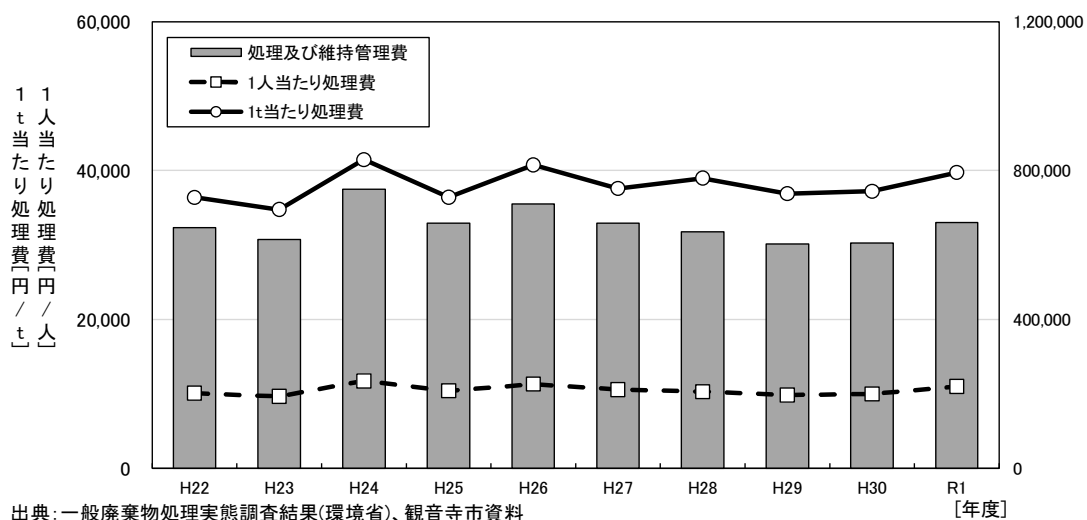


図 3.1.16 ごみ処理経費の推移

表 3.1.1.17 ごみ処理経費の推移

[年度]	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	収集運搬施設 工事費	0	0	0	0	0	0	51,807	0	0
中間処理施設 工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最終処分場 工事費	0	0	4,758	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	704	15,120	0	950	4,427	0
調査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
組合分担金	0	0	0	0	64,075	155,172	0	0	0	0
小計	0	0	4,758	0	64,779	170,292	51,807	950	4,427	0
一般職 人件費	0	0	0	0	15,587	17,129	17,347	17,786	19,971	20,122
収集運搬費	202,914	199,879	183,476	176,816	153,771	187,241	136,239	118,858	124,813	185,762
中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最終処分費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収集運搬費	12,444	16,800	19,316	20,082	17,521	0	18,105	18,779	18,637	14,492
中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最終処分費	2,515	2,035	8,640	7,254	6,690	6,553	11,974	6,347	7,274	6,351
車両等購入費	5,324	968	29	0	0	2,383	0	8,700	0	0
収集運搬費	57,679	57,149	57,149	57,603	60,718	83,204	83,862	86,973	86,973	89,231
委託費	33,604	34,660	33,735	31,377	33,398	34,085	34,331	34,040	36,892	29,099
最終処分費	294,395	293,182	288,882	286,993	307,980	304,342	312,557	293,862	293,313	299,148
その他	3,909	1,523	1,523	83	0	0	0	0	0	0
組合分担金	2,611	7,405	155,907	77,852	112,905	20,899	21,066	17,734	17,595	16,512
調査研究費	31,176	677	677	677	1,528	3,035	0	0	0	0
(a)小計	646,571	614,278	749,334	658,737	710,098	688,871	635,481	603,079	605,468	660,717
その他	0	28,300	27,124	27,846	37,868	35,171	36,423	34,579	32,594	41,314
合計(b)	646,571	642,578	781,216	686,583	812,745	864,334	723,711	638,608	642,489	702,031
(c)行政区域内人口[人]	64,039	63,539	63,765	63,286	62,780	62,175	61,650	61,202	60,598	60,071
(d)ごみ総排出量*[t/年]	17,765	17,670	18,071	18,095	17,419	17,527	16,301	16,349	16,265	16,619
(e)一般会計決算額(歳出)[千円]	28,724,007	24,167,248	24,223,159	26,011,038	27,765,040	26,392,881	28,783,271	24,673,428	25,600,681	25,882,018
(f)1人当たり処理費[円/人]	10,097	9,668	11,751	10,409	11,311	10,597	10,308	9,854	9,992	10,999
((a)×1000÷(c))										
(g)1t当たり処理費[円/t]	36,395	34,764	41,466	36,405	40,767	37,591	38,984	36,888	37,225	39,756
((a)×1000÷(d))										
(h)一般会計決算額(歳出)に占める割合	2.25%	2.66%	3.23%	2.64%	2.93%	3.27%	2.51%	2.59%	2.51%	2.71%
((b)÷(e)×100)										

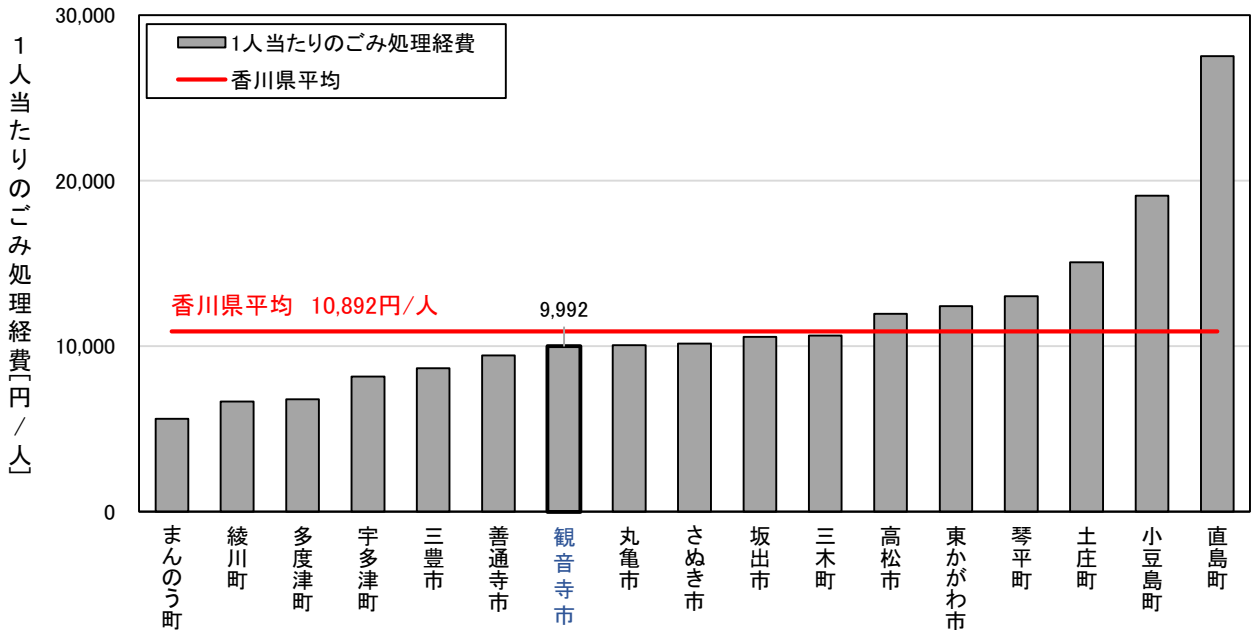
出典1)ごみ処理費用：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

出典2)行政区域内人口、ごみ総排出量*、一般会計決算額(歳出)：観音寺市資料

2) ごみ処理経費の県内自治体との平成30年度の比較

香川県内の自治体における1人当たりのごみ処理経費(処理及び維持管理費)は図3.1.17及び表3.1.18に示すとおりである。

本市の1人当たりのごみ処理経費は、年間約10千円/人と少なく、香川県内の17市町の中で少ない方から7番目となっている。



出典)平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.1.17 香川県内の自治体における1人当たりごみ処理経費

表 3.1.18 香川県内の自治体における1人当たりごみ処理経費

順位	自治体名	1人当たりのごみ処理経費[円/人]	順位	自治体名	1人当たりのごみ処理経費[円/人]
1	まんのう町	5,620	11	三木町	10,643
2	綾川町	6,674	12	高松市	11,954
3	多度津町	6,800	13	東かがわ市	12,424
4	宇多津町	8,177	14	琴平町	13,036
5	三豊市	8,664	15	土庄町	15,069
6	善通寺市	9,439	16	小豆島町	19,094
7	観音寺市	9,992	17	直島町	27,522
8	丸亀市	10,061	-	県内平均値	10,892
9	さぬき市	10,146			
10	坂出市	10,561			

出典)平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

(10) ごみ減量化・再生利用に係る補助制度

1) 生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱

本市では、家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機を購入し、設置する世帯（個人）に対し、費用の一部を補助する観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱を制定している。補助の概要は表 3.1.19 に示すとおりである。

表 3.1.19 生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱の概要

補助制度の内容	家庭から排出されるごみの減量化を促進するため、本市では生ごみ処理機を購入する世帯(個人)に対し、費用の一部を補助する。
補助金額	購入金額の3分の1以内、上限20,000円 ※補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

出典: 観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱(平成17年10月11日告示第52号)

2) 資源回収補助金交付要綱

本市では、廃棄物*の資源化を促進し、ごみの減量化を図ることを目的として、資源回収を行う市立学校 PTA 組織に対し補助金を交付する観音寺市資源回収補助金交付要綱を制定している。この要綱により回収した資源ごみを本計画では集団回収*としている。補助の概要は表 3.1.20 に示すとおりである。

表 3.1.20 資源回収補助金交付要綱の概要

補助制度の内容	廃棄物*の再資源化を促進し、ごみの減量化を図ることを目的として、資源回収を行う市立学校PTA組織に対し補助金を交付する。		
補助対象	観音寺市立小学校・中学校のPTA組織		
補助金額	品目	区分	補助金
	紙類	段ボール	3円/kg
		新聞・チラシ	3円/kg
		雑誌	3円/kg
		牛乳パック	5円/kg
	金物	古鉄	3円/kg
	繊維	衣類・古布	3円/kg
	ビン類	生ビン	1円/本
駄ビン		5円/kg	

出典: 観音寺市資源回収補助金交付要綱(平成17年10月11日告示第51号)

3.2 ごみ処理の評価とごみ処理方式の検証

(1) 国の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物処理基本方針*」及び「循環型社会形成推進基本計画」（環境省、第3次[平成25年5月]、第4次[平成30年6月]）において、ごみ排出量*等の削減目標が設定されており、表3.2.1に示すとおりである。

なお、廃棄物処理基本方針*の数値目標は、第3次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて設定されており、平成30年6月に第4次循環型社会形成推進基本計画*として改定されたことから廃棄物処理基本方針*も当計画と整合を図りつつ改定される予定となっている。

第4次循環型社会形成推進基本計画*では、ごみ総排出量*及び家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）については、1人1日当たり排出量として具体的な数値目標が定められている。事業系ごみ排出量と最終処分量については、基準年度からの削減率が示され、リサイクル率*については具体的な数値目標が定められている。

本市の令和元年度実績と廃棄物処理基本方針*及び第4次循環型社会形成推進基本計画*の目標値を比較すると、表3.2.3に示すとおりであり、ごみ総排出量*については第4次循環型社会形成推進基本計画*の目標値を満たしているが、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、リサイクル率*及び最終処分量については、目標値に達していない。

表 3.2.1 国の目標値

指 標	廃棄物処理基本方針* (平成28年1月21日)		循環型社会形成推進基本計画			
			第3次計画(平成25年5月)		第4次計画(平成30年6月)	
	数値目標	目標年次	数値目標	目標年次	数値目標	目標年次
1人1日当たりごみ総排出量	2012年度比で 約12%削減	2020年度 (令和2年度)	2000年度比で 約25%削減 約890g/人日	2020年度 (令和2年度)	約850g/人日	2025年度 (令和7年度)
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	約500g/人日		2000年度比で 約25%削減 約500g/人日		約440g/人日	
事業系ごみ排出量	—		2000年度比で 約35%削減		2013年度比で 約16%削減	
リサイクル率*又は出口側の循環利用率	リサイクル率* 約27%		—	—	出口側の循環利用率 約28%	
最終処分量	2012年度比で 約14%削減		—	—	2013年度比で 約30%削減	

出典1)廃棄物処理基本方針*：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年1月21日)

出典2)循環型社会形成推進基本計画(環境省)

注1)家庭系ごみ排出量は、資源ごみを除く排出量

注2)一般廃棄物*の出口側の循環利用率、一般廃棄物最終処分量は補助指標

注3)一般廃棄物*の出口側の循環利用率＝一般廃棄物*の循環利用量/一般廃棄物*の排出量と定義されているので、リサイクル率*と同義とする。

注4)第4次計画の2013年度比の削減率は、中央環境審議会循環型社会部会第26回資料により算定

事業系ごみ排出量削減率=(2013年度排出量実績-2025年度排出量推計)/2013年度排出量実績=(1,312万t-1,100万t)/1,312万t=16.2%

最終処分量削減率=(2013年度最終処分量実績-2025年度最終処分量推計)/2013年度最終処分量実績=(454万t-320万t)/454万t=29.5%

注5)新たな「廃棄物処理基本方針*」は、第4次計画の目標と整合が取れるよう検討予定となっている。

(2) 香川県の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る香川県の目標としては、「香川県廃棄物処理計画」(香川県、平成27年12月)において、表3.2.2に示すとおり、ごみ排出量*等の目標値が設定されている。

ごみ総排出量*については、国の目標値と同様、1人1日当たり排出量として具体的な数値目標が定められている。また、最終処分量については、香川県全体量が示されているため、基準年度からの削減率として整理した。また、リサイクル率*については具体的な数値目標が定められている。

本市の令和元年度実績と香川県廃棄物処理計画の目標値を比較すると、表3.2.3に示すとおりであり、ごみ総排出量*については目標値を満たしているが、リサイクル率*及び最終処分量については、目標値に達していない。

表 3.2.2 香川県の目標値

指 標	香川県廃棄物処理計画 (平成27年12月)	
	数値目標	目標年次
1人1日当たりごみ総排出量	815g/人日 (平成25年度比で約9%削減)	2020年度 (令和2年度)
リサイクル率*	24.0%	
最終処分量	平成25年度比で約17%削減	

出典: 香川県廃棄物処理計画(香川県、平成27年12月)

表 3.2.3 国及び香川県の目標値と本市のごみ処理実績の比較

指 標	各目標値の基準年度実績値		現 状	廃棄物処理 基本方針* (2012年度基準) 2020年度目標	第4次循環型社会 形成推進基本計画* (2013年度基準) 2025年度目標	香川県廃棄物 処理計画 (2013年度基準) 2020年度目標
	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)				
1人1日当たりごみ総排出量	776g/人日	783g/人日	756g/人日	683g/人日	850g/人日	815g/人日
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	551g/人日	547g/人日	553g/人日	500g/人日	440g/人日	—
事業系ごみ排出量	1,941t/年	2,440t/年	2,293t/年	—	2,050t/年	—
リサイクル率*	25.6%	23.6%	20.2%	27.0%	28.0%	24.0%
最終処分量	566t/年	645t/年	671t/年	487t/年	452t/年	535t/年

出典1)基準年度実績値、現状：観音寺市資料

出典2)廃棄物処理基本方針*：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年1月21日)

出典3)第4次循環型社会形成推進基本計画*(環境省、平成30年6月)

出典4)香川県廃棄物処理計画(香川県、平成27年12月)

注1)家庭系ごみ排出量は、資源ごみを除く排出量

注2)着色箇所は、目標削減率から計算で求めた数値

(3) 全国の類似都市との比較による評価

ごみ処理に関する各種指標での本市の位置付けを検討するため、環境省のホームページで公開されている「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（平成30年度実績版）により表3.2.4に示す全国の類似都市63都市を抽出し、比較分析を行った。ここで検討した評価指標とその定義は、表3.2.5に示すとおりである。

表 3.2.4 全国の類似都市の地域区分別分布

地域区分	類似都市	都市数
北海道	石狩市	1
東北	五所川原市、十和田市、むつ市、宮古市、気仙沼市、栗原市、能代市、天童市、白河市、伊達市	10
関東	結城市、常総市、常陸太田市、那珂市、小美玉市、下野市、銚子市、東金市、旭市、富里市、山武市	11
中部	十日町市、村上市、佐渡市、南魚沼市、南砺市、七尾市、笛吹市、須坂市、伊那市、茅野市、塩尻市、千曲市、恵那市、愛西市	14
近畿	京丹後市、丹波市、海南市、橋本市、紀の川市	5
中国	浜田市、三次市	2
四国	鳴門市、坂出市、観音寺市、三豊市	4
九州	柳川市、八女市、朝倉市、伊万里市、玉名市、山鹿市、宇城市、合志市、日田市、宇佐市、日南市、日向市、出水市、名護市、糸満市、宮古島市	16
合 計		63

注)市町村一般廃棄物処理システム評価システム(平成30年度実績版、環境省)より類似都市を抽出

表 3.2.5 評価指標と定義

評価指標	定 義
1人1日当たりごみ総排出量	$(\text{家庭系ごみ排出量}[\text{資源ごみ含む}] + \text{事業系ごみ排出量} + \text{集団回収量}) / \text{人口} / 365\text{日}$
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	$\text{資源ごみを除く家庭系ごみ排出量} / \text{人口} / 365\text{日}$
1人1日当たり事業系ごみ排出量	$\text{事業系ごみ}^* / \text{人口} / 365\text{日}$
1人1日当たり集団回収量	$\text{集団回収量} / \text{人口} / 365\text{日}$
リサイクル率*	$\text{資源化量} = \text{集団回収量} + \text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量}$ $\text{リサイクル率}^* = \text{資源化量} / \text{ごみ総排出量}^*$
最終処分量*	$\text{最終処分量} / \text{ごみ総排出量}^*$
1人当たりごみ処理経費	$\text{処理及び維持管理費} / \text{人口}$

ごみ処理に関する各種指標での全国の類似都市 63 都市との比較分析結果は、表 3.2.6、図 3.2.1、図 3.2.2 及び図 3.2.3 に示すとおりである。

1人1日当たりごみ総排出量は、本市 735g/人日（平成 30 年度実績、以下同様）で類似都市平均値 913g/人日より少なく、全国の類似都市に本市を加えて多い順に並べると、本市は少ない方から 6 番目となる。1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）についてみると、本市 544g/人日で類似都市平均値 528g/人日より若干多く、少ない方から 41 番目となっている。また、本市の 1人1日当たり事業系ごみ排出量は 88g/人日と全国の類似都市で最も少なくなっている。

1人1日当たり集団回収量は、本市 36g/人日で類似都市平均値 27g/人日より 3 割程度多い。また、種類別資源化量の紙類は 54g/人日で類似都市平均値を若干下回っている。

リサイクル率*は、本市 21.4%で類似都市平均値 18.4%を上回っており、最終処分率*は 1.8%で類似都市平均値 8.7%と比較しても相当程度小さい。また、1人当たりごみ処理経費（処理及び維持管理費）は本市 9,992 円/人年で類似都市平均値 10,658 円/人年より 7%程度低く、低い方から 30 番目になっている。

表 3.2.6 全国の類似都市との比較分析結果（平成 30 年度）

区分	評価指標	単位	類似都市平均値	観音寺市実績 (平成30年度)	観音寺市の位置付け
ごみ排出量*	1人1日当たりごみ総排出量	g/人日	913	735	少ない方から6番目
	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人日	528	544	少ない方から41番目
	1人1日当たり事業系ごみ排出量	g/人日	282	88	少ない方から1番目
再資源化	1人1日当たり集団回収量	g/人日	27	36	多い方から19番目
	リサイクル率*	%	18.4	21.4	高い方から18番目
最終処分*	最終処分率*	%	8.7	1.8	低い方から8番目
ごみ処理経費	1人当たりごみ処理経費	円/人年	10,658	9,992	低い方から30番目
種類別資源化量	ガラス類	g/人日	17.35	15.91	多い方から36番目
	紙類	g/人日	58.89	54.34	多い方から27番目
	金属類	g/人日	19.68	13.43	多い方から52番目
	ペットボトル	g/人日	5.83	5.20	多い方から32番目

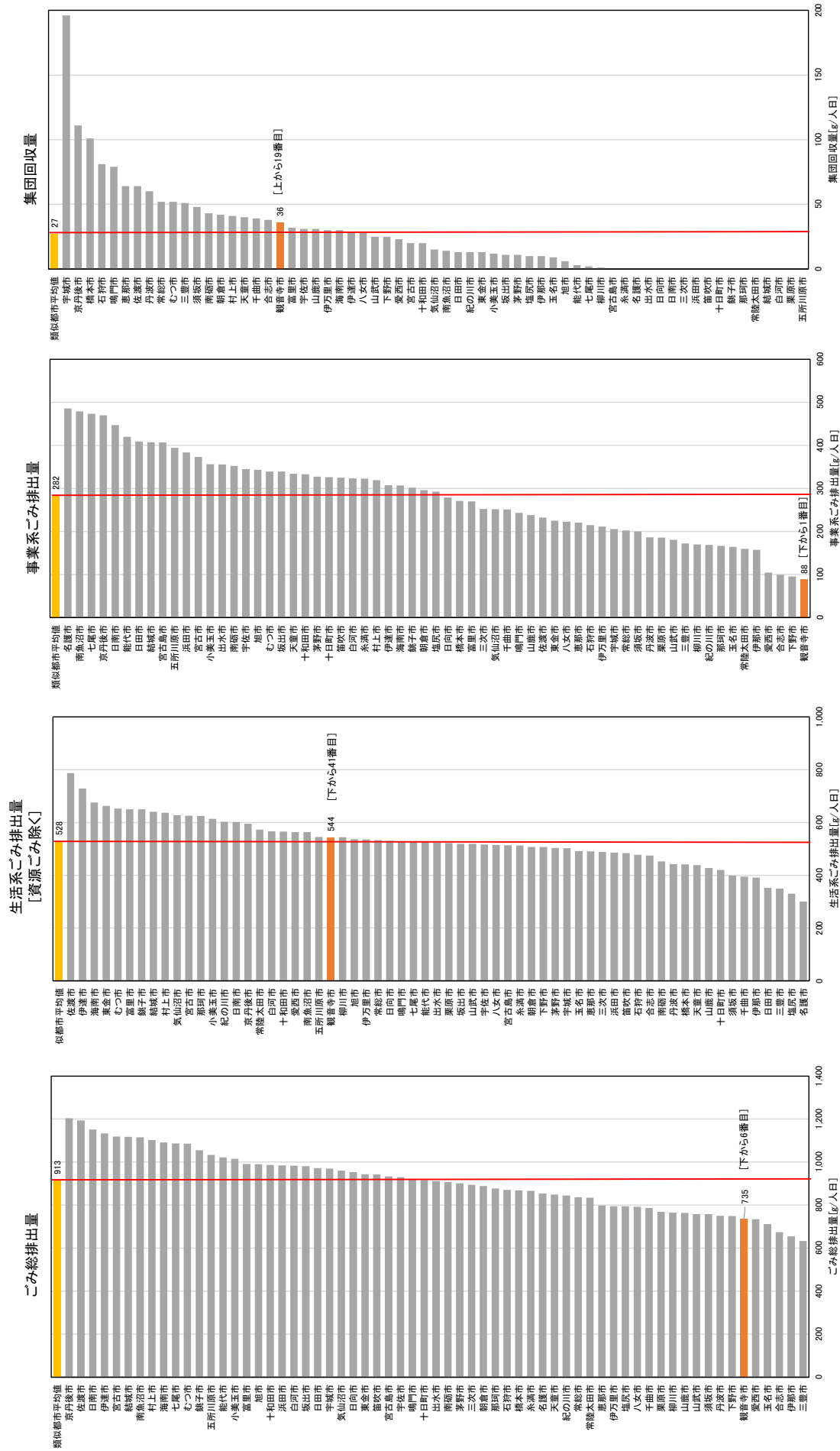


図 3.2.1 全国の類似都市との比較分析結果 (その1)

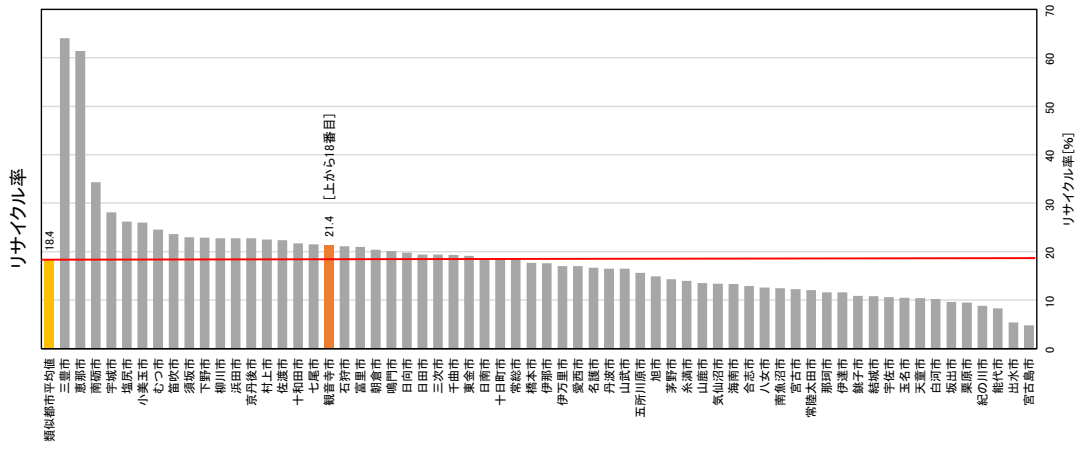
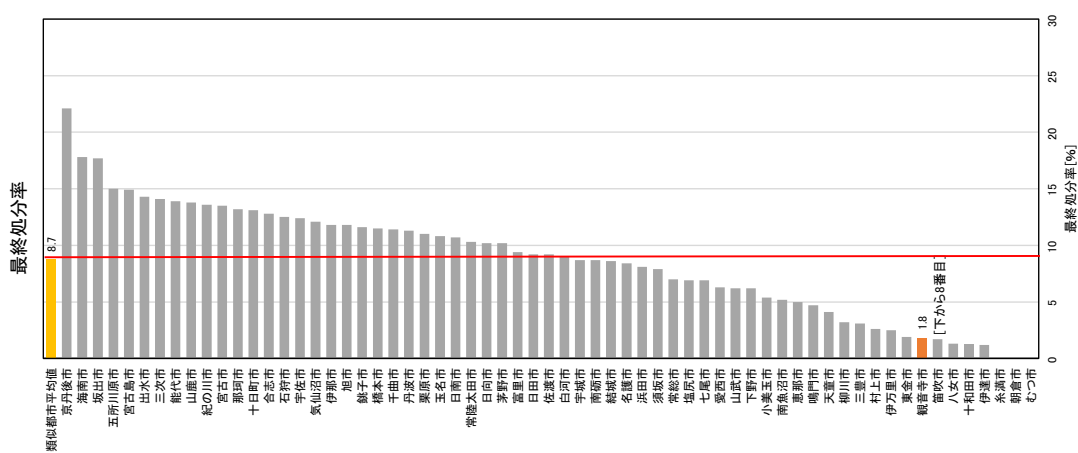
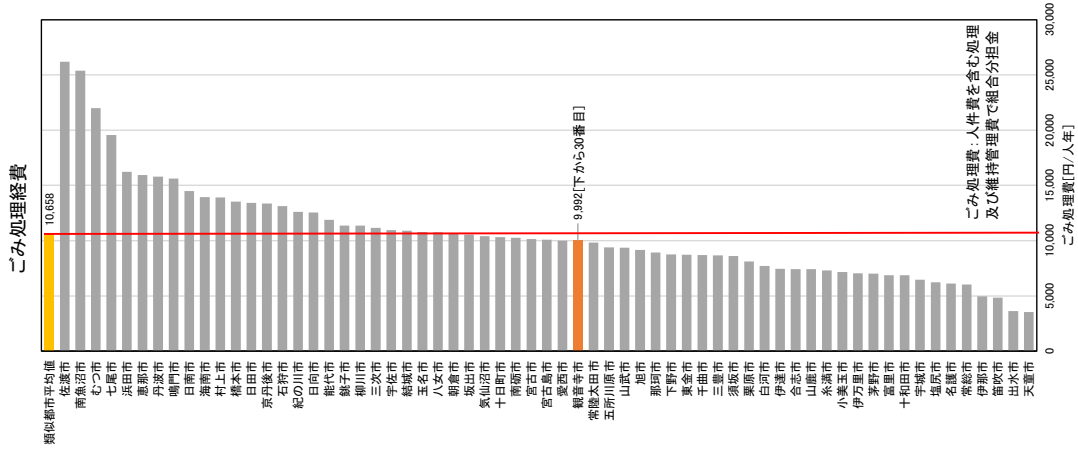
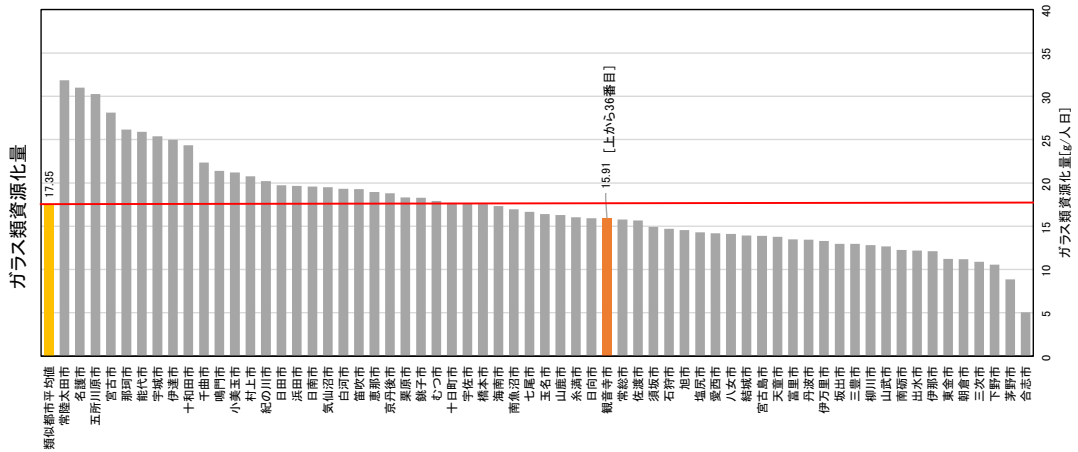


図 3.2.2 全国の類似都市との比較分析結果 (その2)

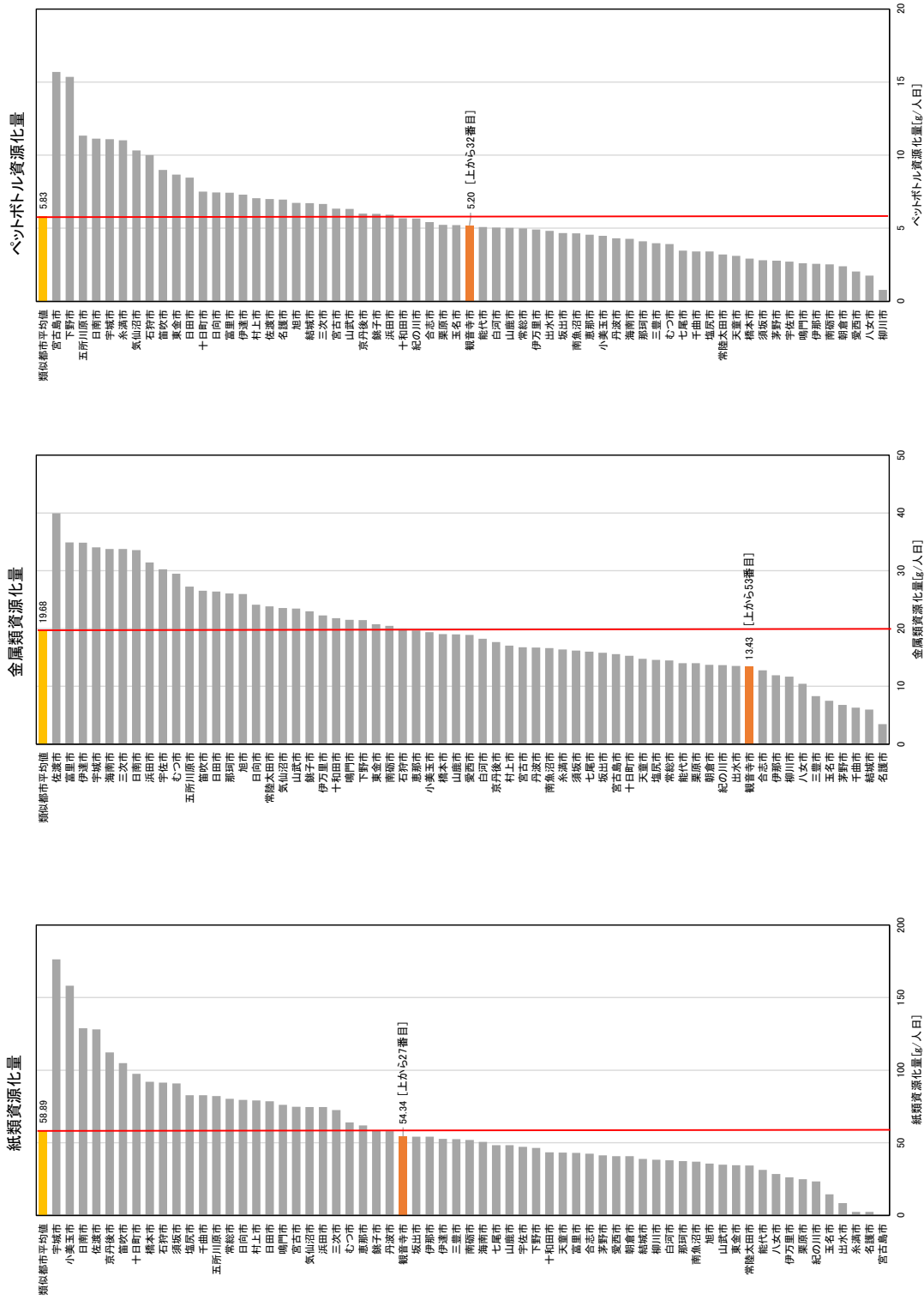


図 3.2.3 全国の類似都市との比較分析結果 (その3)

(4) 類似都市の平均値を基準としたレーダーチャートによる評価

1) 評価方法

本市の一般廃棄物処理システムについて、前述の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（平成 30 年度実績版）を用いて、本市を含む人口 5 万人～6 万人の 63 都市を類似都市として評価を行った。この場合の評価指標は、表 3.2.7 に示すとおりである。

評価は、評価指標を数値化し、類似都市（総務省により提示されている類似団体別市町村財政指数表の類型による類似団体）の平均値と本市の各指標をレーダーチャートで比較することにより本市のごみ処理システムの水準が明らかになる。

表 3.2.7 評価指標

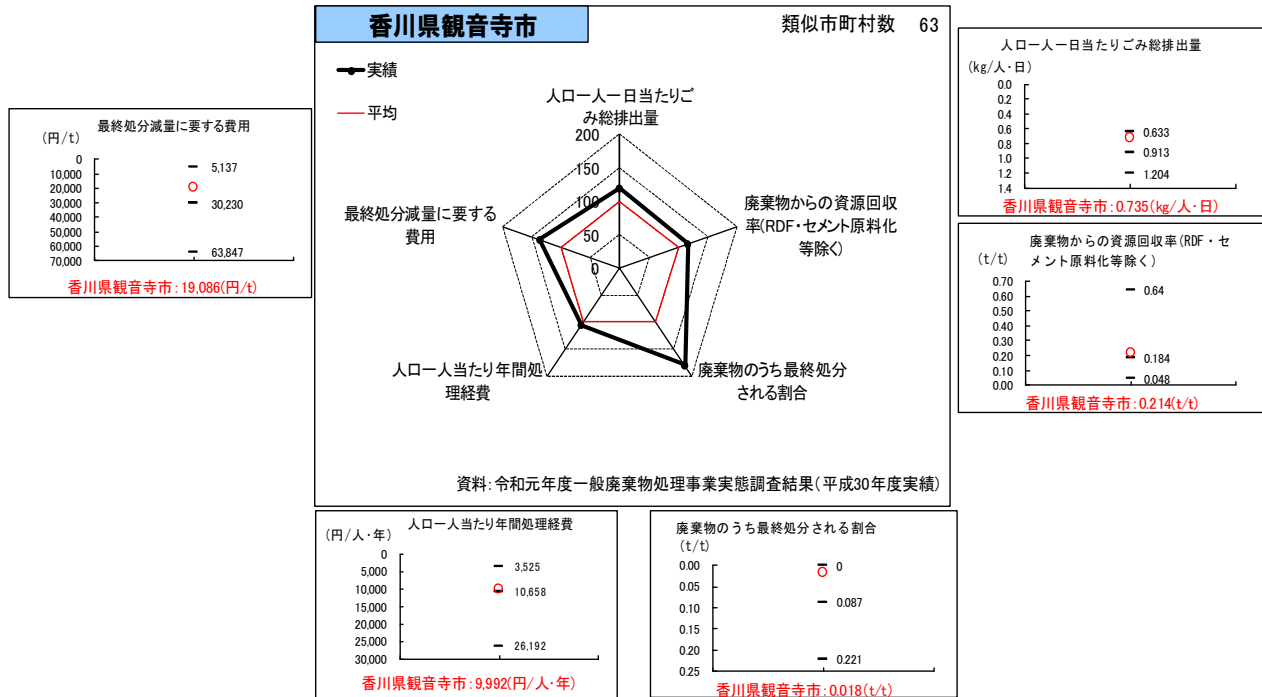
評価指標			算出式
循環型社会 形成	廃棄物*の発生	人口1人1日当たりごみ総排出量[kg/人日]	ごみ総排出量÷日数÷計画収集人口×10 ³
	廃棄物*の再生利用	廃棄物*からの資源回収率(RDFを除く)[t/t] 【リサイクル率*のこと】	資源化量÷ごみ総排出量*
	最終処分*	廃棄物*のうち最終処分される割合[t/t] 【最終処分率*のこと】	最終処分量÷ごみ総排出量*
経済性	費用対効果	人口1人当たり年間処理経費[円/人年]	処理及び維持管理費÷計画収集人口
		最終処分減量に要する費用[円/t]	(処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費)÷(ごみ総排出量*－最終処分量)

2) 評価結果

評価結果は、図 3.2.4 及び表 3.2.8 に示すとおりである。

本市の人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量 735g/人日は、類似都市（63 都市）の平均値 913g/人日を下回り、廃棄物*からの資源回収率 21.4%は、類似都市の平均値 18.4%を上回っている。

本市の人口 1 人当たり年間処理費用 9,992 円/人年及び最終処分減量に要する費用 19,086 円/t については、類似都市の平均値（それぞれ 10,658 円/人年、30,230 円/t）を下回っている。また、廃棄物*のうち最終処分*される割合 1.8%は、類似自治体の平均値 8.7%を大きく下回っている。



注)レーダーチャートの数値及び観音寺市のH30年度実績値等は、表3.2.8に示す。

図 3.2.4 類似都市の平均値を基準とした評価結果 (平成30年度実績)

表 3.2.8 本市及び類似都市の評価指標値等 (平成30年度実績)

	人口1人1日当たりごみ総排出量 [kg/人日]	廃棄物*からの資源回収率 ^{注2)} [t/t]	廃棄物*のうち最終処分*される割合 [t/t]	人口1人当たり年間処理経費 ^{注3)} [円/人年]	最終処分減量に要する費用 ^{注4)} [円/t]
平均値	0.913	0.184	0.087	10,658	30,230
最大	1.204	0.640	0.221	26,192	63,847
最小	0.633	0.048	0.000	3,525	5,137
観音寺市	0.735	0.214	0.018	9,992	19,086
指数値 ^{注1)}	119.5	116.3	179.3	106.2	136.9

注1)指数値の算出方法(市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針、環境省、平成25年4月改訂)

- ・大きい方が良好な指標: 実績値÷平均値×100
- ・小さい方が良好な指標: (1-[実績値-平均値]÷平均値)×100

注2)観音寺市の資源回収率については、RPF*を含む資源化量をごみ総排出量*で除して算出した。

注3)観音寺市以外の都市のデータについては、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)による計算結果を採用した。

注4)最終処分減量に要する費用: 最終処分量を減量化するために要した費用

$$\begin{aligned} \text{最終処分減量に要する費用} &= (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量}^* - \text{最終処分量}) \\ &= (605,468 \text{千円} - (7,274 \text{千円} + 293,313 \text{千円})) / (16,265 \text{t} - 291 \text{t}) \times 1000 = 19,086 \text{円/t} \end{aligned}$$

(5) 前計画及び環境基本計画の目標値を基準とした評価

前計画では、「1人1日当たりごみ総排出量」、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）」、「事業系ごみ排出量」、「リサイクル率*」及び「最終処分量」の5つの目標を設定している。また、第2次観音寺市環境基本計画*（観音寺市、平成31年3月）においては、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量（集団回収*含む）」の目標を設定しており、それぞれの目標値達成状況は、表3.2.9に示すとおりである。

1人1日当たりごみ総排出量、事業系ごみ排出量及び最終処分量は、前計画の目標を達成しているが、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）は令和元年度実績553g/人日、再生利用率（リサイクル率*）は20.2%で目標に達していない。

また、環境基本計画の目標値である「1人1日当たり家庭系ごみ排出量（集団回収*含む）」については、令和元年度実績651g/人日で目標に達していない。

表 3.2.9 前計画及び環境基本計画の目標達成状況

指 標	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (平成23年3月)	第2次観音寺市環境基本計画* (平成31年3月)	現状
	最終年度数値目標 (令和2年度)	数値目標 (令和4年度)	2019年度 (令和元年度)
1人1日当たりごみ総排出量	836g/人日	—	756g/人日
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	550g/人日	—	553g/人日
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (集団回収含む)	—	635g/人日	651g/人日
事業系ごみ排出量	2,498t/年	—	2,293t/年
再生利用率(リサイクル率*)	27.0%	—	20.2%
最終処分量	940t/年	—	671t/年

出典1)観音寺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(観音寺市、平成23年3月)

出典2)第2次観音寺市環境基本計画*(観音寺市、平成31年3月)

注)一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の家庭系ごみ排出量は、資源ごみを除く排出量

(6) ごみ処理方式の検証

前計画においては、中間処理*及び最終処分*の民間処理委託が平成24年度末で満了することから、平成24年度末までに本市にとって最も適切な中間処理*及び最終処分計画を策定することとしていたが、模索中での選択肢は、広域処理ができないことから、市が単独で処理施設を建設し処理する方式と民間処理委託を継続する方式のどちらかとなり、決定的な計画を策定するには至っていない。

しかしながら、平成25年度以降も関係自治体や民間処理委託業者の同意のうえ、中間処理*及び最終処分*の民間処理委託を継続してきた。

また、平成 25 年度末をもって大野原一般廃棄物最終処分場の受入れを原則中止し、民間処理委託を継続しながら先進処理施設を視察する中で、市が単独で処理施設を建設した場合のイニシャルコスト及びランニングコストと、民間処理委託を継続した場合のコストを試算している。

まず、市が単独で処理施設を建設し処理する方式については、不燃ごみ及び資源ごみのリサイクル処理については民間処理委託を継続し、可燃ごみ及び剪定枝の処理については DBO 方式（公設民営方式）を採用することで計画している。

処理方法は、焼却炉により焼却した後、焼却灰を灰溶融炉にてスラグ化する 2 段階処理方式を採用している。2 段階処理することにより最終処分場への埋め立て量の軽減が大幅に図られ、最終処分場の延命化も図られることになる。規模については、本市における可燃ごみ及び剪定枝の排出量の現状及び今後の推計予測値から、また、観音寺市災害廃棄物処理計画*の南海トラフ地震（L2）により発生する災害ごみ（可燃ごみ）のうち、計画処理期間内に処理できない量を加算し焼却炉の処理能力を計算したものの高効率に発電を伴う施設とはなっていない。

しかし、高効率化施設とはならないものの、高効率化施設となる規模の建設費に大きな差異が出ないことも試算されている。

また、高効率化施設とはならないことから施設規模に合った補助事業は補助率が低率であること、維持管理委託費からの比較においても、継続中の民間処理委託費の方が計画時点において既に低額であったこと、将来的なごみの排出量の減少に併せ、その差は益々広がっていくことも試算されている。

次に、民間処理委託を継続する方式については、市が単独施設を所有しないことによりイニシャルコスト及びランニングコストの必要が無いこと、民間処理委託費の方が計画時点において既に維持管理委託費より低額であったこと、また、それに伴い将来的なごみの減少に併せごみ処理委託費の減少も見込まれることが試算されている。

また、全国的にもごみ処理方式の民間処理委託方式が導入され始めており、関係自治体と民間処理委託業者と協議を続ける中で、ともに長期的な同意が得られている。

以上の検証結果から、今後の本市におけるごみ処理方式について判断すると、市が単独で処理施設を建設し処理する方式については、建設費、建設に係るインフラ整備費、維持管理委託費など、巨額の資金を投じて建設し、継続して必要となる維持管理委託を続けることは、将来的に市の財政を圧迫しかねず、市民生活への影響が及ぶことは避けなければならない観点から、本市にとって最も適切な処理方法とはならないことと判断している。

よって、民間処理委託を継続する方式が、本市にとって最も適切な処理方式である。

3.3 ごみ処理の課題

(1) リデュース・リユースの課題

1) 家庭系ごみ

本市の家庭系ごみ*（資源ごみ含む）の排出量は、平成 23 年度以降減少傾向にあり、ごみ種別でも可燃ごみ及び資源ごみが減少している。しかし、1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）は、平成 30 年度 544g/人日で、香川県平均 455g/人日や全国平均 505g/人日、類似都市平均 528g/人日より多くなっている。

また、令和元年度実績は 553g/人日で前計画の令和 2 年度目標値 550g/人日を概ね達成しているものの、国の廃棄物処理基本方針*の令和 2 年度目標 500g/人日を上回っており、今後、一層の減量化が必要である。

2) 事業系ごみ

本市の事業系ごみ*の排出量は、平成 25 年度をピークに減少傾向にあったが、平成 29 年度以降増加傾向にあり、平成 30 年度 1,942t/年となっている。また、1 人 1 日当たり事業系ごみ排出量は、平成 30 年度 88g/人日で、香川県平均 279g/人日や全国平均 280g/人日、類似都市平均 282g/人日より相当量少なくなっている。

また、令和元年度実績は 2,293t/年で前計画の令和 2 年度目標値 2,498t/年を満たしているが、今後も現在の排出量程度を維持していくことが必要である。

(2) 資源化の課題

本市では家庭系不燃ごみ及び資源ごみ（廃プラスチック類）を固形燃料（RPF*）化しており、RPF 原料回収量は 1,200t/年程度で安定的に推移している。しかし、家庭系資源ごみ回収量や集団回収量は減少傾向にあることから、資源回収量は平成 28 年度以降停滞している。

また、リサイクル率*は、平成 30 年度 21.4%で、香川県平均 18.9%や類似都市平均 18.4%を若干上回っている。

令和元年度実績は 20.2%で、国の廃棄物処理基本方針*の令和 2 年度目標 27.0%（前ごみ処理基本計画*の令和 2 年度目標値も 27.0%）や第 4 次循環型社会形成推進基本計画*の令和 7 年度目標 28.0%を現状では下回っており、ごみ分別の周知徹底などにより集団回収量や家庭系ごみ*からの資源回収量の増加を図っていく必要がある。

(3) 収集・運搬の課題

本市においても高齢化社会を迎えて、高齢者等で他に協力を得られず、自らステーションまでごみを出すことが困難な方が増加してきている。全国の多くの都市では「ふれあい収集*」等の名称で戸別収集*を導入しており、本市においても関係部署との連携を図りつつ、長期的な視点に立った収集方法の検討を行う必要がある。

(4) 処理・処分の課題

本市では排出されるごみの処理を効率的かつ経済的に処理するため、全ての処理を民間委託している。

可燃ごみは、民間処理施設において焼却処理またはメタン発酵処理*を行い、不燃ごみ及び資源ごみ（廃プラスチック類）についても民間処理施設で固形燃料（RPF*）化している。また、資源ごみ及び集団回収*についても、民間施設において資源化*を行い、焼却灰などの処理残渣*は民間の最終処分場において埋立処分を行っている。

ごみ処理経費（処理及び維持管理費）は、平成30年度9,992円/人で、香川県平均10,892円/人や類似都市平均10,658円/人を下回っているが、今後も継続してごみ処理経費の削減を図っていく必要がある。

大野原一般廃棄物最終処分場については、浸出水処理施設の適正な維持管理等を継続して行い、延命化を図る必要がある。

(5) 市民・事業者・行政等の連携

ごみの減量・資源化*に向けては、行政からの一方的な取り組みや施策の押しつけではなく、市民・事業者の自主的・主体的な取り組みが必要不可欠となる。このため、地域に密着した協力体制の強化や市民との情報交流の場の拡充、地域の集団回収活動の支援のほか、資源ごみの店頭回収といった資源を有効活用する事業活動についての情報提供を行い、市民・事業者・行政等の協働の強化を図りながら一体となった取り組みを進めていく必要がある。

(6) その他の課題

1) 適正処理困難物

本市では、家電製品やパソコン等のうち法律でリサイクルが義務付けられている製品に加え、毒性又は危険性を有するガスボンベ等やタイヤ類など、本市で処理できないものを適正処理困難物*に指定している。これらについては、当該製品を取扱う販売店や専門業者での引取りが主なルートとなっているが、項目を指定した上で、引取りや処理、処分ができる民間処理業者を紹介している。

今後は、家庭系ごみ*の不適正排出を削減するために、適正処理困難物*の処理方法を周知するとともに、処理の選択肢を増やすなど、適正処理の強化を図る必要がある。

2) 災害廃棄物

市内で発生した災害廃棄物*は一般廃棄物*と定義されているため、その処理責任は本市にある。今後発生が危惧される大規模地震や水害等により発生した災害廃棄物*（避難所ごみを含む）は市民の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の問題を防止する観点から、その処理を適正かつ迅速に行う必要がある。

災害廃棄物*は災害の規模によっては、その処理に数年を要する場合もある。将来にわたって災害廃棄物*を適正に処理するためには、災害が起きる前から、環境負荷の低減や資源の有効活用を視野に入れ、応急期、復旧・復興期の各段階において、可能な限り分別、選別、再生利用等をし、最終処分量を低減するなどの対策について検討しておくことが求められている。

本市においては平成30年3月に「観音寺市災害廃棄物処理計画*」を策定しているが、災害廃棄物対策に関する国の指針である「災害廃棄物対策指針」が平成30年3月に改定となったため、香川県災害廃棄物処理計画*の改定動向を踏まえつつ、必要に応じて改定を行う必要がある。

第4章 予測と目標

第4章 予測と目標

4.1 将来人口の推計

本計画の計画期間は、令和3年度～令和12年度の10年間であり、「第2次観音寺市総合振興計画」（観音寺市、平成30年3月）では、令和4年及び令和9年の人口を推計している。

このため、将来人口の推計に当たっては、令和元年度までは住民基本台帳の実績人口、令和4年度及び令和9年度の第2次観音寺市総合振興計画の推計人口で整理し、その他の年度は第2次観音寺市総合振興計画の推計人口に基づき一次傾向線を作成して推計を行った。将来人口の推計結果を表4.1.1及び図4.1.1に示す。

表 4.1.1 将来人口の推計結果

年 度		人 口 (人)	備 考
H26	2014	62,780	実績値、住民基本台帳人口(10月1日)
H27	2015	62,175	
H28	2016	61,650	
H29	2017	61,202	
H30	2018	60,598	
R1	2019	60,071	
R2	2020	59,342	
R3	2021	56,620	計画開始年度
R4	2022	56,000	第2次観音寺市総合振興計画推計人口
R5	2023	55,714	中間目標年度
R6	2024	55,261	
R7	2025	54,808	
R8	2026	54,355	第2次観音寺市総合振興計画推計人口
R9	2027	54,000	
R10	2028	53,449	
R11	2029	52,996	最終目標年度
R12	2030	52,543	

注1)H26～R2年度：実績値

注2)R4及びR9年度：第2次観音寺市総合振興計画(観音寺市、平成30年3月)推計人口

注3)その他の年度：第2次観音寺市総合振興計画(観音寺市、平成30年3月)推計人口に基づき一次傾向線を作成し推計

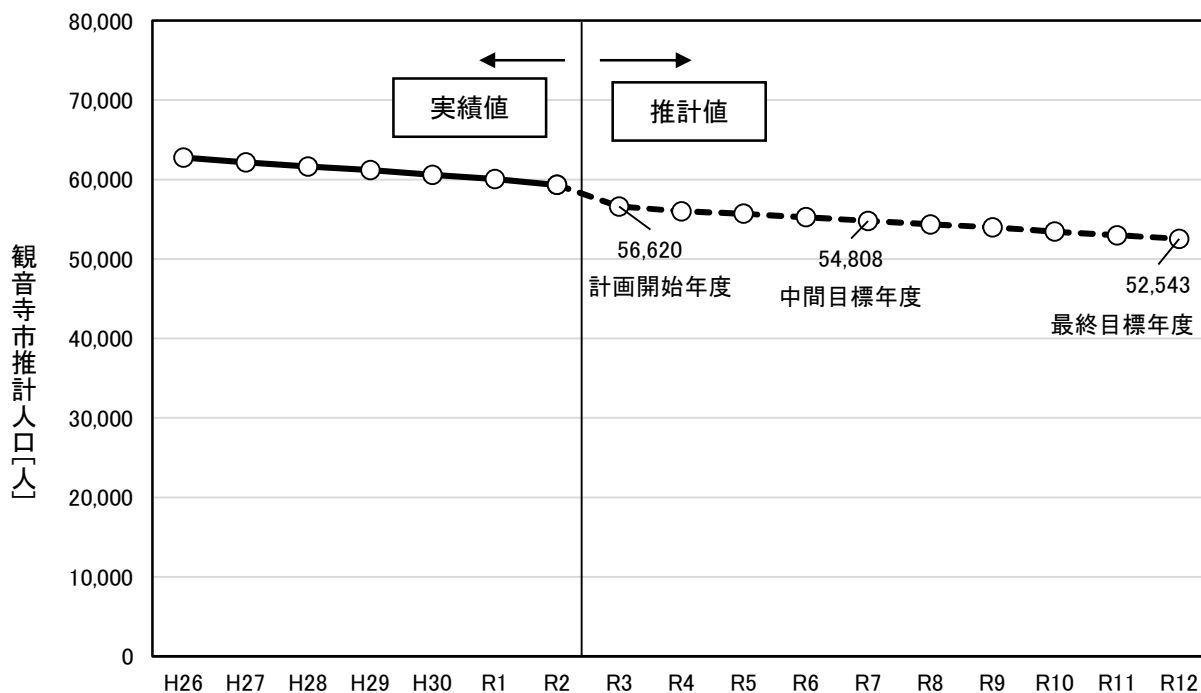


図 4.1.1 将来人口の推計結果

4.2 ごみ排出量等の予測手法

ごみ排出量等*の将来予測の基本的な考え方は、図 4.2.1 に示すとおりである。

家庭系ごみ*及び集団回収*は、トレンド推計法により 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量及び集団回収量のごみ種別に将来推計を行い、その推計結果に人口及び年間日数を乗じて年間当たりのごみ排出量*の推計を行った。

また、事業系ごみ*についても、家庭系ごみ*と同様の方法で年間当たりのごみ排出量*の将来推計を行い、家庭系ごみ排出量及び集団回収量の推計値との合計を本市のごみ総排出量*とした。

なお、1 人 1 日当たりのごみ排出量の将来推計に当たっては、過去 10 年間（平成 22 年度～令和元年度）のごみ排出量実績に基づいて行うこととした。また、ごみ排出量*の予測結果に基づいて集計するごみ処理量や資源化量の推計に当たっては、中間処理*及び最終処分*の処理実績によりマテリアルバランスを分析して、焼却灰発生率、RPF 原料回収率、処理残渣発生率等の過去 5 年間の平均値を用いることとした。

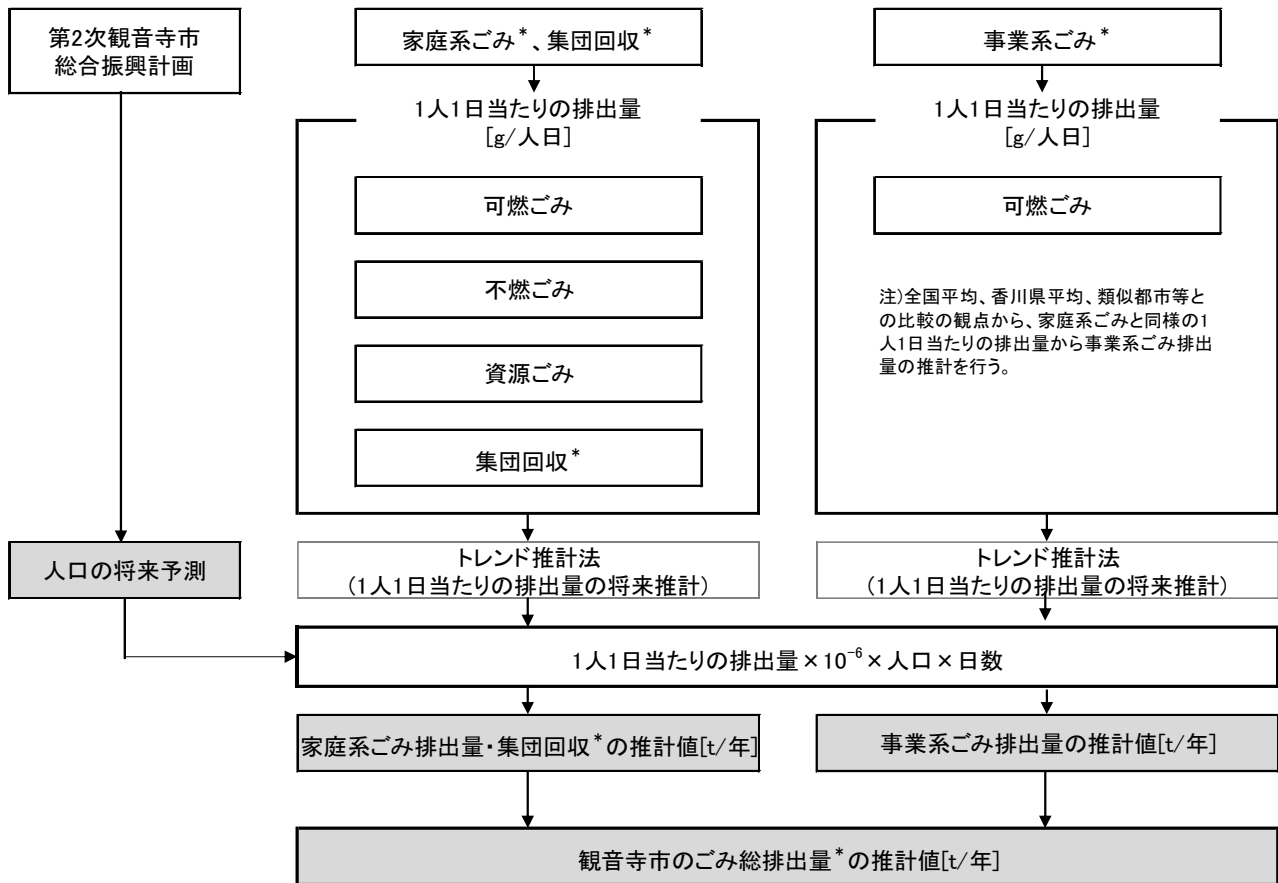


図 4.2.1 ごみ排出量将来推計の基本的考え方

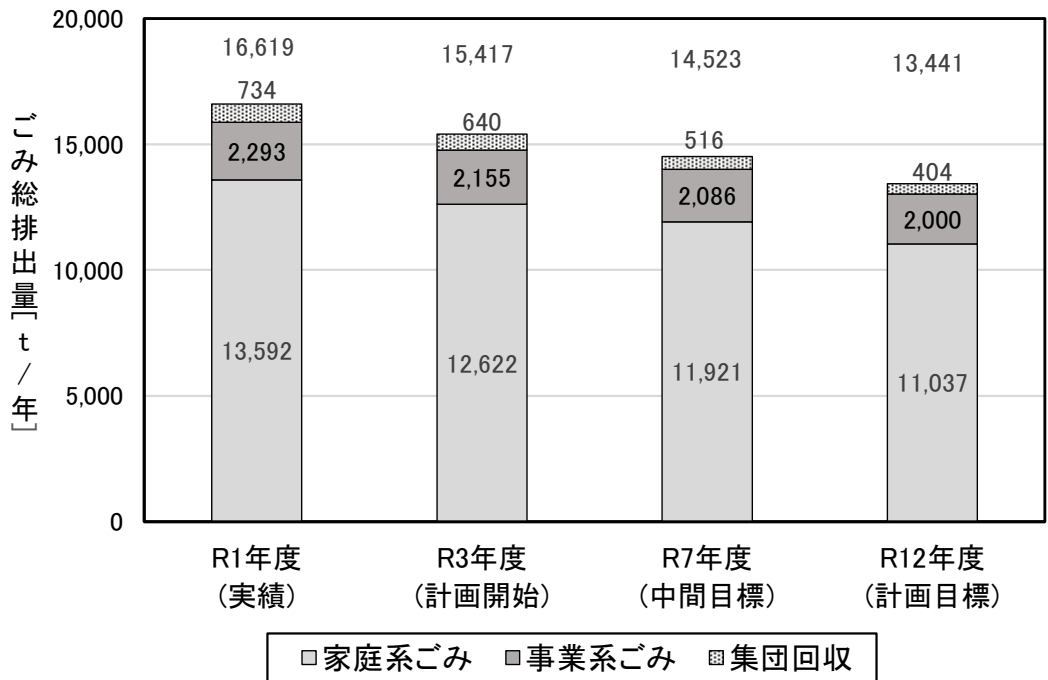
4.3 現状のまま推移した場合のごみ排出量等の予測

現在実施している施策を継続した場合の推計結果は、図 4.3.1～図 4.3.4に示すとおりである。

ごみ総排出量*は、計画目標年度（令和12年度）には令和元年度比で約19%程度の削減が見込まれるが、大部分が人口減少によるもので、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）及び事業系ごみ排出量は、令和元年度実績程度で推移するものと考えられる。

また、資源化量は家庭系ごみ*「資源ごみ」及び集団回収*の大幅な減少が予想されることから、リサイクル率*は、令和元年度実績20.2%から計画目標年度には約14%程度まで低下することが見込まれる。

最終処分率*については、令和元年度実績4.0%を1ポイント下回る程度で計画目標年度まで推移する見込みである。



注)図上部の太字はごみ総排出量(合計値)

図 4.3.1 ごみ総排出量の推計結果 (現状施策ベース)

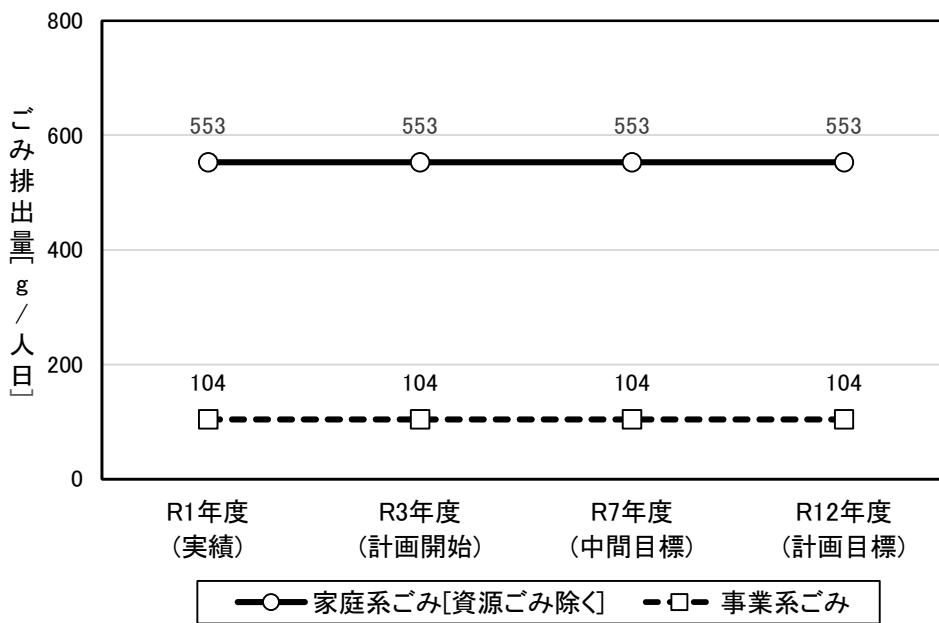
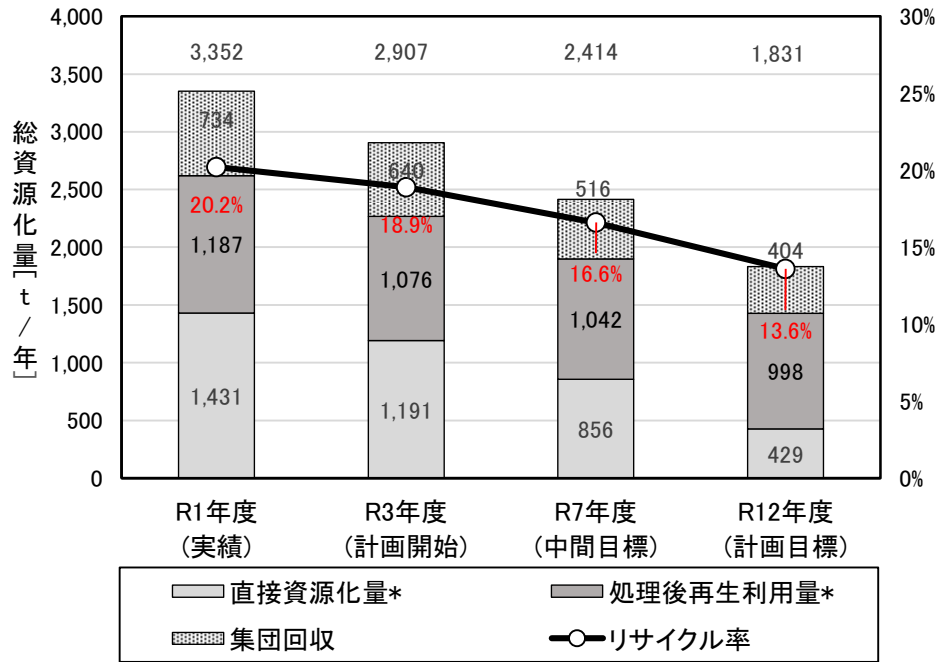


図 4.3.2 ごみ排出原単位の推計結果 (現状施策ベース)



注)図上部の太字はごみ総資源化量(合計値)

図 4. 3. 3 資源化量及びリサイクル率の推計結果 (現状施策ベース)

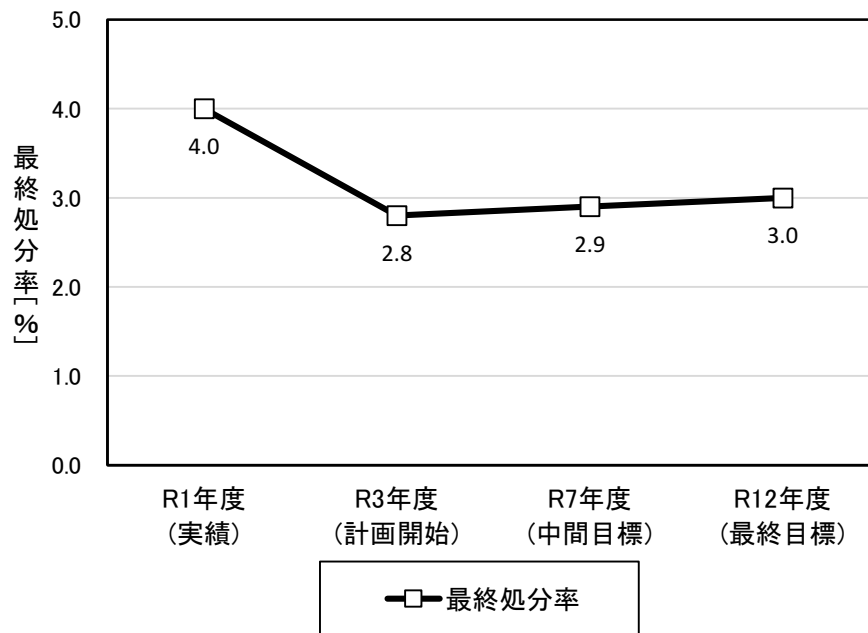


図 4. 3. 4 最終処分率の推計結果 (現状施策ベース)

4.4 減量化等の目標達成後の予測結果

(1) 目標達成に向けての予測の考え方

目標達成に向けた将来ごみ排出量の予測は、図 4.4.1 に示すとおり、排出抑制効果と資源化効果を考慮して推計する。排出抑制・資源化効果の設定条件については、表 4.4.1 に示すとおりである。

なお、分別区分及び処理方法などのごみ処理システムは、現状のごみ処理システムが継続するとしている。

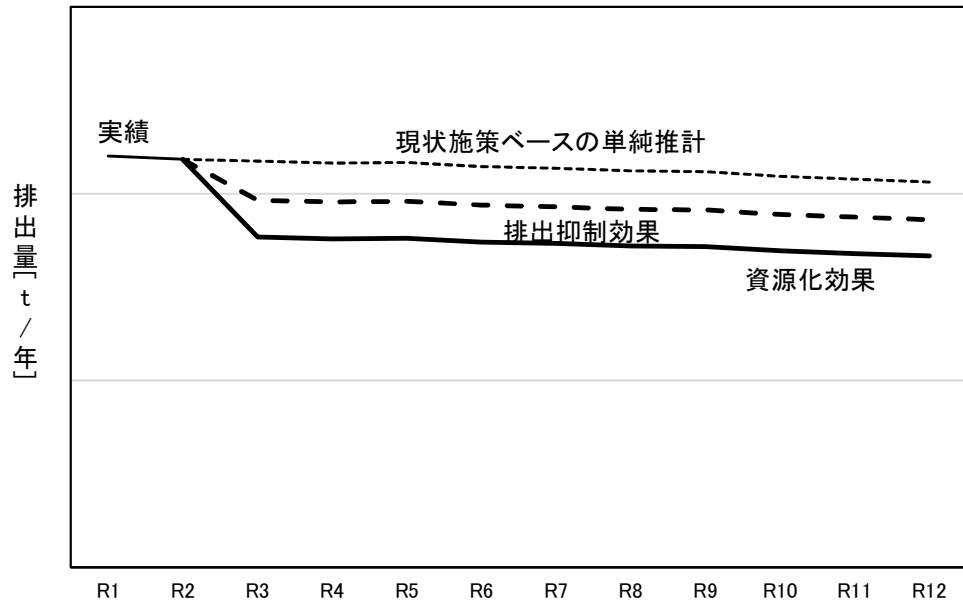


図 4.4.1 目標達成に向けての将来ごみ排出量予測のイメージ

表 4.4.1 排出抑制・資源化効果の設定条件

削減対象		効果	設定条件の考え方	スケジュール
家庭系ごみ*	可燃ごみ	排出抑制	令和元年度の実績値に対する削減率約23% (家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)440g/人日として設定)	令和12年度まで段階的に削減
	不燃ごみ	排出抑制	令和元年度実績の排出原単位を維持	令和12年度まで継続
事業系ごみ*	可燃ごみ	排出抑制	令和元年度実績の排出原単位を維持	令和12年度まで継続
家庭系ごみ*	資源ごみ	資源化*	令和元年度実績に対して可燃ごみ中の紙・布類の約25%が資源ごみとして排出されることにより約15%増加	令和12年度まで段階的に増加
集団回収*等		資源化*	平成22～令和元年度までの減少傾向を継続	令和12年度まで減少傾向を継続

(2) 減量化等の目標達成後の予測結果

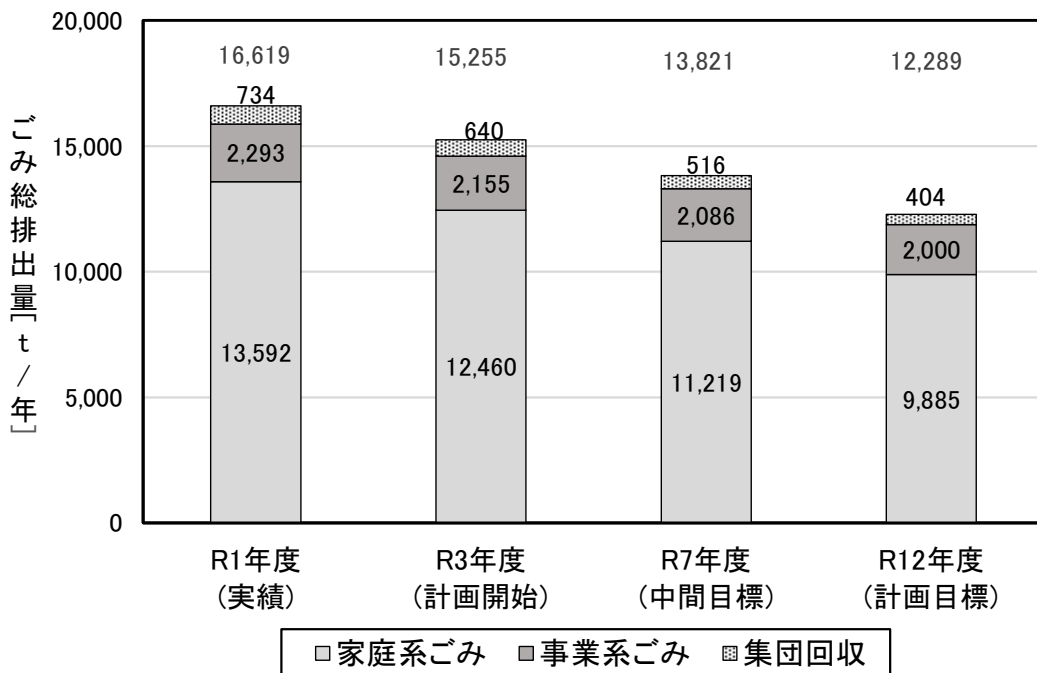
減量化や資源化*の目標達成後の推計結果は、図 4.4.2～図 4.4.5 に示すとおりである。

目標達成後のごみ総排出量*は、計画目標年度（令和 12 年度）には令和元年度比で約 26% 程度の削減が見込まれる。1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）は、令和元年度より約 113g/人日減量化されるが、事業系ごみ排出量については現状施策ベースから大きな変化はないことが見込まれる。

また、資源化量は、分別協力度の向上により家庭系ごみ*「可燃ごみ」に含まれる紙・布類が資源ごみに移行することを見込んでおり、計画目標年度のリサイクル率*は約 24% 程度に達する見込みである。

なお、集団回収*については、集団回収量の 9 割以上を占める紙類が今後とも減少することが見込まれるため、現状施策ベースの原単位として推計している。

最終処分率*については、現状施策ベースの将来予測結果と同様、令和元年度実績 4.0% を 1 ポイント下回る程度で計画目標年度まで推移する見込みである。



注) 図上部の太字はごみ総排出量(合計値)

図 4.4.2 ごみ総排出量推計結果（減量化等目標達成後）

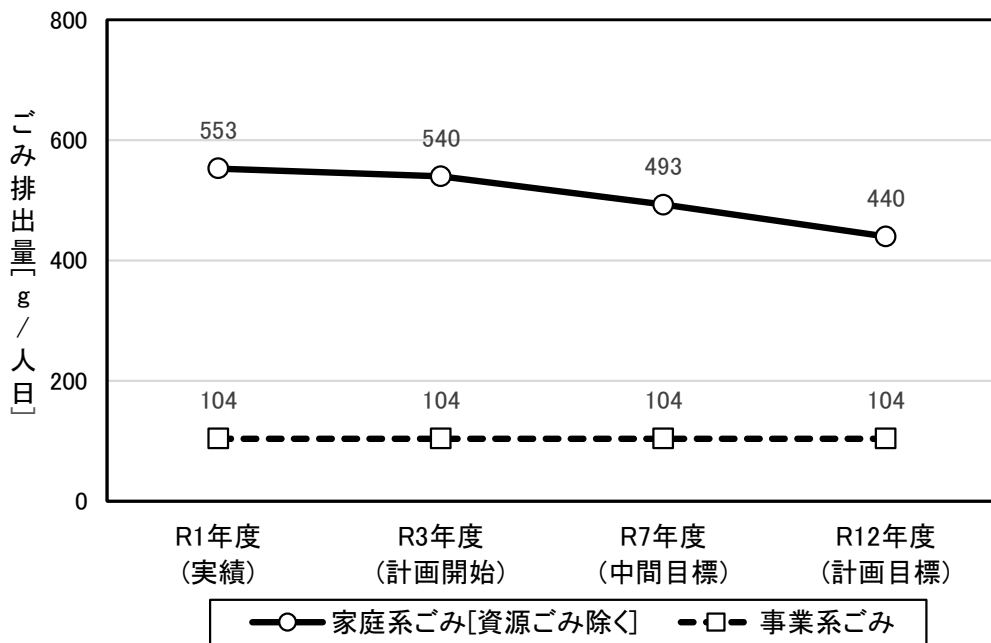
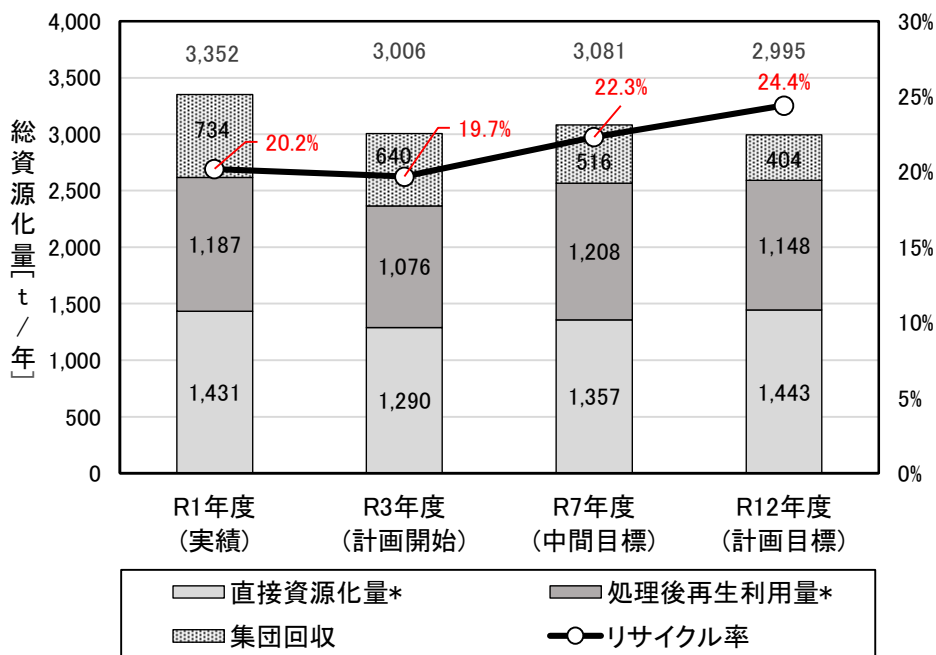


図 4. 4. 3 ごみ排出原単位の推計結果 (減量化等目標達成後)



注)図上部の太字はごみ総資源化量(合計値)

図 4. 4. 4 資源化量及びリサイクル率の推計結果 (減量化等目標達成後)

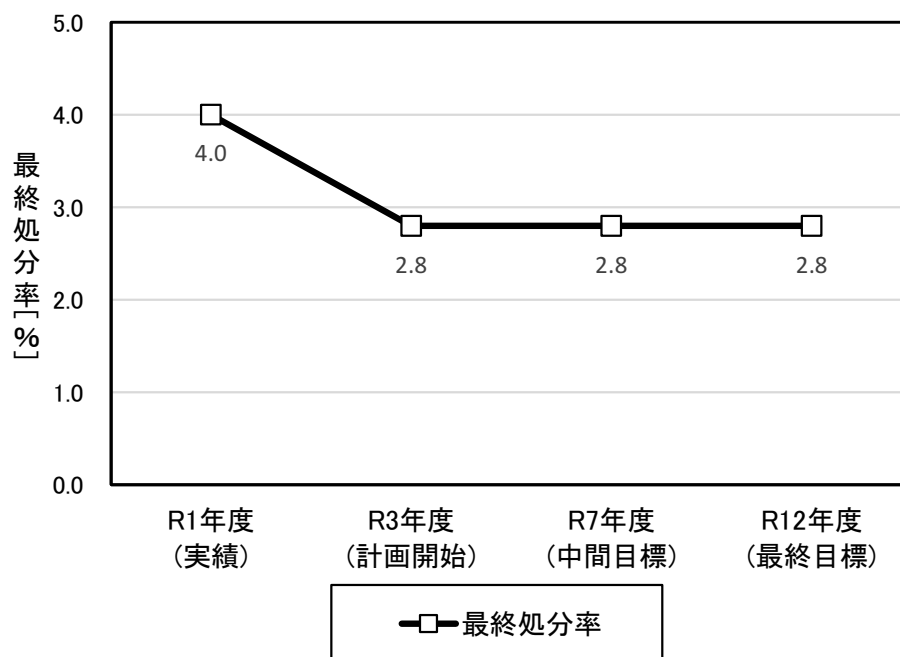


図 4.4.5 最終処分率（減量化等目標達成後）

4.5 数値目標

国及び香川県の目標値を踏まえつつ、実現可能な範囲で循環型社会*の創造のための数値目標を設定する。

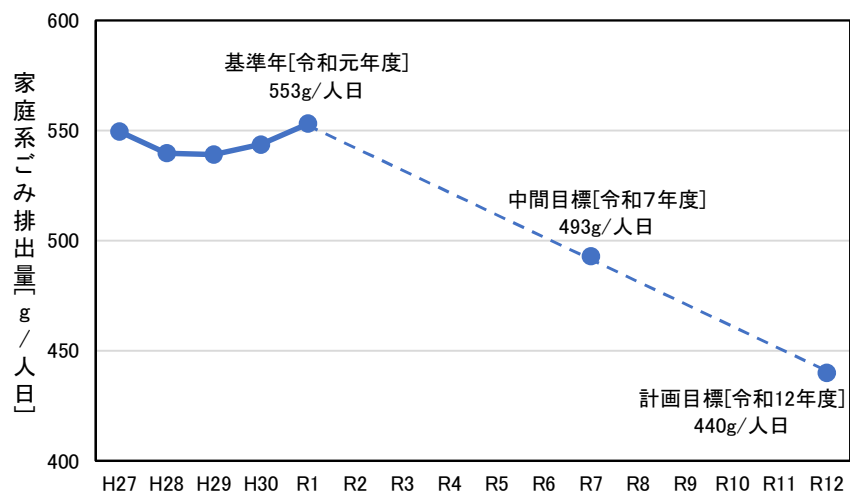
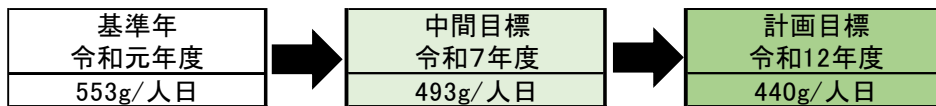
(1) ごみ排出量の削減目標

1) 家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）

前計画では令和2年度の家系系ごみ排出量（資源ごみ除く）の目標値を 550g/人日としており、令和元年度実績 553g/人日と概ね目標値まで減量化されているが、第3次循環型社会形成推進基本計画の家系系ごみ排出量（資源ごみ除く）の目標値 500g/人日（令和2年度）には達していない。

また、リサイクル率*は令和元年度実績 20.2%で、前計画では令和2年度の目標値 27.0%を達成しておらず、家庭系ごみ*「可燃ごみ」に含まれる紙・布類の資源化*や食品ロス*対策としての厨芥類の減量化が求められている。

第4次循環型社会形成推進基本計画*では、令和7年度の家系系ごみ排出量（資源ごみ除く）の目標値を 440g/人日としている。本計画では、この目標値を参考とし、新型コロナウイルス感染症によるごみ排出量*への影響等も勘案して、令和12年度の数値目標として 440g/人日を設定する。



注)家庭系ごみ排出量は資源ごみを除く

図 4.5.1 家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く)

2) 事業系ごみ排出量

本市においては、事業系ごみ*は可燃ごみのみ処理対象としており、家庭系ごみ*に比べて排出量も少ないことから、現状の排出原単位を維持することとで、約13%削減を目標とする。

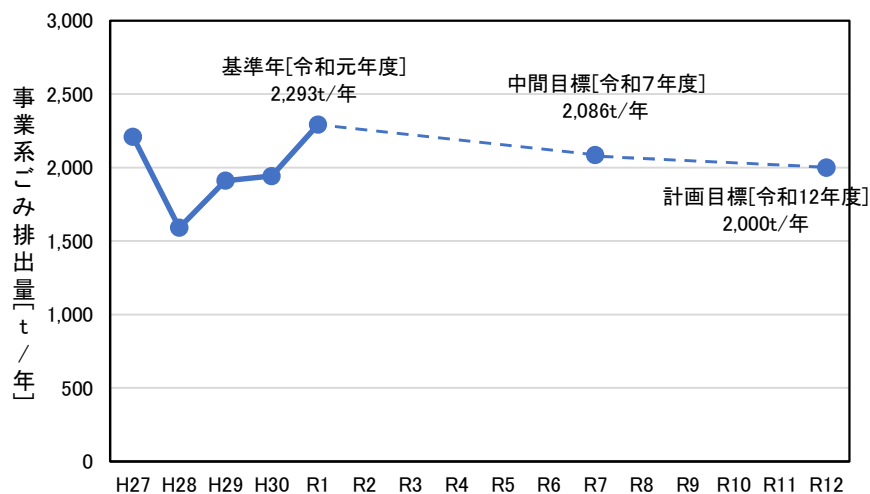
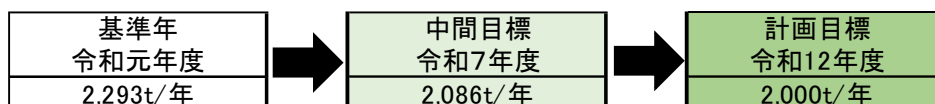


図 4.5.2 事業系ごみ排出量

(2) リサイクル率の目標

リサイクル率*は令和元年度実績 20.2%で、前計画の令和2年度における目標値 27.0%を達成していない。また、集団回収量の増加は現実的に非常に厳しいと予想されることから、分別協力度の向上等により家庭系ごみ*「可燃ごみ」に含まれる紙・布類の資源化*を推進することとし、リサイクル率*約 24%を数値目標として設定する。

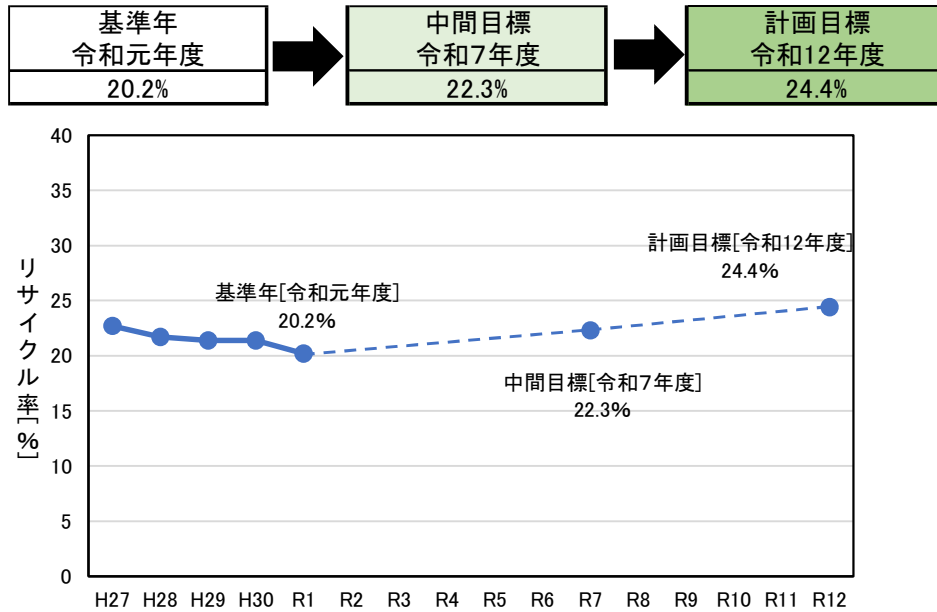


図 4.5.3 リサイクル率

(3) 最終処分率の目標

最終処分率*が一桁台となっているのは、本市の優れている特徴であり、これを継続的に維持することを目標として設定する。

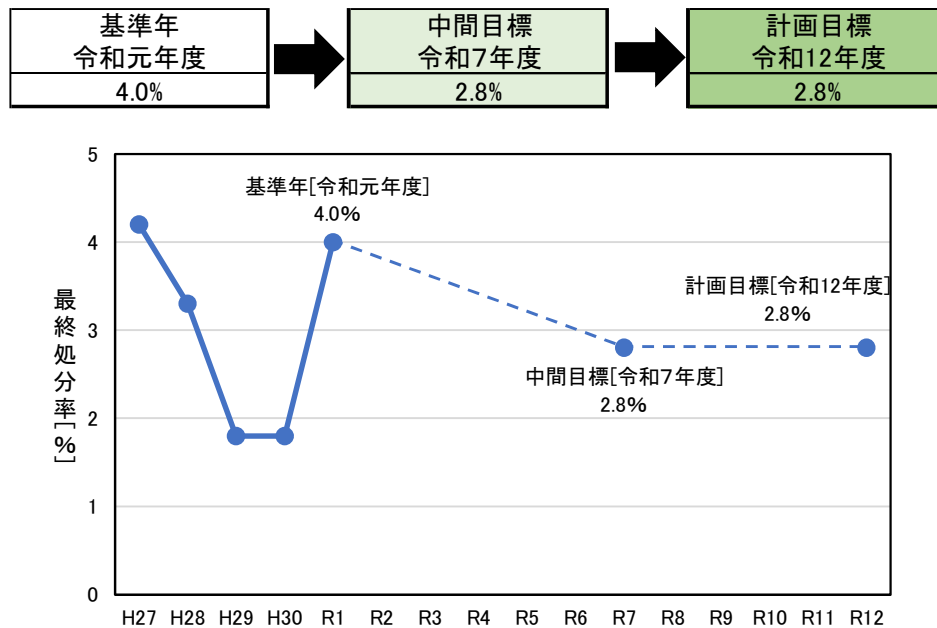


図 4.5.4 最終処分率

(4) 数値目標のまとめ

本計画の数値目標は、前計画の目標達成状況、国や香川県の計画等を踏まえ、また現在の社会的環境も勘案しながら、表 4.5.1 に示すとおり設定する。

表 4.5.1 数値目標

項 目	現状	目標値	
	基準年 (令和元年度) 2019年度	中間目標 (令和7年度) 2025年度	計画目標 (令和12年度) 2030年度
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く)	553g/人日	493g/人日	440g/人日
令和元年度比	—	▲60g/人日	▲113g/人日 (国の目標値)
事業系ごみ排出量	2,293t/年	2,086t/年	2,000t/年
令和元年度比	—	▲207t/年 (約9%削減)	▲293t/年 (約13%削減)
リサイクル率*	20.2%	22.3%	24.4%
令和元年度比	—	約2ポイント増	約4ポイント増
最終処分率*	4.0%	2.8%	2.8%
令和元年度比	—	約1ポイント減	約1ポイント減

第5章 ごみ処理の基本理念と基本方針

第5章 ごみ処理の基本理念と基本方針

5.1 基本理念

第2次観音寺市環境基本計画*では、令和9年までに実現を目指す新たな環境像として「人と自然が織りなす 彩りと笑顔があふれる 環境のまち かんおんじ」を掲げ、これを実現するため、5つの基本目標を設定している。

基本目標1：気候変動を緩和し、適応するまちづくり

基本目標2：資源を大切に作る循環型まちづくり

基本目標3：豊かな自然と共生するまちづくり

基本目標4：安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

基本目標5：環境を守り育てるひとづくり、地域づくり

このため、本計画においても、これらに配慮しながら、持続可能な循環型社会*の創造を目的として、次のように基本理念を掲げることとする。

ともに取り組み・参加する 資源循環のまち かんおんじ

5.2 基本方針

基本理念の実現を目指して、以下に示す3つの基本方針を設定する。

【基本方針1】ごみ発生抑制の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、生産・販売・購買・消費・廃棄といった一連の経済活動の各段階で、ごみの発生抑制*の取組を促進し、処理・処分すべきごみを可能な限り削減する。

【基本方針2】適正な資源循環利用の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、円滑な資源回収が行える仕組みをつくり、環境負荷にも配慮しつつ、ごみの減量、資源としての利用を推進する。

【基本方針3】適正な処理・処分の推進

循環型社会*の形成を踏まえ、中間処理*・最終処分*の各段階で、資源化*を含めた適正な処理・処分が行える体制を確保する。処理・処分体制については、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷の低減やコストに配慮し、必要に応じて適正な整備を行う。

5.3 市民・事業者・行政の役割

(1) 市民の役割

市民一人一人が排出者であり、循環型社会*づくりの担い手であることを自覚し、購買・消費・廃棄といった生活様式の中で、ごみの減量化・資源化*を図るために、3R*の行動に取り組む。

本市においては、3R行動（Reduce：[リデュース]：発生抑制*）、Reuse[リユース]：再使用、Recycle[リサイクル]：再生利用）のうち、リデュースをもっとも重要な行動であると位置づけて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たしていくこととする。

- ・食品ロス*や生ごみの減量、生ごみの水切りなどに努める。
- ・マイバッグやマイボトルなどを活用し、使い捨て容器の削減に努める。
- ・フリーマーケットやリユース店を利用し、商品の再使用に努める。
- ・再生利用できる資源ごみ（紙類、布類等）が可燃ごみに混入しないよう、分別の徹底に努める。

(2) 事業者の役割

事業者は、自己処理責任の原則のもと、ごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみを出さない事業活動を計画的に推進する。また、拡大生産者責任*を踏まえて、生産・流通・販売等の段階で、環境に負荷の少ない、ごみにならない製品づくりに取り組む。

- ・製品等の製造工程におけるごみの排出の抑制に努める。
- ・長く使える商品製造・供給に努める。
- ・簡易包装の徹底や詰め替え用商品、リターナブル容器などの使用拡大などに努める。
- ・資源の循環利用に努めるとともに、廃棄が必要なごみは適正な処理に努める。
- ・一般廃棄物*と産業廃棄物*の分別を徹底しごみの減量に努める。

(3) 行政の役割

行政は、一般廃棄物処理責任者として、各主体と相互に連携・協力を図りながら、ごみの減量化・資源化*に関する総合的かつ計画的な施策や適正処理を推進し、循環型社会*の形成に取り組む。

- ・本市におけるごみの排出量や種類など、実情に応じた3R施策を展開する。
- ・市民・事業者に対して、ごみや再生利用に関する情報をあらゆる機会を通じて、わかりやすく周知し、意識啓発を図る。
- ・3R施策やごみの適正処理を推進するに当たり、市民や事業者とより一層の連携を図りながら、循環型社会*の形成に取り組む。

第6章 ごみ処理基本計画の施策体系

第6章 ごみ処理基本計画の施策体系

6.1 特徴的な類似都市の施策等

(1) ごみ減量化における優良類似都市の抽出方法

本市と同様な人口規模(5~6万人)の全国の都市を対象として家庭系ごみ*及び事業系ごみ*の両方でごみ排出量*の減量化が進展している特徴的な都市、いわゆる「ごみ減量化優良都市」の施策の分析を行った。

ごみ減量化優良都市の抽出方法を図6.1.1に示す。まず、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省、平成30年度実績版)により全国の類似都市を抽出する。

次に、これらの類似都市を対象に平成20年度から平成30年度の10年間における家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の削減率を検討し、家庭系ごみ削減率、事業系ごみ削減率がともに類似都市平均値以上、かつ排出量が減少している(削減率プラス)都市を抽出する。

なお、家庭系ごみ排出量については、国の目標値(第4次循環型社会形成推進基本計画*)としている資源ごみを除くごみ排出量*とした。

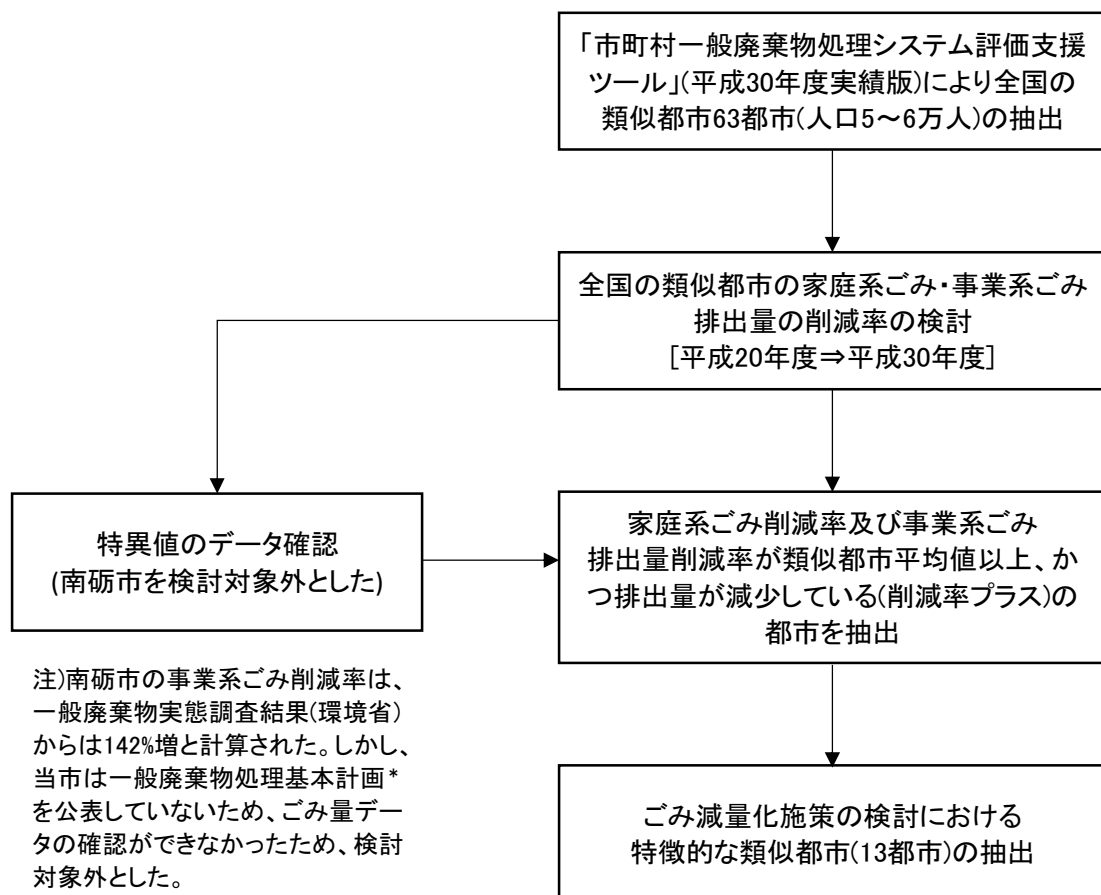


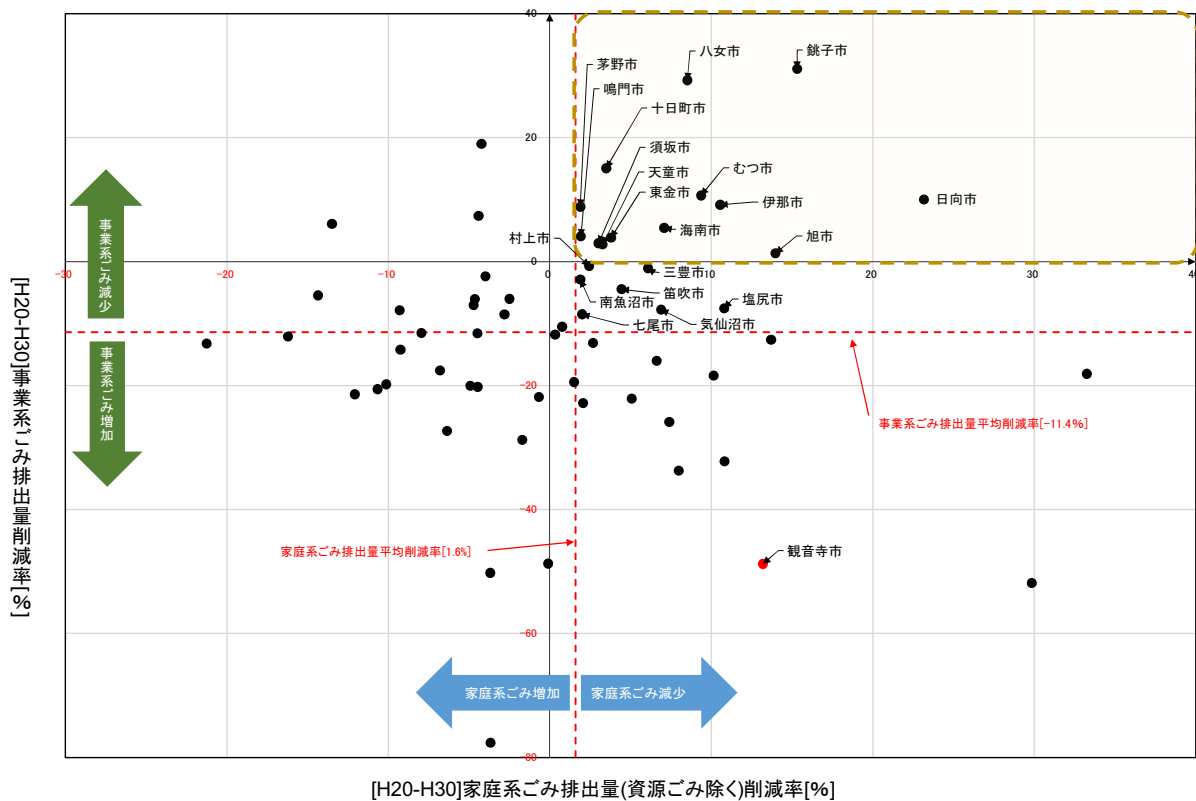
図 6.1.1 ごみ減量化優良都市の抽出フロー

(2) ごみ減量化優良都市の抽出結果

平成 20 年度及び平成 30 年度の一般廃棄物実態調査結果（環境省）から、家庭系ごみ及び事業系ごみ 1 人 1 日当たりごみ排出量を算出し、平成 20 年度から平成 30 年度における削減率を求め、家庭系ごみ削減率（資源ごみ除く）及び事業系ごみ削減率ともに類似都市平均値を越え、かつ排出量が減少している（削減率プラス）ごみ減量化優良都市を抽出した。

抽出した都市は、むつ市（青森県）、天童市（山形県）、銚子市（千葉県）、東金市（同左）、旭市（同左）、十日町市（新潟県）、須坂市（長野県）、伊那市（同左）、茅野市（同左）、海南市（和歌山県）、鳴門市（徳島県）、八女市（福岡県）及び日向市（宮崎県）の 13 都市である。

ごみ減量化優良都市の抽出結果は、図 6.1.2 及び表 6.1.1 に示すとおりである。



出典：一般廃棄物実態調査結果(環境省)

注1)排出量削減率：家庭系ごみ*、事業系ごみ*ともに1人1日当たり排出量の削減量

注2)南砺市は、計算上、事業系ごみ*の増加率が142%となるが、データが確認できないため、南砺市を除いて検討した。

図 6.1.2 ごみ減量化優良都市の分布

表 6.1.1.1 ごみ減量化優良都市の抽出結果

都市名	総人口	平成20年度		平成30年度		平成20年度⇒平成30年度削減率	
		1人1日当たり家庭系 ごみ排出量 (資源ごみ除く)	1人1日当たり事業系 ごみ排出量	1人1日当たり家庭系 ごみ排出量 (資源ごみ除く)	1人1日当たり事業系 ごみ排出量	1人1日当たり家庭系 ごみ排出量 (資源ごみ除く)	1人1日当たり事業系 ごみ排出量
単位	人	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	%	%
1 青森県	58,145	720	379	653	339	▲ 9.4	▲ 10.6
2 山形県	61,914	453	344	438	334	▲ 3.3	▲ 2.8
3 銚子市	61,940	767	438	649	302	▲ 15.3	▲ 31.1
4 千葉県	59,341	689	234	662	225	▲ 3.8	▲ 3.9
5 旭市	65,851	624	348	536	343	▲ 14.0	▲ 1.3
6 新潟県	53,333	435	384	420	326	▲ 3.5	▲ 15.1
7 須坂市	50,898	411	206	399	200	▲ 3.0	▲ 3.0
8 長野県	68,381	437	173	391	157	▲ 10.6	▲ 9.2
9 茅野市	56,044	513	359	503	327	▲ 1.9	▲ 8.8
10 和歌山県	51,290	728	325	676	307	▲ 7.1	▲ 5.4
11 徳島県	57,967	539	253	528	243	▲ 1.9	▲ 4.1
12 福岡県	63,922	563	314	515	222	▲ 8.5	▲ 29.2
13 宮崎県	61,827	689	310	530	279	▲ 23.2	▲ 10.0
平均値	59,296	582	313	531	277	▲ 8.1	▲ 10.3
最大値	68,381	767	438	676	343	▲ 1.9	▲ 1.3
最小値	50,898	411	173	391	157	▲ 23.2	▲ 31.1
* 観音寺市	60,598	627	59	544	88	▲ 13.2	48.8

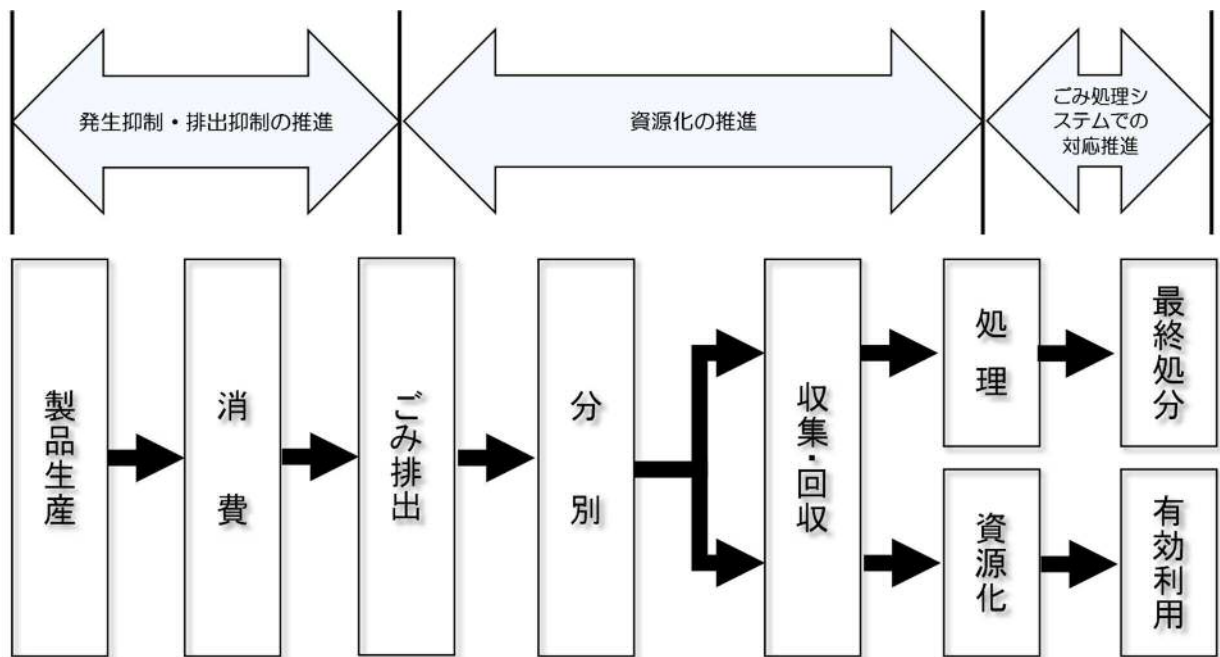
出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

(3) ごみ減量化優良都市の施策分析の考え方

国は第4次循環型社会形成推進基本計画*（環境省、平成30年6月）において、現在の循環型社会*の状況を踏まえて第3次循環型社会形成推進基本計画で掲げた質にも着目した循環型社会*の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、地域循環共生圏*による地域の活性化、ライフサイクル全体での資源循環の徹底及び適正処理の推進と環境再生の方向性を示している。

特に、ライフサイクル全体で資源循環の徹底を行うフローとするためには、資源確保段階、生産段階、流通段階、使用段階の各段階での最適化を図るだけでなく、ライフサイクル全体で最適化を図る必要があるとしている。さらに、廃棄段階の最適化については、各段階で不要となったものは、技術的及び経済的に可能な範囲で再利用し、再利用できないモノで資源化可能なモノは資源化*し、資源化*できないモノでエネルギー回収できるモノはエネルギー回収し、再利用も資源化*もエネルギー回収も出来ないモノのみ減量化等の中間処理*を行った上で最終処分*するとしている。また、これらの資源循環を計画的に実施していくためには、市民・事業者・行政の連携が重要といわれている。

これらのことを踏まえて、施策分析については、図6.1.3に示す、ごみ減量化・リサイクルに関する「発生抑制*・排出抑制」、「資源化*」、「ごみ処理システム」の視点に加えて、「市民・事業者・行政のパートナーシップ」の4つの視点から行っている。



発生抑制・排出抑制の推進：なるべく「ごみ」として排出しない⇒リフューズ(発生回避)、リデュース(排出抑制)、リユース(再利用)
 資源化の推進：「ごみ」として処理する前に可能な限り資源として回収する⇒リサイクル(資源化)
 ごみ処理システムでの対応推進：ごみ処理からも資源回収する⇒リサイクル(資源化)+エネルギー利用(Retrieve Energy)

図 6.1.3 施策分析の視点（ごみ減量化・リサイクル関係）

(4) ごみ減量化優良都市の施策分析結果

ごみ減量化優良都市として抽出した特徴的な13都市のごみ減量化・リサイクルに関する施策について、各都市の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画または環境基本計画を用いて、施策の分類と具体的な施策内容の整理・分析を行った。

13都市のうち25%以上（3都市以上）で採用されている施策内容は、表6.1.2及び表6.1.3に示すとおりである。

表 6.1.2 ごみ減量化優良都市の施策内容（3都市以上で採用）その1

施策区分		施策内容	採用都市数	
発生抑制*・排出抑制の推進(なるべく「ごみ」として排出しない)	共通施策	行動指針の策定等	行政によるグリーン購入の推進	4
		環境教育・環境学習の充実	年齢層別(子供～大人)環境学習プログラムによる積極的な3R*の推進	5
			地域に根ざした総合的な環境学習講座の開催	6
			学校と連携した環境学習の推進	10
		情報提供の充実	市政ニュース、ホームページ等での「ごみ特集」の掲載等	10
			出前講座*等によるごみ減量・リサイクル等の分かりやすい情報提供	5
		生ごみ減量化の推進	生ごみの堆肥化・リサイクル業者の育成、仕組みづくり	9
		不法投棄対策の徹底	監視カメラを活用した不法投棄対策の実施	5
			不法投棄監視ウィーク等のパトロール、イベントの開催	9
	美しいまちづくりの推進		9	
	ごみ減量・リサイクルイベントの開催・支援		5	
	家庭系ごみ関連施策	発生抑制*(リデュース)の促進	レジ袋の削減、レジ袋無料配布の中止	9
			簡易包装の推進	10
			エコ製品*の取扱拡大	8
			使い捨て商品の使用抑制	10
		再使用(リユース)の促進	マイバッグ、マイボトル、マイ箸等の普及・促進	12
			リターナルブルビンの利用	6
			不用品交換情報の提供	7
			フリーマーケット、バザー等2R*イベント開催情報の提供	8
生ごみの発生抑制*の推進		リユース品の譲り受け、譲り渡しコーナーの常設	4	
		3キリ運動(水キリ、食ベキリ、使いキリ)	9	
		生ごみ処理機等購入費補助金制度の推進・拡充	8	
情報提供の充実		生ごみ処理機等の普及啓発活動の実施	6	
		啓発冊子「ごみの分け方・出し方」等の作成・配布	4	
		広報紙、ごみステーションへの掲示、SNS等多様な媒体を活用した情報発信	9	
		単身者(無関心層)、子育て世代等の対象を絞った情報発信	3	
経済的手法の検討	直接搬入ごみ、粗大ごみの有料制導入、処理料金の見直し検討	9		
	有料指定ごみ袋製の導入検討	3		
事業系ごみ関連施策	発生抑制*(リデュース)の促進	エコショップ*、優良店表彰制度等の実施	3	
		事業者による廃プラスチック類等の自主回収(白色トレイ等の店頭回収)	5	
	再使用(リユース)の促進	事業者による製品の修理・部品交換の働きかけによる長期使用	4	
		排出管理、指導の徹底	事業用大規模建築物所有者による排出抑制・分別の徹底	9
			商業施設等のテナントビルを対象とした訪問説明の実施	3
	情報提供の充実	廃棄物減量化等計画書の提出による指導の強化	4	
		啓発冊子「事業系ごみの減量・リサイクル適正処理ハンドブック」等の作成・配布	3	
		ごみ減量・再資源化推進研修会の実施	3	
経済的手法の検討	民間事業者、一廃収集運搬許可業者との情報交換、連携	3		
	事業系ごみ処理手数料の見直し検討	6		

表 6.1.3 ごみ減量化優良都市の施策内容（3都市以上で採用）その2

施策区分		施策内容		採用都市数
資源化*の推進(ごみとして処理する前に可能な限り資源として回収する)	共通施策	人材の育成	ごみ減量・リサイクル等を推進する人材の育成	3
		地域連携等	地域コミュニティー・事業者間ネットワークを活用したごみ減量化の推進	4
	家庭系ごみ関連施策	多様な方法による資源ごみの回収	店頭回収設置店の紹介	5
			使用済小型家電の分別収集・資源化*の推進	3
			廃食用油のリサイクルの推進	3
		集団回収*の奨励	集団回収団体の支援(補助金による活動促進、用具の貸与、表彰制度)	10
		分別の徹底	排出ルールの啓発活動の実施	10
			ごみステーション排出指導の徹底(地域と連携した早朝啓発活動等)、紙類等の分別徹底	4
			ごみステーションの適正な設置・配置	3
			ごみステーション管理の支援、適正な管理	5
		分別区分の見直し等	資源ごみの分別区分及び排出方法等の見直し検討	6
			プラスチック製容器包装の分別の検討	4
	剪定枝の資源回収の検討		3	
	情報提供	ごみカレンダーの作成・配布、自治体のホームページでの公開	3	
	事業系ごみ関連施策	分別の徹底	不適正排出の排除(産廃との明確な区分の徹底)	6
ごみ処理施設(焼却施設*)での搬入物の展開検査の強化			4	
事業系古紙類のごみ処理施設での原則受入れ拒否			3	
ごみ処理システムでの対応推進(ごみ処理からも資源回収する)	共通施策	適正なごみ処理の推進	ごみ焼却施設でのエネルギー回収、熱利用	4
	家庭系ごみ関連施策	ごみ排出への対応	高齢者・障害者世帯を対象としたごみ出し支援サービスの実施	3
		資源回収の推進	焼却灰・飛灰の再資源化	4
市民・事業者・行政のパートナーシップ	共通施策	施策促進	地域活動団体の活用、支援、連携	6
			減量・資源化取り組事業者の認定制度等の導入(発生・排出抑制の事業系・発生抑制欄の再掲)	3
			民間事業者、一廃収集運搬許可業者との情報交換、連携(発生・排出抑制の事業系・情報提供欄の再掲)	3
	計画推進	廃棄物減量等推進審議会の設置、運用、活用、実績・評価等の公表	6	

出典：各都市の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画、または環境基本計画

6.2 本市の施策体系

(1) ごみ処理基本計画の施策体系

ごみ減量化優良都市の施策内容と本市の施策内容と照らし合わせ検討した結果、本計画では、表 6.2.1 に示すとおり、3つの基本方針を基に7つの基本施策及び31の実施施策を設定し、計画の目標達成に向けて取り組みを進める。

表 6.2.1 施策体系

基本理念	基本指標	基本方針	基本施策	実施施策	実施主体	施策の位置付け			
<p>ともに取り組み・参加する資源循環のまちなかんおんじ</p>	<p>【基本指標1】 [家庭系ごみ減量目標(資源ごみ除く)] ●現状(R1年度):553g/人日 ●中間目標(R7年度):493g/人日 ●計画目標(R12年度):440g/人日 [事業系ごみ減量目標] ●現状(R1年度):2,293t/年 ●中間目標(R7年度):2,086t/年 ●計画目標(R12年度):2,000t/年</p>	<p>【基本方針1】 ごみ発生抑制*の推進</p>	<p>【基本施策1-1】 発生抑制の推進</p>	① ごみ発生抑制*につながる生活スタイルの推進	市民	行政	継続		
				② 過剰包装削減の推進	市民	行政	拡充		
				③ 食品ロス削減の推進	市民	行政	拡充		
				④ 生ごみの水切りの徹底	市民	行政	継続		
	<p>【基本指標2】 [リサイクル率目標] ●現状(R1年度):20.2% ●中間目標(R7年度):22.3% ●計画目標(R12年度):24.4%</p>	<p>【基本方針2】 適正な資源循環利用の推進</p>	<p>【基本施策2-1】 分別の徹底</p>	<p>【基本施策2-2】 資源循環利用の推進</p>	⑤ 製品等の長期使用の推進	市民	行政	継続	
					⑥ マイバッグ、マイボトル等の普及・促進	市民	行政	継続	
					⑦ 使い捨て製品の使用抑制、詰め替え製品の利用推進	市民	行政	継続	
					⑧ プリマリーマーケット、パゾー等々の利用啓発	市民	行政	新規	
	<p>【基本指標3】 [最終処分率目標] ●現状(R1年度):4.0% ●中間目標(R7年度):2.8% ●計画目標(R12年度):2.9%</p>	<p>【基本方針3】 適正な処理・処分の推進</p>	<p>【基本施策3-1】 収集・運搬体制の整備推進</p>	<p>【基本施策3-2】 適正処理の推進</p>	⑨ ごみ発生抑制*につながる生活スタイルの啓発	市民	行政	継続	
					⑩ 環境教育・環境学習の充実	市民	行政	継続	
					⑪ 事業系ごみ**の適正処理の徹底	事業者	行政	拡充	
					⑫ 市広報紙・市ホームページによる情報提供の充実	市民	行政	継続	
	<p>【基本指標2】 [リサイクル率目標] ●現状(R1年度):20.2% ●中間目標(R7年度):22.3% ●計画目標(R12年度):24.4%</p>	<p>【基本方針2】 適正な資源循環利用の推進</p>	<p>【基本施策2-1】 分別の徹底</p>	<p>【基本施策2-2】 資源循環利用の推進</p>	⑬ 啓発ポスター・チラシ等による情報提供・啓発の推進	市民	行政	継続	
					⑭ ごみ減量リサイクル推進店認定制度の検討	事業者	行政	新規	
					⑮ ごみ分別の徹底強化	市民	行政	拡充	
					⑯ ごみ集積所の適正な維持管理	市民	行政	継続	
	<p>【基本指標3】 [最終処分率目標] ●現状(R1年度):4.0% ●中間目標(R7年度):2.8% ●計画目標(R12年度):2.9%</p>	<p>【基本方針3】 適正な処理・処分の推進</p>	<p>【基本施策3-1】 収集・運搬体制の整備推進</p>	<p>【基本施策3-2】 適正処理の推進</p>	⑰ 市民団体等による集団回収推進の支援・活性化	市民	行政	継続	
					⑱ 事業系ごみ**の適正処理の徹底(再掲)	事業者	行政	拡充	
					⑲ 家庭系生ごみの資源化推進	市民	行政	継続	
					⑳ 剪定枝・小型家電の資源化推進	市民	行政	継続	
	<p>【基本指標3】 [最終処分率目標] ●現状(R1年度):4.0% ●中間目標(R7年度):2.8% ●計画目標(R12年度):2.9%</p>	<p>【基本方針3】 適正な処理・処分の推進</p>	<p>【基本施策3-1】 収集・運搬体制の整備推進</p>	<p>【基本施策3-2】 適正処理の推進</p>	㉑ 紙・布類の資源化推進	市民	事業者	行政	新規
					㉒ 事業者による資源回収の利用促進	市民	事業者	行政	新規
					㉓ ごみ集積所の適正な維持管理(再掲)	市民	行政	継続	
					㉔ 高齢化社会への対応	市民	行政	新規	
	<p>【基本指標3】 [最終処分率目標] ●現状(R1年度):4.0% ●中間目標(R7年度):2.8% ●計画目標(R12年度):2.9%</p>	<p>【基本方針3】 適正な処理・処分の推進</p>	<p>【基本施策3-1】 収集・運搬体制の整備推進</p>	<p>【基本施策3-2】 適正処理の推進</p>	㉕ 中間処理*の委託処理方式の継続		行政	継続	
					㉖ 最終処分**の委託処理方式の継続		行政	継続	
					㉗ 最終処分場の維持管理		行政	継続	
					㉘ 不法投棄・野焼き対策の強化		行政	継続	
<p>【基本指標3】 [最終処分率目標] ●現状(R1年度):4.0% ●中間目標(R7年度):2.8% ●計画目標(R12年度):2.9%</p>	<p>【基本方針3】 適正な処理・処分の推進</p>	<p>【基本施策3-1】 収集・運搬体制の整備推進</p>	<p>【基本施策3-2】 適正処理の推進</p>	㉙ 適正処理困難物*への対応		行政	新規		
				㉚ 各主体との協働体制の確立		行政	新規		
				㉛ 災害廃棄物*への対応		行政	継続		

(2) 基本方針1【ごみ発生抑制の推進】

ごみ排出から処理・処分の一連の流れで、上流側に位置する発生を抑制するための方針である。ごみの減量化を行うためには、ごみとなるものを発生させないこと（リデュース）や、ものを繰り返し使用すること（リユース）など、ごみとして排出されないようにする2R*の取り組みが重要である。

また、ごみに関するさまざまな課題に対し、循環型社会*を形成して今後も本市が持続的に発展していくためには、市民・事業者・行政のそれぞれが自らの役割と責任を持ちながら連携、協力し、積極的な取組みを図っていくことが必要である。

【基本施策1-1「発生抑制の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
ごみ発生抑制*につながる生活スタイルの推進	さらなるごみの減量化に向けて、不要なものは買わない、もらわない等のリデュースや、まだ使えるものを繰り返し使用するリユースは、ごみの発生をもとから抑制する効果が大きい。こうした取組を多くの市民・事業者が実践することの習慣化を推進する。	継続
過剰包装削減の推進	海洋プラスチックごみなど、新たな課題も踏まえて、ごみの発生抑制*の観点から、レジ袋を含む容器包装の削減を一層推進するため、ごみ減量リサイクル推進店(新規施策)などの事業者と連携して、過剰包装の削減やばら売り、量り売りの推進、詰め替え商品の利用促進などの啓発を引き続き実施する。	拡充
食品ロス削減の推進	生ごみの半分以上を占める「食品ロス*」(賞味・消費期限切れなどにより未開封で廃棄された食品)を削減するため、市民一人ひとりの意識・行動改革に向けた周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進する。	拡充・重点
生ごみの水切りの徹底	市民や事業所、学校などを対象とした出前講座*や各種イベント等を通じた市民への意識啓発により、排出段階において水切りの徹底を励行し、生ごみの減量化を推進する。	継続・重点

【基本施策1-2「再使用の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
製品等の長期使用の推進	耐久消費材等は手入れや修理をしながら長く大切に使う。また、製品を設計・製造する時に、製品ができるだけ長く使えるように工夫(耐久性、修理性等)したり、原材料を無駄なく効率的に使うように工夫する。修理や点検等のアフターサービスを充実することにより、製品の長期使用促進に努める。	継続
マイバッグ、マイボトル等の普及・促進	買い物時のマイバッグやマイボトル、マイカップ、マイ箸等の持参が定着できる仕組みの普及・促進を図る。	継続
使い捨て製品の使用抑制、詰め替え製品の利用促進	市民・事業者に対して、使い捨て製品の使用を抑制し、詰め替え製品を積極的に購入するなど、ごみになるものを受け取らない生活、ものを大切にしている生活スタイルを推進する。	継続
フリーマーケット、バザー等の利用啓発	ものを繰り返し利用することを推進するため、フリーマーケットやバザー、リサイクルショップなどの活用について啓発を行う。	新規

【基本施策1-3「普及啓発活動の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
ごみ発生抑制*につながる生活スタイルの啓発	食品ロス*の削減、過剰包装の削減等のリデュース、使い捨て製品の使用抑制、製品等の長期使用等のリユースに関する啓発活動を実施する。	継続
環境教育・環境学習の充実	次世代を担う子どもたちに対して、市民・事業者・行政が連携し、ごみ処理施設への社会見学や学校への出前講座*などを通じて、ごみの減量に関する啓発を実施する。また、社会人に対しても、地域の関連イベント等に参加・協力を推奨することで環境教育を推進する。	継続
事業系ごみ*の適正処理の徹底	事業者向けごみ減量啓発パンフレットを発行・配布し、様々な情報提供を進め、アドバイス等のきめ細かい指導・啓発を行い、事業系ごみ*の減量を推進するとともに、家庭系ごみ*への混入を防ぐなど適切な処理を促進する。	拡充・重点
市広報紙・市ホームページによる情報提供の充実	市広報紙や市ホームページを通じて、ごみ処理の実績や資源化量、ごみ処理経費等について、現状と推移、市の目標の達成状況を紹介し、ごみ減量意識の啓発を行うとともに、自主的な取り組みを促す。また、マイクロプラスチック*による海洋汚染対策のため、使い捨てプラスチック製品の使用抑制等について啓発を行う。	継続
啓発ポスター・チラシ等による情報提供・啓発の推進	ごみの適正処理等を説明したポスターやチラシ等を作成し、観音寺市環境衛生組織連合会を通じて配布することにより、分別や適正処理に関するルールなど必要な情報を広く浸透させる取組みに努める。	継続
ごみ減量リサイクル推進店認定制度の検討	ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組む小売店・スーパーマーケット等を対象に「ごみ減量リサイクル推進店」の認定制度を検討する。また、認定を受けた店舗の利用を促すため、市の広報紙などを通じて市民に周知し、ごみ減量化・リサイクルの推進を検討する。	新規・重点

(3) 基本方針2【適正な資源循環利用の推進】

発生抑制*で減量しきれずに排出されたごみは徹底的に分別して、資源ごみとしての再生利用(Recycle)を進めていくための方針である。これらに係る基本施策(①分別の徹底、②資源循環利用の推進)を中心に、施策を推進する。

【基本施策2-1「分別の徹底」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
ごみ分別の徹底強化	資源ごみ(紙類、布類等)の可燃ごみへの混入を防ぐため、分別を徹底するよう出前講座*や各種イベント等を通じて啓発を行う。特に、分別によるごみ減量の効果が大きい紙類についての取り組みを重点的に行う。	拡充・重点
ごみ集積所の適正な維持管理	本市のごみ集積所の維持管理は、ごみ集積所台帳を作成し、地域の環境衛生組合を通じて立当番制で実施している。今後も引き続き環境衛生組合との連携により清潔・安全かつ適正な管理体制を整備する。また、ごみ集積所の維持管理に必要な費用について、ごみ減量化推進補助金を交付する。	継続
市民団体等による資源集団回収推進の支援・活性化	市立学校PTAが実施する集団回収*に対し補助金を交付する「観音寺市資源回収補助金制度」を継続する。また、市民団体等の行うボランティア活動に対して、専用ごみ袋を配布することで、自主的に資源回収を実施する協力団体の活動を奨励し、ごみの減量化と資源化*を推進する。	継続
事業系ごみ*の適正処理の徹底(再掲)	事業者向けごみ減量啓発パンフレットを発行・配布し、様々な情報提供を進め、アドバイス等のきめ細かい指導・啓発を行い、事業系ごみ*の減量を推進するとともに、家庭系ごみ*への混入を防ぐなど適切な処理を促進する。	拡充・重点

【基本施策2-2「資源循環利用の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
家庭系生ごみの資源化推進	「観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金制度」を継続するとともに、世帯(個人)や地域単位での堆肥化など、ライフスタイルや地域の実情に合った取り組みを推進する。	継続
剪定枝・小型家電の資源化推進	現在、資源ごみとして回収している剪定枝・小型家電について、資源化*を継続し、さらに廃棄物*の適正処理と資源の有効利用を推進する。	継続
紙・布類の資源化推進	段ボール、新聞紙、本類・雑誌・雑紙類の紙類や布類の適正な分別を啓発し、ライフスタイルの多様化による排出機会の確保や資源ごみの持ち去りを防ぐ観点などから、行政回収の他、民間事業者が設置する回収拠点や小売店などの店頭回収場所の利用を検討する。	新規・重点
事業者による資源回収の利用促進	事業者に対して販売した製品の自主回収を要請するとともに、市民に対しては店頭回収の活用を促進する。	新規・重点

(4) 基本方針3【適正な処理・処分の推進】

本市内で排出されたごみを適切に処理・処分していくために、収集・運搬、中間処理*、最終処分*及びそれら全体を統括する施策も含めて、本市の処理・処分体制の整備を図るための施策を中心として推進する。

【基本施策3-1「収集・運搬体制の整備推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
ごみ集積所の適正な維持管理(再掲)	本市のごみ集積所の維持管理は、ごみ集積所台帳を作成し、地域の環境衛生組合を通じて立当番制で実施している。今後も引き続き環境衛生組合との連携により清潔・安全かつ適正な管理体制を整備する。また、ごみ集積所の維持管理に必要な費用について、ごみ減量化推進補助金を交付する。	継続
高齢化社会への対応	超高齢化社会など今後の社会環境の変化に対応した効果的・効率的なごみの収集・運搬のあり方や、ごみ出しを支援するための施策について、観音寺市地域福祉計画等を踏まえて検討を行う。	新規・重点

【基本施策3-2「適正処理の推進」】

実施施策	施策内容	施策の位置付け
中間処理*の委託処理方式の継続	可燃ごみの焼却処理・メタン発酵処理*、不燃ごみ及び資源ごみ(廃プラスチック類)の固形燃料化処理及び資源ごみ・集団回収*の資源化処理については、現在の委託処理方式を継続する。また、委託先の中間処理*が適切に実施されているか、定期的に調査確認を行い、中間処理*の継続性を確保する。	継続
最終処分*の委託処理方式の継続	中間処理後の最終処分*は、現在の委託処理方式を継続する。また、委託先の最終処分*が適切に実施されているか、定期的に調査確認を行い、最終処分*の継続性を確保する。	継続
最終処分場の維持管理	現在有している最終処分場の延命化を図るため、搬入制限を継続するとともに、関係法令の定める浸出水管理基準等を遵守し、適切に維持管理を行う。	継続
不法投棄・野焼き対策の強化	市では、不法投棄、野焼きの監視・抑制を目的とし、香川県や警察と連携して不法投棄パトロールや監視カメラによる対策など、不法投棄防止に対する取組みを行っている。しかし、不法投棄は依然として後を絶たず、その手口も夜間や休日に行うなど悪質かつ巧妙となっているため、パトロール監視を強化し、地域の良好な環境保全を推進する。	継続
適正処理困難物*への対応	タイヤや消火器をはじめとする適正な処理が困難な廃棄物*や農薬などの人体や環境に影響を及ぼす恐れのある廃棄物*については、市としては収集を行わない。そのため、その適正な排出及び処理方法について適切な周知を図っていく。	新規・重点
各主体との協力体制の確立	廃棄物*の資源循環について、国や県等とごみ処理技術の動向について情報交換を行う。また、周辺市町等とも一層連携を深め、継続的に情報交換が行える仕組みづくりを検討する。	新規
災害廃棄物*への対応	今後起こり得る様々な災害時に発生する災害廃棄物*に対応するため、仮置場の確保や事業者との協力体制の構築など、収集から処理までの一貫した体制を整備するとともに、県・他自治体と連携していく。	継続

第 7 章 收集運搬、中間処理、最終処分体制

第7章 収集運搬、中間処理、最終処分体制

低炭素社会・自然共生社会に配慮した循環型社会*を形成するために、積極的にごみの減量化・資源化*を推進し、資源ごみ以外のごみを削減した上で、排出されたごみは適正かつ安定的に処理・処分する。

また、収集・運搬及び処理・処分のそれぞれの過程で、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷やコストの低減に配慮し、効果的・効率的にごみ処理を行う。

7.1 収集運搬体制

(1) ごみ排出量等の見通し

資源ごみ以外のごみは、「ごみ発生抑制の推進」施策の実施により減少していく見込みである。また、「適正な資源循環利用の推進」施策により資源ごみは分別協力度の向上により、増加する見通しである。

集団回収*については、集団回収量の9割以上を占める紙類が今後とも減少することが見込まれる。ごみ排出量*等の見込みは、表 7.1.1 に示すとおりである。

表 7.1.1 ごみ排出量等の見込み

項 目		現状	目標値	
		基準年度 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	計画目標 (令和12年度)
家庭系ごみ*	資源ごみ以外	12,161 t/年	9,862 t/年	8,442 t/年
	資源ごみ	1,431 t/年	1,357 t/年	1,443 t/年
	計	13,592 t/年	11,219 t/年	9,885 t/年
事業系ごみ*		2,293 t/年	2,086 t/年	2,000 t/年
集団回収*		734 t/年	516 t/年	404 t/年
合 計		16,619 t/年	13,821 t/年	12,289 t/年

(2) 収集・運搬体制

家庭系ごみ*の収集区分については、表 7.1.2 に示すとおり、現在の収集区分である「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」の3種14分別を継続し、収集頻度も現状維持とする。収集・運搬体制については、令和2年度から観音寺地区の可燃ごみ及び資源ごみ「剪定枝」を委託収集に変更し、資源ごみの一部を除いて全て委託収集体制となっている。

今後も現状の体制を維持しつつ、分別品目等に照らし合わせて随時見直しを行い、効率化かつ適正な収集・運搬体制の構築に努める。

また、事業系ごみ*は、可燃ごみのみ直接搬入及び収集運搬許可業者による収集・運搬とし、事業者・収集運搬許可業者に対しては、事業系ごみ*の減量化・資源化*及び適正処理について周知啓発を図る。

表 7.1.2 家庭系ごみの分別区分等（現状維持）

分別区分		指定容器	収集方法	収集頻度	
大分類(3種)	小分類(14分類)				
1	可燃ごみ	指定袋(乳白色(白色)半透明)	ステーション方式 持込み方式	2回/週	
2	不燃ごみ	指定袋(無色透明)		2回/月	
3	資源ごみ	キャリー			
	3			廃プラスチック類	
	4	缶類			
	5	ビン類			
	6	ペットボトル			
	7	段ボール		ひもで十字に縛る	2回/週
	8	新聞類			
	9	本類・雑誌・ざつ紙類		キャリー	2回/月
	10	鉄類			
	11	布類		指定袋(無色透明)	2回/週
12	剪定枝	ひもで縛る			
13	小型家電	キャリー・回収ボックス		2回/月	
14	廃乾電池	キャリー・回収ボックス	地域の指定ボックス	随時	

出典1)令和2年度一般廃棄物処理計画(観音寺市)

出典2)観音寺市ホームページ

(3) その他

1) 本市で収集しないもの

ア 法律で再生利用が義務づけられているもの

特定家庭用機器再商品化法に基づくエアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、資源化*を進めていくため、啓発や処理方法の周知等を行う。

イ 本市で適正処理ができないもの

タイヤやスプリング入りマットレスなど国が指定する適正処理困難物*、農薬や石油類など有害性や危険性があるもの、また本市では適正処理が困難なものについては、販売店や専門業者へ依頼するよう周知等を行う。

2) ふれあい収集・戸別収集の検討

市民サービスの向上を目的として、観音寺市地域福祉計画（観音寺市、平成30年3月）等を踏まえて、ふれあい収集*、戸別収集*の導入を検討する。検討は、高齢者等対策やステーション方式の検討等の関連施策と相互に関連付けながら実施する。

また、導入にあたっては、モデル地区を選定し、解決点（課題）を明確にした上で、全市での実施に拡大する。

7.2 中間処理体制

(1) 中間処理施設

本市では排出されるごみの処理を効率的かつ経済的に処理するため、全ての処理を民間委託している。可燃ごみは、民間処理施設において焼却またはメタン発酵処理*を行い、不燃ごみ及び資源ごみ（廃プラスチック類）についても民間処理施設で固形燃料（RPF*）化している。

また、資源ごみ及び集団回収*についても、民間施設において資源化*を行っており、中間処理*については今後も民間委託方式を継続するものとし、定期的に処理の実態について確認調査等を行い、適正処理を確実に実施する。

表 7.2.1 中間処理施設の概要（再掲）

区分	施設名称または事業者名	処理対象廃棄物
積替え施設 (中継施設)	観音寺市家庭系一般廃棄物 積替え施設(可燃ごみ)	家庭系可燃ごみ
焼却施設*	株式会社富士クリーン 中間処理施設&リサイクルセンター	可燃ごみ
メタン発酵施設		
固形燃料化施設	株式会社パブリック	不燃ごみ(プラスチック類) 資源ごみ(廃プラスチック類)
資源化施設	認定事業者	小型家電
	観音寺市外資源化業者	廃乾電池
	観音寺市内資源化業者	金属類(鉄、アルミ、缶類)、ビン類、ペットボトル、剪定枝、紙類(新聞類、本類、雑誌、ざつ紙類)

出典1)令和2年度一般廃棄物処理計画(観音寺市)

出典2)資源化施設:各社ホームページ



図 7.2.1 本市に係るごみ処理施設の設置位置（再掲）

(2) 中間処理量の見通し

焼却処理、メタン発酵処理*及び固形燃料化処理の見込みは、表 7.2.2 に示すとおりであり、徐々に減少することとなっている。焼却処理量及びメタン発酵処理量については、家庭系可燃ごみの削減に伴い、令和12年度（計画目標年度）には、令和元年度に比して約29%程度の減少となる見込みである。

表 7.2.2 中間処理量の見込み

項目		現状	目標値	
		基準年度 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	計画目標 (令和12年度)
(株)富士クリーン 中間処理施設&リサイクル センター	焼却処理	9,475 t/年	7,541 t/年	6,389 t/年
	メタン発酵処理*	3,687 t/年	3,231 t/年	2,926 t/年
	小計	13,162 t/年	10,772 t/年	9,315 t/年
(株)パブリック	固形燃料化処理	1,292 t/年	1,176 t/年	1,127 t/年

7.3 最終処分体制

(1) 最終処分場

本市では、中間処理後の焼却灰（焼却残渣*）及び処理残渣*（不燃残渣）等は民間の最終処分場において埋立処分を行っており、今後も民間委託方式を継続するものとし、定期的に処理の実態について確認調査等を行い、適正処理を確実に実施する。

また、今後も大野原一般廃棄物最終処分場については、浸出水処理施設等の施設の適正な維持管理を行う。

表 7.3.1 最終処分場の概要（再掲）

名称	処理対象廃棄物
観音寺市大野原一般廃棄物最終処分場	—
株式会社富士クリーン 中間処理施設&リサイクルセンター	焼却灰(焼却残渣*)、処理残渣* (不燃残渣)等

出典: 令和2年度一般廃棄物処理計画(観音寺市)

(2) 最終処分量の見通し

最終処分量の見込みは、表 7.3.2 に示すとおりであり、令和元年度に比して約 49% 程度の削減となる。

表 7.3.2 最終処分量の見込み

項目		現状	目標値	
		基準年度 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	計画目標 (令和12年度)
(株)富士クリーン 中間処理施設&リサイクル センター	埋立処分	671 t/年	383 t/年	339 t/年

7.4 その他関連する事項

高齢化の進展による在宅医療の増加に伴い医療系廃棄物の増加が予想される。感染性廃棄物*については、適正な回収・処理が実施できるように医療機関等と協議し、回収・処理方法について検討する。また、非鋭利な在宅医療廃棄物*については、回収・処分方法のルールを明確にし、周知を図る。

第8章 ごみ処理基本計画の推進体制

第8章 ごみ処理基本計画の推進体制

8.1 推進体制

本計画に掲げた目標の達成に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たしていくことが重要であり、行政としては、ごみの適正処理を推進するとともに、3R推進について、市民や事業者の理解・協力を求めながら行動の実践を促していくこととする。

こうしたことから、本計画に掲げた施策の総合的かつ計画的な推進について「観音寺市廃棄物減量等推進審議会」へ定期的に状況等の報告を行い、計画の進捗状況等の点検・評価を実施するとともに、必要に応じて意見や提言を得ることとする。

8.2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより、継続的に計画の実施、点検・評価、改善・見直しを行う。PDCAサイクルのイメージは、図8.2.1に示すとおりである。

PDCAサイクルとは、「計画 (Plan)」、「実施 (Do)」、「点検・評価 (Check)、改善・見直し (Action)」の頭文字を取ったもので、プロセスを順に実施し、施策の継続的な改善を図る方法。

また、数値目標の達成状況や、各種施策の進捗状況を点検・評価し、各年度の「一般廃棄物処理実施計画」及び「観音寺の環境」で必要に応じ施策の位置づけや既存施策の見直しを行うなど、継続的な改善を図る。

さらに、「一般廃棄物処理実施計画」及び「観音寺の環境」での対応状況を観音寺市廃棄物減量等推進審議会及び環境審議会へ報告し、検証・評価するとともにその結果を市民へ公表する。その検証・評価結果を踏まえて実施計画の見直し・策定を行う。

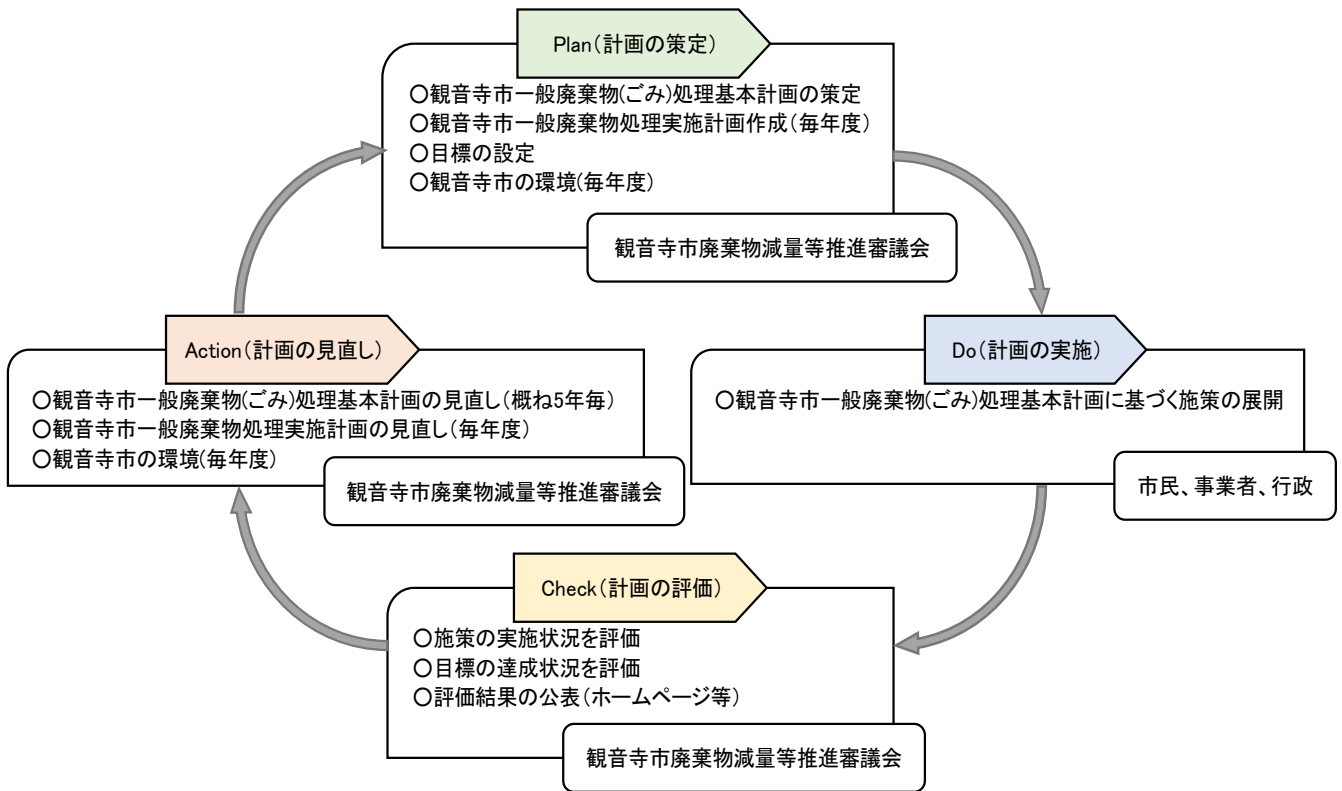


図 8.2.1 PDCAサイクルのイメージ

8.3 市民への情報提供

広報やホームページ等において、計画の進捗状況やリサイクルの実態等の情報を定期的に提供し、3R*等の意識啓発を行うことで、ごみ排出量*の削減や資源化率の向上等を図る。

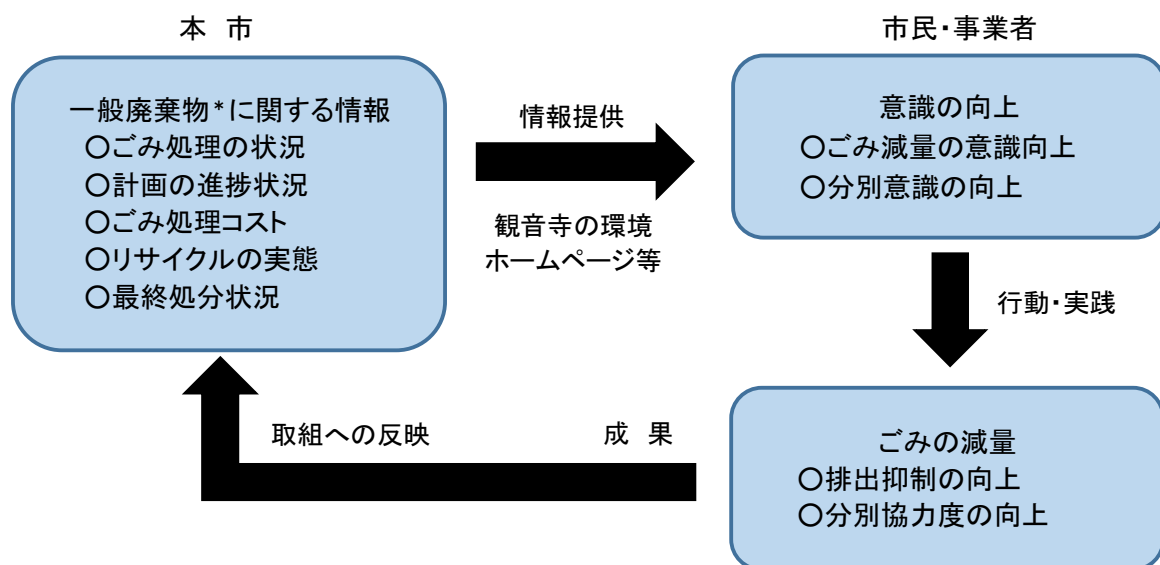


図 8.3.1 市民への情報提供

【参考資料】

目 次

1 観音寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例.....	1
2 策定の経緯.....	6
2.1 観音寺市廃棄物減量等推進審議会.....	6
2.2 観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定推進委員会、部会.....	7
2.3 市民意見の募集（パブリックコメント）.....	7
3 ごみ排出量等の将来推計.....	8
3.1 ごみ排出量等の予測手法の基本的考え方.....	8
3.2 ごみ排出量等原単位の将来推計.....	10
4 用語集.....	16

1 観音寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成17年10月11日条例第105号

改正

平成18年12月27日条例第46号
平成19年6月28日条例第33号
平成20年12月19日条例第38号
平成21年6月25日条例第25号
平成21年12月28日条例第41号
平成25年12月27日条例第51号
平成26年12月18日条例第33号
令和元年7月1日条例第14号

観音寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、本市における一般廃棄物の排出を抑制し、及び一般廃棄物の適正な収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、資源の有効利用の促進、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法第2条の規定に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「家庭系一般廃棄物」とは、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 「事業系一般廃棄物」とは、事業者の事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、一般廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進し、及びその適正な処理を確保するために必要な施策を総合的に推進するとともに、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、一般廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により一般廃棄物の再生利用を図り、一般廃棄物を分別して排出し、その生じた一般廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、一般廃棄物となった製品、容器等を自ら回収し、再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も道路、公園、河川、港湾その他の公共の場所を汚してはならない。また、これを管理する者は、清潔を保つように努めなければならない。

3 前項に規定する公共の場所で犬、猫等の死体を発見した者は、市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を定め、又はこれを変更したときは、公表しなければならない。

(一般廃棄物の処理)

第8条 市長は、処理計画に従い、家庭系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない。

2 市長は、処理計画に従い、家庭系一般廃棄物の処理に支障がない限りにおいて、事業系一般廃棄物の処理を行うことができる。

(事業系一般廃棄物の処理)

第9条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら適正に処理し、又は法第7条第1項若しくは同条第6項の規定に基づく許可を受けた者（同条第1項ただし書又は同条第6項ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。）にその処理を委託しなければならない。

(占有者等の協力)

第10条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

2 占有者は、自ら一般廃棄物を処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条又は第4条の2に規定する基準に準じて処分しなければならない。

3 占有者は、自ら処分しない一般廃棄物については、第7条の規定により定められた処理計画に従い、一般廃棄物を適正に分別し、保管する等、市長が行う一般廃棄物の処理に協力しなければならない。

4 市長は、前項に規定する協力義務が適切に果たされていないと認めるときは、占有者に対し一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な措置を講ずるように指示することができる。

5 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他適正な処理の確保のために必要な事項を指示することができる。

(多量の一般廃棄物)

第11条 前条第5項の多量の一般廃棄物とは、収集、運搬に支障を及ぼす容積を有するもの及び重量30キログラム以上のものをいい、占有者は、当該一般廃棄物を破砕、圧縮等により前処理を行うよう努め、市長の指示する場所に搬入しなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第12条 市長は、一般廃棄物の適正な処理が困難な製品、容器等を適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の適正処理困難物を指定したときは、その製品、容器等に関する情報について市の広報紙への掲載その他の方法により市民及び事業者に対し周知しなければならない。

3 市長は、第1項の適正処理困難物の取扱いに関し、生活環境の保全上支障をきたさないよう必要な指導を行うものとする。

(一般廃棄物処理手数料)

第13条 市長は、一般廃棄物の排出者から別表第1から別表第4までに規定する一般廃棄物処理手数料を徴収する。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第14条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

(一般廃棄物処理業等の許可)

第15条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業を行おうとする者若しくは同条第6項の規定により一般廃棄物処分業を行おうとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により浄化槽清掃業を営もうとする者は、2年ごとに市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、当該許可に係る事業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(一般廃棄物処理業等の許可手数料)

第16条 前条第1項の許可を受けようとする者は、申請の際、別表第5に規定する許可手数料を納入しなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第17条 一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、観音寺市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査又は審議する。

3 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する重要事項について、市長に建議するこ

とができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の観音寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年観音寺市条例第6号）、大野原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年大野原町条例第5号）又は豊浜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年豊浜町条例第8号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者及び浄化槽清掃業者は、その許可に付けられた期間及び条件の範囲内に限り、それぞれこの条例の相当規定により許可されたものとみなす。

3 観音寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（令和元年観音寺市条例第14号）による改正前の第11条の規定は、施行日以後の処理に係る手数料から適用し、施行日前の処理に係る手数料については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年12月27日条例第46号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る手数料から適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月28日条例第33号）

この条例は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第38号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月25日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月28日条例第41号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る手数料から適用

し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月27日条例第51号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月18日条例第33号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

2 策定の経緯

2.1 観音寺市廃棄物減量等推進審議会

(1) 観音寺市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏名	備考
矢野 資壹	有識者
合田 朝子	有識者
高原 美都子	有識者
藤岡 勉	有識者
石井 清満	観音寺環境衛生組合組合長
平口 忠	大野原環境衛生組合組合長
小西 正清	豊浜環境衛生組合組合長
矢野 幸子	大野原婦人会会長
田邊 精三	観音寺市ボランティア連絡協議会会長
多賀 悟史	観音寺市PTA連絡協議会副会長
田中 充久	観音寺飲食組合組合長

(2) 観音寺市廃棄物減量等推進審議会 開催日程

開催日	会議
令和2年9月25日	第2回 廃棄物減量等推進審議会 ・ 諮問
令和2年11月20日	第3回 廃棄物減量等推進審議会
令和3年1月7日	第4回 廃棄物減量等推進審議会
令和3年3月15日	第5回 廃棄物減量等推進審議会
令和3年3月16日	・ 答申

2.2 観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定推進委員会、部会

(1) 観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定推進委員会名簿

委員	
副市長◎	健康福祉部長
市民部長○	経済部長
政策部長	建設部長
総務部長	教育部長

◎：委員長

○：副委員長

(2) 観音寺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定推進委員会、部会 開催日程

開催日	会議
令和2年4月16日	第1回 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定推進委員会
令和2年5月26日	第2回 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定推進委員会
令和2年11月18日	第3回 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定推進委員会
	第1回 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定部会
令和2年12月22日	第4回 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定推進委員会
	第2回 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定部会
令和3年3月8日	第5回 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定推進委員会
	第3回 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定部会

2.3 市民意見の募集（パブリックコメント）

実施期間：令和3年1月26日～2月24日

3 ごみ排出量等の将来推計

3.1 ごみ排出量等の予測手法の基本的考え方

ごみ排出量等の将来予測の基本的な考え方は、図 3.1 に示すとおりである。

家庭系ごみ及び集団回収等は、トレンド推計法により 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量及び集団回収量等のごみ種別に将来推計を行い、その推計結果に人口及び年間日数を乗じて年間当たりのごみ排出量の推計を行う。

また、事業系ごみについても、家庭系ごみと同様の方法で年間当たりのごみ排出量の将来推計を行い、家庭系ごみ排出量及び集団回収量の推計値との合計を本市のごみ総排出量とする。

なお、1 人 1 日当たりのごみ排出量の将来推計に当たっては、過去 10 年間（平成 22 年度～令和元年度）のごみ排出量実績に基づいて行うこととする。また、ごみ排出量の予測結果に基づいて集計するごみ処理量や資源化量の推計に当たっては、中間処理及び最終処分の処理実績によりマテリアルバランスを分析して、焼却灰発生率、RPF 原料回収率、処理残渣発生率等の過去 5 年間（平成 27 年度～令和元年度）平均値を用いることとした。

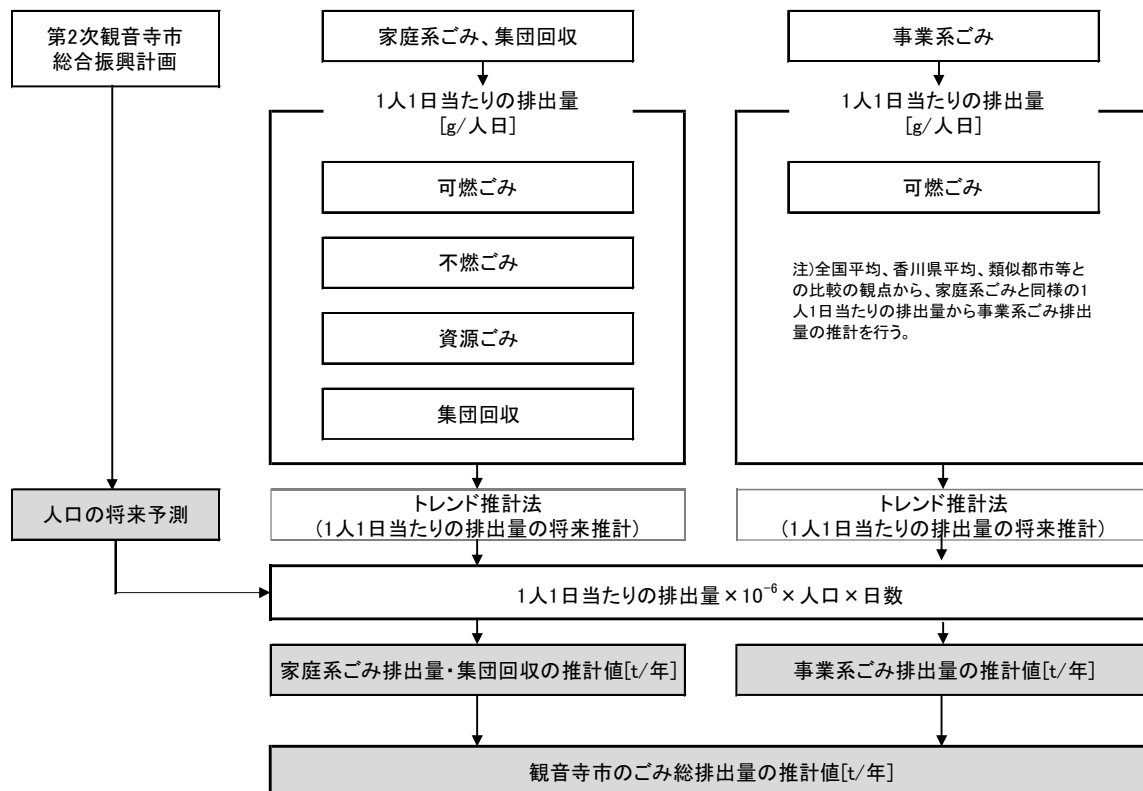


図 3.1 ごみ排出量等将来予測の基本的考え方

トレンド推計法も用いる推計式は、ごみ処理基本計画策定指針（環境省、平成 28 年 9 月）に具体的な推定式の記載がないことから、ごみ排出量等の将来推計に一般的に使用されている下記の推計式を採用した。

推計は、直近の 10 年間（平成 22 年度～令和元年度）の実績値を基に、一次傾向線、二次傾向線、指数関数、べき曲線、ロジスティック曲線の 5 推計式及び令和元年度実績により行った。

①一次傾向線…………… $Y = aX + b$

（一次傾向線は、過去のデータの伸び率でそのまま推移した形をとり、着実に成長している場合に当てはまる。）

②二次傾向線…………… $Y = a_2X^2 + a_1X + b$

（二次傾向線は、データの伸び率に変化がある場合に当てはまる。一般的に、人口推計に当てはまりは良くないが、ごみ推計ではよく用いられる。）

③指数曲線…………… $Y = a b^x$

（指数曲線は、伸び率が徐々に増加する形をとり、急激に成長する場合に当てはまる。）

④べき曲線…………… $Y = a X^b$

（べき曲線は、伸び率が徐々に増加する形をとり、人口推計等には比較的当てはまりがよい。）

⑤ロジスティック曲線…………… $Y = k / (1 + a e^{-bx})$

（ロジスティック曲線は、目標値を設定し、その値に向かって S 字を描きながら収束する形をとり、複合的に変化していく場合に当てはまる。）

⑥令和元年度実績値（現状のまま推移すると予想する。）

3.2 ごみ排出量等原単位の将来推計

(1) ごみ排出量等原単位の将来推計結果の概要

ごみ排出量等原単位の将来推計は、過去 10 年間（平成 22 年度～令和元年度）の実績値をもとに、基本的には、一次傾向線、二次傾向線、指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線及び令和元年度実績値の 6 推計式により行った。

ごみ排出量等原単位の推計式の採用理由等は、表 3.1 に示すとおりである。

表 3.1 ごみ排出量等原単位の推計式の採用理由等

区 分		ごみ排出量等原単位の推計式の採用理由等
家庭系ごみ	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・二次傾向線、ロジスティック曲線は過大な増減傾向となる。 ・上記を除いても全体的に重相関係数が低いため、「R1年度実績」を採用する。
	不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの推計式も重相関係数が低いため、「R1年度実績」を採用する。
	資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ロジスティック曲線は過大な減少傾向となる。 ・上記を除いて、最も重相関係数が高い「二次傾向線」を採用する。
事業系ごみ	可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・二次傾向線、指数曲線は過大な増減傾向となる。 ・上記を除いても全体的に重相関係数が低いため、「R1年度実績値」を採用する。
集団回収		<ul style="list-style-type: none"> ・一次傾向線、二次傾向線、指数曲線、ロジスティック曲線は過大な減少傾向となる。 ・上記を除いて、比較的相関係数が高く、資源ごみの減少傾向も考慮して、緩やかな減少傾向となる「べき曲線」を採用する。

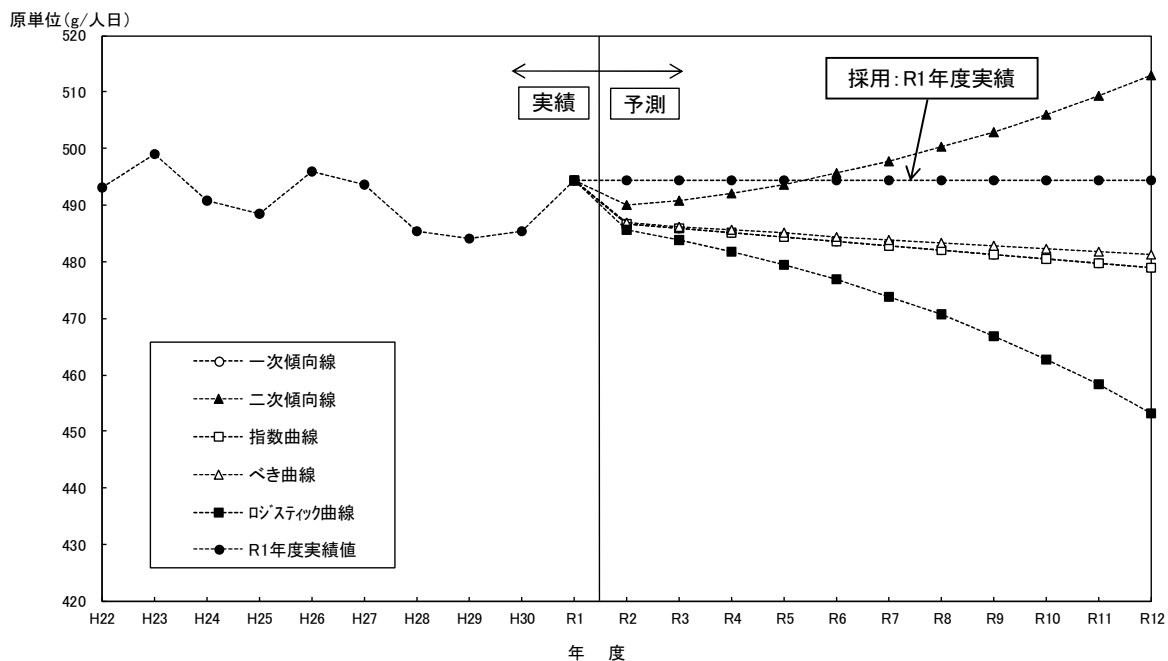
(2) ごみ排出量等原単位の将来推計結果 (詳細)

1) 家庭系ごみ「可燃ごみ」

単位:g/人日

			一次傾向線	二次傾向線	指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線	R1年度実績値	
実績値		平成22年度	22	493.09					
		平成23年度	23	498.94					
		平成24年度	24	490.89					
		平成25年度	25	488.37					
		平成26年度	26	495.93					
		平成27年度	27	493.64					
		平成28年度	28	485.28					
		平成29年度	29	484.22					
		平成30年度	30	485.30					
		令和元年度	31	494.34					
予測値	計画開始年度	令和2年度	32	486.70	489.92	486.69	486.91	485.73	494.34
		令和3年度	33	485.91	490.90	485.91	486.27	483.88	494.34
		令和4年度	34	485.13	492.17	485.14	485.65	481.80	494.34
		令和5年度	35	484.35	493.73	484.36	485.05	479.46	494.34
		令和6年度	36	483.56	495.59	483.59	484.47	476.84	494.34
		令和7年度	37	482.78	497.74	482.82	483.90	473.90	494.34
		令和8年度	38	482.00	500.19	482.05	483.35	470.61	494.34
		令和9年度	39	481.22	502.92	481.28	482.81	466.93	494.34
		令和10年度	40	480.43	505.95	480.51	482.29	462.83	494.34
		令和11年度	41	479.65	509.28	479.75	481.78	458.27	494.34
		令和12年度	42	478.87	512.90	478.98	481.28	453.20	494.34

採用							○
上限k						500.0000	
係数a		-0.7827		512.1857	564.6585	0.0005	
// b		511.7407	613.5273	0.9984	-0.0427	-0.1257	
// a1			-8.5560				
// a2			0.1467				
重相関係数		0.4711	0.5216	0.4717	0.4796	0.4255	



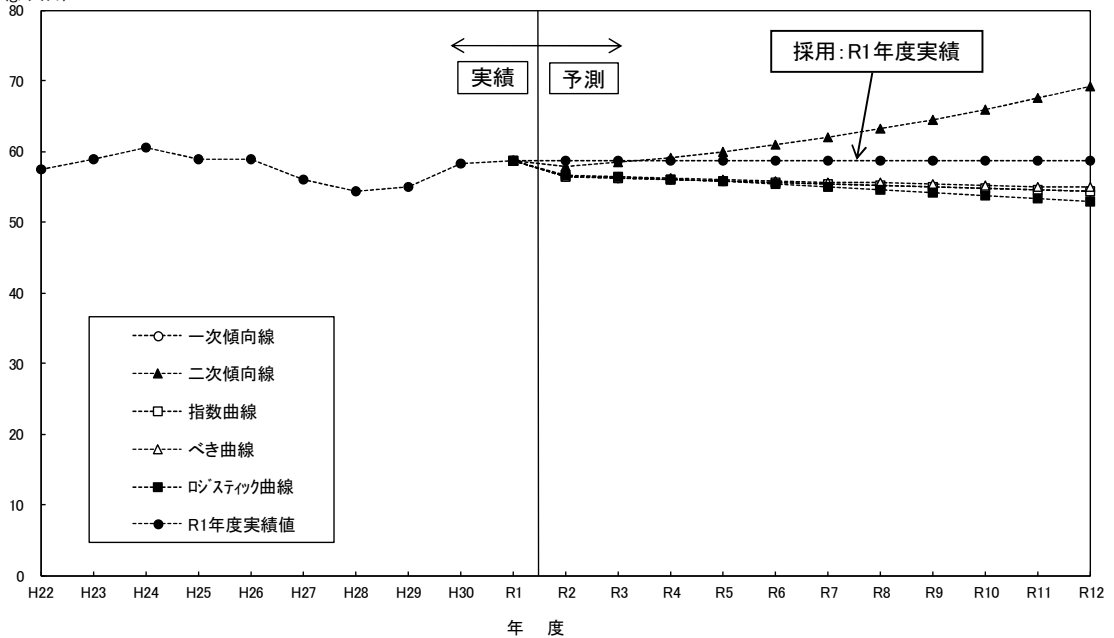
2) 家庭系ごみ「不燃ごみ」

単位:g/人日

			一次傾向線	二次傾向線	指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線	R1年度実績値		
実績値		平成22年度						57.49		
		平成23年度						58.83		
		平成24年度						60.58		
		平成25年度						58.83		
		平成26年度						58.96		
		平成27年度						55.96		
		平成28年度						54.39		
		平成29年度						54.90		
		平成30年度						58.32		
	令和元年度						58.78			
予測値	計画開始年度	令和2年度	32	56.48	57.91	56.45	56.51	56.67	58.78	
		令和3年度	33	56.26	58.46	56.23	56.32	56.37	58.78	
	中間目標年度	令和4年度	34	56.04	59.15	56.02	56.15	56.05	58.78	
		令和5年度	35	55.81	59.96	55.80	55.98	55.71	58.78	
		令和6年度	36	55.59	60.90	55.58	55.81	55.36	58.78	
		令和7年度	37	55.37	61.98	55.37	55.65	54.99	58.78	
		令和8年度	38	55.15	63.18	55.15	55.50	54.60	58.78	
		令和9年度	39	54.93	64.51	54.94	55.34	54.19	58.78	
		令和10年度	40	54.70	65.97	54.73	55.20	53.77	58.78	
		令和11年度	41	54.48	67.56	54.51	55.05	53.32	58.78	
		最終目標年度	令和12年度	42	54.26	69.29	54.30	54.92	52.85	58.78

採用							○
上限k						62.0000	
係数a		-0.2223		63.9276	81.3114	0.0133	
// b		63.5950	108.5473	0.9961	-0.1050	-0.0610	
// a1			-3.6553				
// a2			0.0648				
重相関係数		0.3383	0.4203	0.3364	0.3504	0.3180	

原単位(g/人日)

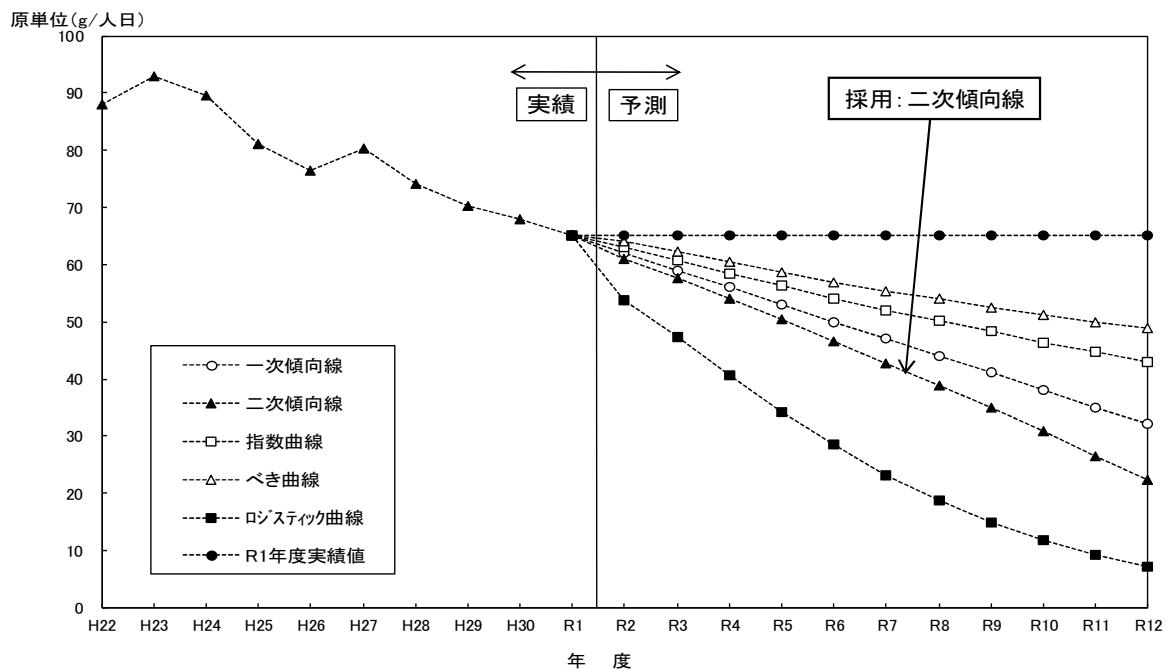


3) 家庭系ごみ「資源ごみ」

単位:g/人日

		一次傾向線	二次傾向線	指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線	R1年度実績値	
実績値	平成22年度	88.00						
	平成23年度	92.91						
	平成24年度	89.62						
	平成25年度	81.02						
	平成26年度	76.35						
	平成27年度	80.22						
	平成28年度	74.03						
	平成29年度	70.25						
	平成30年度	67.95						
	令和元年度	65.09						
予測値	計画開始年度	令和2年度	62.05	61.13	63.16	64.17	53.81	65.09
		令和3年度	59.05	57.63	60.77	62.21	47.23	65.09
		令和4年度	56.05	54.04	58.48	60.37	40.66	65.09
		令和5年度	53.05	50.37	56.28	58.64	34.35	65.09
	中間目標年度	令和6年度	50.05	46.62	54.15	57.00	28.50	65.09
		令和7年度	47.05	42.79	52.11	55.45	23.27	65.09
		令和8年度	44.05	38.87	50.15	53.99	18.73	65.09
		令和9年度	41.05	34.87	48.26	52.59	14.89	65.09
		令和10年度	38.06	30.78	46.44	51.27	11.71	65.09
		令和11年度	35.06	26.61	44.68	50.02	9.14	65.09
	最終目標年度	令和12年度	32.06	22.36	43.00	48.82	7.08	65.09

採用		○				
上限k					95.0000	
係数a	-2.9992		216.1029	2091.2126	0.0001	
// b	158.0215	128.9997	0.9623	-1.0053	-0.2786	
// a1		-0.7828				
// a2		-0.0418				
重相関係数	0.9544	0.9550	0.9515	0.9458	0.9365	



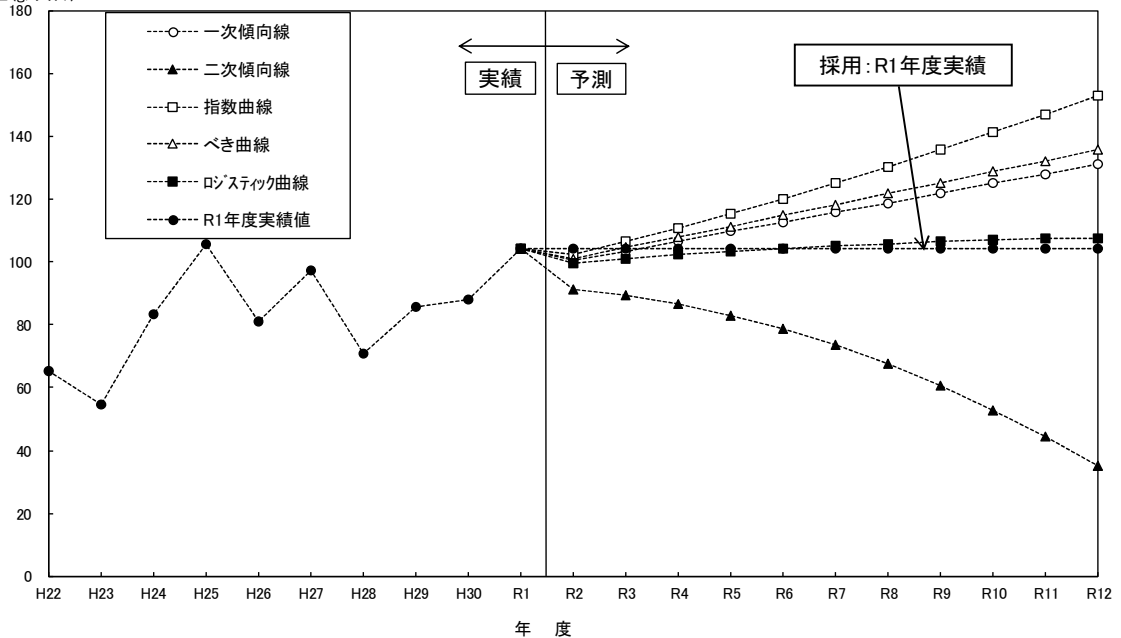
4) 事業系ごみ「可燃ごみ」

単位:g/人日

			一次傾向線	二次傾向線	指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線	R1年度実績値	
実績値		平成22年度	22	65.33					
		平成23年度	23	54.48					
		平成24年度	24	83.40					
		平成25年度	25	105.63					
		平成26年度	26	81.30					
		平成27年度	27	97.07					
		平成28年度	28	70.70					
		平成29年度	29	85.50					
		平成30年度	30	87.80					
	令和元年度	31	104.29						
予測値	計画開始年度	令和2年度	32	100.40	91.30	102.30	101.12	99.60	104.29
		令和3年度	33	103.46	89.41	106.51	104.53	101.00	104.29
		令和4年度	34	106.52	86.69	110.89	107.95	102.23	104.29
	中間目標年度	令和5年度	35	109.58	83.14	115.45	111.39	103.30	104.29
		令和6年度	36	112.65	78.76	120.19	114.82	104.23	104.29
		令和7年度	37	115.71	73.56	125.13	118.27	105.04	104.29
		令和8年度	38	118.77	67.53	130.28	121.72	105.74	104.29
		令和9年度	39	121.83	60.68	135.63	125.18	106.35	104.29
		令和10年度	40	124.90	53.00	141.21	128.65	106.87	104.29
	最終目標年度	令和11年度	41	127.96	44.49	147.01	132.12	107.32	104.29
		令和12年度	42	131.02	35.16	153.06	135.61	107.70	104.29

採用							○
上限k						110.0000	
係数a		3.0628		28.1846	2.4018	16.7940	
// b		2.3861	-284.3883	1.0411	1.0792	0.1588	
// a1			24.9634				
// a2			-0.4132				
重相関係数		0.5599	0.5916	0.5500	0.5590	0.5787	

原単位(g/人日)

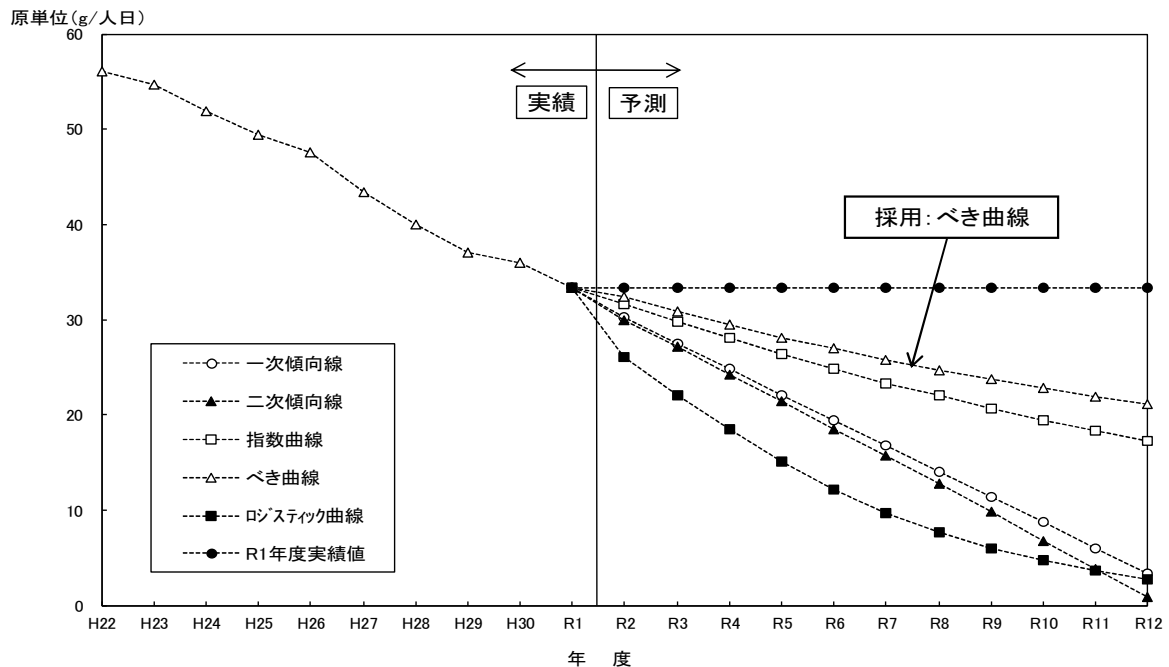


5) 集団回収

単位:g/人日

		一次傾向線	二次傾向線	指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線	R1年度実績値	
実績値	平成22年度			56.13				
	平成23年度			54.65				
	平成24年度			51.95				
	平成25年度			49.48				
	平成26年度			47.61				
	平成27年度			43.33				
	平成28年度			40.00				
	平成29年度			37.02				
	平成30年度			35.99				
令和元年度			33.38					
予測値	計画開始年度	令和2年度	30.20	29.96	31.69	32.50	26.11	33.38
	中間目標年度	令和3年度	27.51	27.15	29.83	30.95	22.15	33.38
		令和4年度	24.83	24.31	28.07	29.51	18.47	33.38
		令和5年度	22.15	21.46	26.41	28.18	15.15	33.38
		令和6年度	19.46	18.58	24.85	26.95	12.25	33.38
		令和7年度	16.78	15.69	23.39	25.80	9.79	33.38
		令和8年度	14.10	12.77	22.01	24.73	7.74	33.38
		令和9年度	11.41	9.83	20.71	23.73	6.07	33.38
		令和10年度	8.73	6.86	19.49	22.79	4.72	33.38
		令和11年度	6.05	3.88	18.34	21.92	3.66	33.38
		令和12年度	3.36	0.88	17.26	21.09	2.82	33.38
	最終目標年度							

採用				○		
上限k					60.0000	
係数a	-2.6833		221.6076	8019.8561	0.0002	
// b	116.0607	108.6213	0.9410	-1.5894	-0.2749	
// a1		-2.1151				
// a2		-0.0107				
重相関係数	0.9951	0.9952	0.9912	0.9852	0.9832	



4 用語集

<あ行>

■RPF（あーるぴーえふ）

RPFとはRefuse derived paper and plastics densified Fuelの略称で、廃プラスチック類を主原料とした固形燃料のことです。

■一般廃棄物（いっばんはいきぶつ）

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類されます。

また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分類されます。

■一般廃棄物処理基本計画（いっばんはいきぶつしよりきほんけいかく）

廃棄物処理法第6条1項で規定される、市町村が定めなければならない当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画です。

一般廃棄物の、①発生量及び処理量の見込み、②排出抑制の方策、③種類及び分別区分、④適正処理の方法及び実施者、⑤処理施設の整備、⑥その他関連する事項について定めています。

一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」があります。

■エコショップ（えこしょっぷ）

簡易包装の実施、マイバッグ持参運動の推進やエコ製品の販売等、環境に配慮した事業活動を行っている小売店のことです。

■エコ製品（えこせいひん）

環境への影響が少すくない製品のことで、再生紙を使ったノートやトイレットペーパー、プラスチックをリサイクルした家具や文具等です。

■SDGs（えすでいーじーず）

「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」とは、2015年（平成27年）9月「持続可能な開発に関するサミット」において、貧困や格差がなく気候変動の緩和された持続可能な世界の実現に向けて採択された、2030年までに目指すべき新しい世界の目標のことです。

<か行>

■拡大生産者責任（かくだいせいさんしゃせきにん）

生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について、生産者が物理的・財政的に一定の責任を負うという考え方のことです。

■家庭系ごみ（かていけいごみ）

一般廃棄物のうち、家庭生活の中から発生する廃棄物のことをいいます。

■家電リサイクル法（かでんりさいくるほう）

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」で、洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・エアコン・テレビをリサイクルするために消費者・家電小売店・家電メーカー等のそれぞれの果たす役割を規定した法律です。

■環境基本法（かんきょうきほんほう）

環境保全についての基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律です。

■感染性一般廃棄物（かんせんせいいっぱんはいきぶつ）

一般廃棄物のうち、主に病院等から発生する感染性のある廃棄物のことをいいます。

■グリーン購入法（ぐりーんこうにゅうほう）

正式名称は「国等による環境物品等の調達に関する法律」で、国等の機関が率先して環境負荷低減に資する製品・サービスを調達すること等を義務づけた法律です。

■建設リサイクル法（けんせつりさいくるほう）

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、建設工事に伴って発生する土砂・コンクリート塊・アスファルト・建設発生木材等の建設廃棄物についての資源化を義務付けた法律です。

■小型家電リサイクル法（こがたかでんりさいくるほう）

正式名称は「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で、デジタルカメラやゲーム機等の使用済みの小型電子機器等に含まれる貴金属、レアメタル等の回収・資源化することを目的とした法律です。

■戸別収集（こべつしゅうしゅう）

ごみを集積所へ出すのではなく、各家庭の玄関先や集合住宅の前等、建物ごとに排出し、一軒ずつ収集していく方法のことです。それに伴い、ごみの減量や資源回収率の向上に効果的な「分別の徹底」と「排出の抑制」が促進されます。

■ごみ処理基本計画（ごみしよりにきほんけいかく）

一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理に関する事項について定めた計画です。

■ごみ処理基本計画策定指針（ごみしよりきほんけいかくさくていししん）

ごみ処理基本計画の策定に関する留意事項を取りまとめたもので、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課が作成しています。平成5年に策定され、平成20年、25年、28年に改定されています。

■ごみ総排出量（ごみそうはいしゅつりょう）

個人あるいは事業者が日常活動の中で排出するごみの量のことで、家庭系ごみと事業系ごみと、集団回収で集められた資源の総量をいいます。

■ごみ排出量（ごみはいしゅつりょう）

個人あるいは事業者が日常活動の中で排出するごみの量のことで、主に家庭系ごみと事業系ごみをいいます。

<さ行>

■災害廃棄物（さいがいはいきぶつ）

地震や洪水などの災害によって、倒れたり焼けたりした建物の解体撤去に伴い発生する廃棄物のことです。がれき類や木くず、コンクリート塊、金属くずの他、家財道具等も含まれます。

■災害廃棄物処理計画（さいがいはいきぶつしよりけいかく）

災害廃棄物の処理について定めた計画です。

■最終処分（さいしゅうしょぶん）

ごみ処理の過程での最終的な処分のことで、埋立処分のことをいいます。

■最終処分率（さいしゅうしょぶんりつ）

ごみの総排出量に占める最終処分量の割合です。

■在宅医療廃棄物（ざいたくいりょうはいきぶつ）

医師を始めとする医療者が在宅で医療を行う「在宅医療」に伴い、家庭から排出される医療廃棄物（使用済み注射針等）のことをいいます。

■産業廃棄物（さんぎょうはいきぶつ）

廃棄物処理法第2条4項で規定される、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定める20種類の廃棄物のことです。

■三成分（さんせいぶん）

三成分はごみの中に含まれる水分、灰分、可燃分の割合を示します。水分は乾燥させることでなくなる量、可燃分はごみの中から水分と灰分を除いた量、灰分は可燃分を燃焼させた後に残る残渣を指しています。

■事業系ごみ（じぎょうけいごみ）

一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物のことをいいます。

■資源化（しげんか）

使用済み物品等のうち、有用なものの全部または一部を再生資源や再生部品として利用することをいいます。

■資源有効利用促進法（しげんゆうこうりょうそくしんほう）

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、環境への負荷が少ない循環型社会形成をめざし、資源の有効利用や廃棄物の発生を抑えるため、再生資源や再生部品など利用促進を目的に制定された法律です。

■自動車リサイクル法（じどうしゃりさいくるほう）

正式名称は「使用済み自動車の資源化等に関する法律」で、自動車の廃車時における適正処理とリサイクル及び再資源化の推進、環境保全等を目的として制定された法律です。

■集団回収（しゅうだんかいしゅう）

小中学校 PTA 等が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進することです。

■循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた社会のことです。

■循環型社会形成推進基本法（じゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんきほんほう）

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、廃棄物等の①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収、⑤適正処分の優先順位を明記しています。

■焼却残渣（しょうきやくざんさ）

焼却施設の焼却処理工程で最終的に排出される残渣のことです。

■焼却施設（しょうきやくしせつ）

一般廃棄物のうち、燃えるごみを焼却処理する施設のことをいいます。

■食品リサイクル法（しょくひんりさいくるほう）

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品廃棄物の排出抑制や資源としての有効活用を促進する法律です。

■食品ロス（しょくひんロス）

「食品ロス」とは、本来食べられたはずなのに捨てられてしまう食品のことで、食べ残しや使い切れずに捨ててしまう手つかず食品が該当します。

■食品ロス削減推進法（しょくひんロスさくげんすいしんほう）

正式名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」で、食品ロス削減に関する施策の基本事項を定め総合的な推進が目的として、食品ロスの定義や施策による食品ロス削減の推進、基本的な方針や施策が盛り込まれています。

■処理後再生利用量（しりごさいせいりょうりょう）

プラスチック類の固形燃料化処理で資源化する RPF 原料回収量、また可燃ごみのメタン発酵処理により資源化するメタンガス回収量のことをいいます。

■処理残渣（しりござんさ）

中間処理施設で処理された後に残った残渣のことです。

■3R（すりーあーる）

3Rとは、①発生・排出抑制（リデュース（Reduce）：ごみの発生、資源の消費をもとから減らす）、②再使用（リユース（Reuse）：繰り返し使う）、③再生利用（リサイクル（Recycle）：資源として再び利用する）の3つの頭文字をとったものです。平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方と①リデュース、②リユース、③リサイクルの優先度が明文化されました。また、3Rのうち優先順位の高い①リデュース、②リユースを併せて2R（ツーマール）と呼びます。

■生活排水処理基本計画（せいかつはいすいしりごきほんけいかく）

一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水に関する事項について定めた計画です。

＜た行＞

■第2次観音寺市環境基本計画（だいにじかんおんじしかんきょうきほんけいかく）

市の環境の現況や国内外の動向等を踏まえ策定している中期的な計画。現行計画は平成31年3月に策定（計画期間：平成31年度（令和元年度）～令和7年度）し、実現を目指す新たな環境像として「人と自然が織りなす 彩りと笑顔があふれる 環境のまち かんおんじ」を掲げています。

■第5次環境基本計画（だいごじかんきょうきほんけいかく）

環境基本計画は、環境基本法に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定める計画のことで、「第5次環境基本計画」は平成30年4月に閣議決定されています。

■第4次循環型社会形成推進基本計画（だいにじじゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんきほんけいかく）

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画のことで、「第4次循環型社会形成推進基本計画」は平成30年6月に閣議決定されています。

■地域循環共生圏（ちいきじゅんかんきょうせいけん）

それぞれの地域にある、異なる再生可能な資源（自然、物質、人材、資金等）を循環させて有効利用し、地域の特徴によって補完し合うことで、地域の活力を最大化させて持続可能な自立・分散型の社会を形成するという考え方のことです。

■中間処理（ちゅうかんしより）

焼却施設、メタン発酵処理、固形燃料化処理等により廃棄物の減容化・減量化・資源化を行う処理のことをいいます。

■直接資源化量（ちよくせつしげんかりょう）

本市が分別収集で回収する資源ごみの量のことをいいます。

■2R（つーあーる）

Reduce（発生・排出抑制）、Reuse（再使用）の2つの頭文字Rをとったものです。

■低位発熱量（ていはつねつりょう）

燃料が燃焼した時に発生するエネルギー（発熱量）を表示する際の条件を示すもので、燃料の燃焼によって生成された水分が奪う熱量を除いたものを示します。焼却施設を設計する際の基準値となります。

■適正処理困難物（てきせいしよりこんなんぶつ）

市町村が処理する廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難なもので、環境大臣が指示する品目で、現在、タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されています。

■出前講座（でまえこうざ）

「出前講座」とは、市民への情報提供と対話の一環として、市職員が市民の要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業について直接説明を行うことをいいます。

<は行>

■廃棄物（はいきぶつ）

ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体・その他の汚物・不要物であって、固形状または液状のものを意味します。

■廃棄物処理基本方針（はいきぶつしよりきほんほうしん）

正式名称は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき平成13年5月に定められました。平成28年1月に改正されています。

■廃棄物処理法（はいきぶつしよりほう）

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の排出を抑制し、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的に制定された法律です。

■発生抑制（はっせいよくせい）

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルに優先されます。発生抑制（リデュース）のためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

■ふれあい収集（ふれあいしゅうしゅう）

ごみ出しを行うことが困難な高齢者や障害のある人で、親族や地域の協力を得ることができない場合に、自宅の玄関先でごみ収集を行うことをいいます。

<ま行>

■マイクロプラスチック（まいくろぷらすちっく）

レジ袋、ペットボトル等の不法投棄などにより海へ流れ込んだ海洋プラスチックごみが、紫外線と物理的な力（波動など）によってマイクロプラスチック（通常直径5mm以下のもの）となり、海洋生物への影響を与えます。

■メタン発酵処理（めたんはっこうしより）

生ごみ等を細菌の働きによって分解し、メタンガスを発生・回収する処理方法のことです。

<や行>

■容器包装リサイクル法（ようきほうそうりさいくるほう）

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」で、家庭から出るごみの6割（容量比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。法律で指定する容器包装（ガラスビン・ペットボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装）について、消費者、市町村、事業者間の役割分担を規定しています。

<ら行>

■リサイクル率（りさいくるりつ）

ごみの総排出量に占める再生利用量の割合です。資源化率・再生利用率とも表現されます。

■リサイクル（りさいくる） 3 R 参照

■リデュース（りでゅーす） 3 R 参照

■リユース（りゅーす） 3 R 参照



一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和3年3月

観音寺市 市民部 生活環境課

TEL 0875-25-2698

FAX 0875-25-2867

seikatsu@city.kanonji.lg.jp